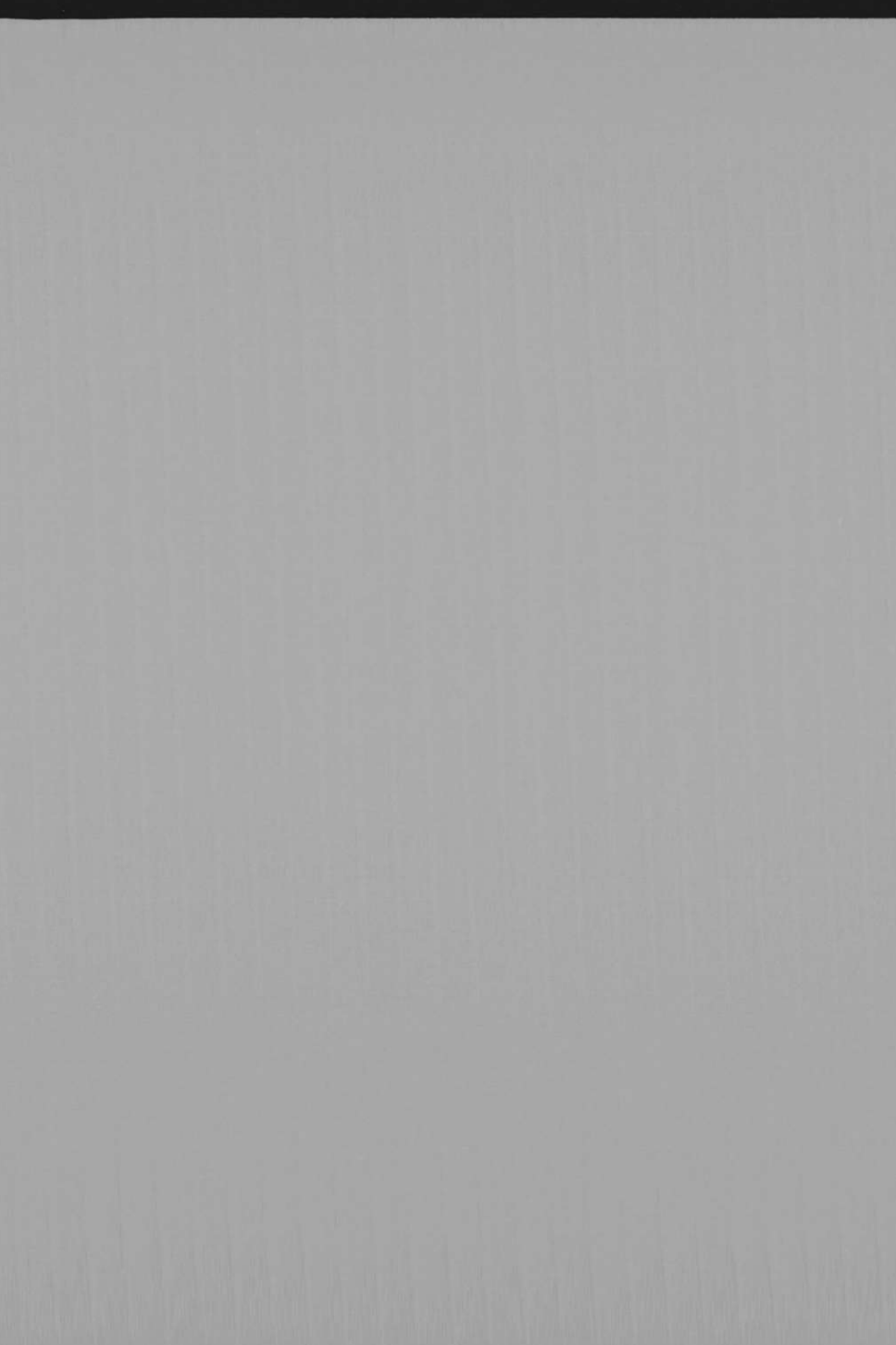


399.2

Pa 594.6



35-21

孫子·吳子

司馬法

唐太宗李衛公問對

尉繚子

六韜·三略

武經七書

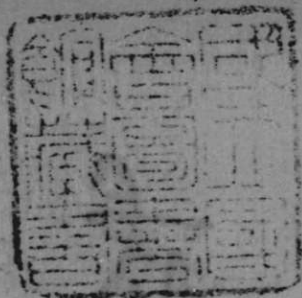
東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室
芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番

武經七書

399.2

So594B



513665

解題

「孫子」、「吳子」、「司馬法」、「太宗」、「尉繚子」、「六韜」、及び「三略」を武學の雜篇三百九十餘部の中から選出して七書と名づけたのは宋の元豐年中で、我國では慶長十一年に徳川家康が始めて之れを覆刻させた。しかし是等の書はずつと古くから別々には渡來してゐて、中臣鎌足が六韜を愛讀した事や、源義家が孫子を學んだ事や、源義經が三略を授けられた事などは史乘にも見えてゐる。儒家の四書五經に對比すべき兵家の「バイブル」で、かつて東郷元帥や福島中將の口頭には屢々孫吳の句が出たのである。

「孫子」は戰國時代に齊の孫武の撰したもの、七書中でも最古く且つ最も精明なものである。文章も簡勁にして、正しき古文の模範である。「吳子」は同時代の將軍吳起の著、魏の文侯の間に應じて、軍國の經營から用兵の大法を説いてゐる。文章も孟子を聯想させる。「司馬法」は司馬穰直を始め周の軍官の長（司馬）の説く所を齊の諸臣の追輯したもの、道徳の大木から始めて用衆の術に及んでゐる。「唐太宗李衛公問對」は唐の軍師衛國公李靖が太宗と兵を談じた筆録であるが、實は同時代の或兵學通が假作したものかも知れぬといふことである。「尉繚子」は周の尉繚の撰、梁の惠王の間に引起し、權謀詭詐よりも正理公道を以て立國の要諦としたところに價値を置かれてある。「三略」は黃石公三略ともいふ。下邳の圯上に張良を呼んで授けた所謂、黃石公の兵書と稱せられてゐるが、全く後人の依託である。用兵の原理を老莊の哲學に取

つたところが特色であらう。「六韜」は周の武王の軍師太公望呂尙の撰と呼ばれて古く出来たものであるが、戦國以後の作たることは争はれぬ。しかし七書の中では孫臏に次いで最も精妙な兵書として尊重されている。

七書の袖珍本は幕末の大動搖の時に最多く刊行された。京都を政治的中心として東奔西走した志士の懐中に入る便を圖つたのであらう。或は華押、或は血痕などのあるそれ等の本を手にしつゝ、當時を憶ふと、無限の感が起ると共に、この書の勢力の偉大なことが察せられる。七書は單に武經としての用に止まらず、徳教の外篇、即ち一種の剴切なる處世訓としても永遠に光を放つものである。

武經七書

孫子

始計第一

孫子曰く、兵は國の大事、死生の地、存亡の道、察せざるべからざる也。故に之れを經すに五事を以てし、之れを校ふるに計を以てして、其情を索む。一に曰く道、二に曰く天、三に曰く地、四に曰く將、五に曰く法。道とは民をして上と意を同うして、之れと死すべく、之れと生くべく、而して危きを畏れざらしむる也。天とは陰陽、寒暑、時の制也。地とは遠近、險易、廣狹、死生也。將とは智、信、仁、勇、嚴也。法とは曲制、官道、主用也。凡そ此の五つの者將は聞かざるなし、之れを知る者は勝ち、知らざる者は勝たず。故に之れを校ふるに計を以てして其の情を索む。

曰く主孰れか道ある、將孰れか能ある、天地孰れか得たる、法令孰れか行はる、兵衆孰れか強き、士卒孰れか練なる、賞罰孰れか明らかなる、吾れ此れを以て勝負を知る、將、吾が計を聽き、

之れを用ひ、必ず勝たば之れを留めむ、將吾が計を聽いて、之れを用ひず、必ず敗るれば之れを去てむ。計、利あり以て聽かれなば、乃ち之れが勢を爲して以て其の外を佐けよ。勢は利に因つて權を制するなり。兵は詭道也。故に能くして之れに能くせざるを示し、用ひて之れに用ひざるを示し、近うして之れに遠きを示し、遠うして之れに近きを示し、利して之を誘き、亂して之れを取り、實るときは之れに備へ、強きときは之れを避け、怒るときは之れを撓し、卑きときは之れを驕らし、佚するときは之れを勞らし、親しきときは之れを離し、其の備無きを攻め其の不意に出づ、此れ兵家の勝つこと、先づ傳ふべからざる也。夫れ未だ戦はずして廟算し、勝つものは、算を得ること多き也。未だ戦はずして廟算し、勝たざるものは、算を得ること少き也。算多ければ勝ち、算少ければ勝たず、而るを況んや算なきに於てをや、吾れ此に於て之れを觀るときは、勝負見はる。

作戦第二

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、馳車千駟、革車千乘、帶甲十萬、千里糧を饋るに、内外の費、賓客の用、膠漆の材、車甲の奉、日に千金を費し、然る後ち十萬の師擧がる。其の戦を用ふる

や、勝つとも久しきときは則ち兵を鈍し銳を挫く。城を攻むれば則ち力屈す。久しく師を暴すときは則ち國用足らず。夫れ兵を鈍し銳を挫き力を屈し貨を殫さば、則ち諸侯其の弊に乗じて起る、智者ありと雖も其の後を善くする能はず。故に兵は拙速を聞く、未だ巧の久しきを覩ざる可き也。

夫れ兵久しうして國利あるものは未だ之れ有らざる也。故に盡く兵を用ふるの害を知らざる者は、則ち盡く兵を用ふるの利を知る能はざる也。善く兵を用ふる者は、役再び藉らず、糧三たび載せず、用を國に取り、糧に敵に因る。故に軍食足る也。國の、師に貧しきは遠く輸るなり、遠く輸れば百姓貧し、師に近き者は賣ることを貴うす、賣ることを貴うすれば百姓財竭く、財竭くるときは丘役に急なり。力屈き財殫き、中原内は家に虚して、百姓の費十に其七を去る、公家の費、車を破り、馬を罷し、甲冑、矢弓、鞍楯、矛櫓、丘牛、大車、十に其六を去る、故に智將は敵に食するを務む、敵の一鍾を食ふは吾が二十鍾に當る、苾秆一石は吾が二十石に當る。故に敵を殺すは怒也。敵の利を取るは貨也。車戰に車十乗以上を得れば、其の先づ得る者を賞して、其の旌旗を襲めよ。車をば雜へて之れに乗らしめ、卒をば、善みして之れを養へ、是れを敵に勝つて強きを益すとは謂ふ。故に兵は勝つことを貴んで、久しきを貴ばず。故に兵を知るの將は、民

の司命、國家安危の主也。

謀攻第三

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、國を全うするを上となし、國を破るは之れに次ぐ。軍を全うするを上となし、軍を破るは之れに次ぐ。旅を全うするを上となし、旅を破るは之れに次ぐ。卒を全うするを上となし、卒を破るは之れに次ぐ。伍を全うするを上と爲し、伍を破るは之れに次ぐ。是の故に百戰百勝は、善の善なるものに非ず、戰はずして人の兵を屈するは、善の善なるもの也。故に上兵は謀を伐つ、其の次は交を伐つ、其の次は兵を伐つ、其下は城を攻む。城を攻むるの法、已むを得ざるが爲め也。櫓轆轤を修め、器械を具へ、三月にして後ち成る、距堙又三月にして後ち已む。將其怒に勝へずして之れに蟻附し、士卒を殺すこと三分の一にして、而かも城抜けざるは、此れ攻むるの災也。故に善く兵を用ふるものは、人の兵を屈するも戰ふにあらざる也。人の城を抜くも攻むるにあらざる也。人の國を毀るも久しきにあらざる也。必ず以て争を天下に全うす、故に兵頓えずして利全うすべし。此れ謀攻の法也。

故に兵を用ふるの法、十なれば之れを圍み、五なれば之れを攻め、倍なれば之れを分ち、敵し

ければ能く之れを戦はし、少なければ能く之れを逃れ、若かされば能く之れを避けよ。故に小敵の堅きは大敵の擒也。夫れ將は國の輔也、輔周ければ國必ず強し、輔隙あれば國必ず弱し。故に君の軍に患ふる所以のもの三つ。軍の以て進むべからざるを知らずして、之れに進めといひ、軍の以て退くべからざるを知らずして之れに退けといふ、是れを糜軍といふ。三軍の事を知らずして三軍の政を同するときは軍士惑ふ。三軍の權を知らずして三軍の任を同するときは軍士疑ふ。三軍既に惑ひ且つ疑ふときは諸侯の難至る。是れを軍を亂り勝を引くといふ。故に勝を知るに五あり。以て與に戦ふべく、以て與に戦ふべからざるを知る者は勝つ。衆寡の用を識る者は勝つ。上下欲を同する者は勝つ。虞を以て不虞を待つ者は勝つ。將能にして君御せざる者は勝つ。此の五つの者は勝を知るの道也。故に曰く彼を知り己を知らば百戰殆からず、彼を知らずして己を知らば一勝一負、彼を知らず己を知らざれば戦ふ毎に必ず敗る。

軍形第四

孫子曰く、昔の善く戦ふ者は、先づ勝つべからざるを爲して、以て敵の勝つべきを待つ。勝つべからざるは己にあり、勝つべきは敵にあり。故に善く戦ふ者は能く勝つべからざるを爲して、

敵をして必ず勝つべからしむること能はず、故に曰く勝つことを知るべくして爲すべからず。勝つべからざるは守也。勝つべきは攻也、守れば則ち足らず、攻むれば則ち餘あり。善く守る者は九地の下に藏る、善く攻る者は九天の上に動く。故に能く自ら保つて全く勝つ也。勝を見ること衆人の知る所に過ぎざるは、善の善なるものに非ざる也。戰勝つて天下善しといふは善の善なるものに非ざる也。故に秋毫を擧ぐるは多力とせず、日月を見るは明目とせず、雷霆を聞くは聰耳とせず。古の所謂善く戰ふ者は、勝ち易きに勝つ者也。故に善く戰ふ者の勝つや、智名なく勇功なし。故に其の戰勝つこと忒はず、忒はざる者は其の勝を措く所已に敗るゝに勝つ者也。故に善く戰ふ者は、敗れざるの地に立つて敵の敗るゝを失はざる也。此の故に勝兵は先づ勝つて後ちに戰を求む、敗兵は先づ戰うて後に勝を求む。善く兵を用ふる者は道を修めて法を保つ、故に能く勝敗の政を爲す。兵法に一に曰く度、二に曰く量、三に曰く數、四に曰く稱、五に曰く勝。地、度を生じ、度、量を生じ、量、數を生じ、數、稱を生じ、稱、勝を生ず、故に勝兵は鎡を以て銖を稱るが如し、敗兵は銖を以て鎡を稱るが如し。勝つ者の戰ふや、積水を千仞の谿に決くるが若き者は形也。

兵勢第五

孫子曰く、凡そ衆を治むること寡を治むるが如きは、分數是れなり。衆を闘はすこと寡を闘はすが如きは、形名是れなり。三軍の衆必ず敵を受けて敗れること無からしむ可きもの、奇正是れなり。兵の加ふるところ礮を以て卵に投ずるが如きものは、虚實是れなり。凡そ戦は正を以て合し、奇を以て勝つ。故に能く奇を出すものは窮まりなきこと天地の如く、竭きざること江海の如し。終つて復た始まるは日月是れなり。死して甦るは生まるは四時はれなり。聲は五に過ぎず、五聲の變は勝けて聴くべからず。色は五に過ぎず、五色の變は勝けて觀るべからず。味は五に過ぎず、五味の變は勝けて嘗むべからず。戰勢は奇正に過ぎず、奇正の變は勝けて窮はむべからず、奇正の相生すること循環の端無きが如し、孰れか能く之れを窮めむや。激水の疾き、石を漂はすに至るものは勢也。鷲鳥の疾き、毀折に至るものは節也、故に善く戰ふ者は、其勢險に其節短なり。勢、弩を強るが如く、節、機を發つるが如く、紛々紜々、闘亂して亂るべからず、渾々沌々形圓くして敗るべからず。亂は治に生り、怯は勇に生り、弱は強に生る。治亂は數なり、勇怯は勢なり、強弱は形なり。故に善く敵を動かす者は、之れに形するときは敵必ず之れに

従ひ、之れを予ふれば敵必ず之れを取る。利を以て之れを動し、本を以て之れを待つ。故に善く戦ふものは、之れを勢に求めて人に責めず、故に能く人を探んで勢に任ず。勢に任ずれば其の人を戦はずや木石を轉ずるが如し。木石の性、安きときは靜かに、危きときは動く。方なれば止まり、圓なれば行く、故に能く人を戦はしむるの勢、圓石を千仞の山に轉ずるが如きものは、勢也。

虚實第六

孫子曰く、凡そ先づ戦地に處て敵を待つ者は佚す、後に戦地に處て戦に趨く者は勞す。故に善く戦ふ者は人を致して人に致されず。能く敵人をして自から至らしむるものは、之れを利すればなり。能く敵人をして至るを得ざらしむるものは、之れを害すればなり。故に敵佚すれば能く之れを勞らし、飽けば能く之れを飢やし、安ければ能く之れを動かし、其の趨かざる所に出で、其の意はざる所に趨く。千里を行いて勞せざるは、無人の地に行けばなり、攻めて必ず取るは、其の守らざる所を攻むればなり、守つて必ず固きは、其攻めざる所を守ればなり、故に善く攻むる者は、敵其の守る所を知らず。善く守る者は、敵其の攻むる所を知らず。微なる哉微なる哉無形に至る、神なる哉神なる哉無聲に至る。故に能く敵の司命となる。進んで禦ぐべからざるは、其

の虚を衝けばなり、退いて追ふべからざるは、速かにして及ぶべからざればなり。故に我れ戦を欲せば、敵壘を高うし溝を深うすと雖も、我れと戦はざるを得ざるは、其の必ず救ふ所を攻むればなり。我れ戦を欲せずば、地を畫して之れを守ると雖も、敵我れと戦ふを得ざるは、其の之く所に乖けばなり。故に人を形して我れ形なくば我れ專にして敵分かる、我れ專にして一となり敵分かれて十となれば、是れ十を以て其一を攻むるなり、則ち我れ衆にして敵寡く、能く衆を以て寡を撃たば、則ち吾が與に戦ふの所のもの約なり。吾が與に戦ふ所の地知るべからず、知るべからずば敵の備ふる所のもの多し、敵の備ふる所のもの多ければ、吾が與に戦ふ所のもの寡し、故に前に備ふれば後寡し、後に備ふれば前寡し、左に備ふれば右寡し、右に備ふれば左寡し。備へざる所無ければ則ち寡からざる所なし。寡とは人に備ふる者なり、衆とは人をして己れに備へしむる者なり。故に戦の地を知り戦の日を知るものは、千里にして會戦すべし。戦地を知らず戦日を知らざるものは、左、右を救ふこと能はず、右、左を救ふこと能はず、前、後を救ふこと能はず、後、前を救ふこと能はず、況んや遠きもの數十里、近きもの數里なるをや。

吾を以て之れを度るに、越人の兵多しと雖も亦た奚んぞ勝つに益あらんや、故に曰く勝つこと爲すべきなり、敵多しと雖も闘ふこと無からしむべし。故に之れを策つて得失の計を知り、之

れを作して動靜の理を知り、之れを形して死生の地を知り、之れに角れて有餘不足の處を知る。故に兵に形するの極は無形に至る、無形なれば則ち深間も窺ふ能はず、智者も謀る能はず。形に因つて勝つことを衆に措けば衆知る能はず。人皆我が勝つ所以の形を知るも吾が勝を制する所以の形を知ることなし、故に其戰勝つて復せず、而して形に無窮に應ず。

夫れ兵の形は水に象どる、水の形は高きを避けて下きに趨る。兵の形は實を避けて虚を撃つ、水は地に因つて流を制す、兵は敵に因つて勝を制す。故に兵に常勢なく、水に常形なし。能く敵に因つて變化して勝を取るもの之れを神と謂ふ。故に五行に常勝無く、四時に常位無し、日に短長あり、月に死生あり。

軍爭第七

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、將、命を君に受けて軍を合せ衆を聚め交和して舍す、軍爭より難きはなし。軍爭の難きは、迂を以て直となし、患を以て利となす、故に其途を迂げて之れを誘くに利を以てし、人に後れて發し人に先んじて至る、此れ迂直の計を知る者なり。故に軍爭を利となし、衆爭を危となす。軍を擧げて利を争へば及ばず、軍を委て、利を争へば輜重損つ。是

の故に甲を卷いて越り、日夜處まらず、道を倍して兼ね行くこと百里にして利を争はゞ、則ち三將軍を擒にせらる。勁き者は先きに、疲れたる者は後に、其の法十一にして至る。五十里にして利を争はゞ、則ち上將軍を蹶がる、其法半ば至る。三十里にして利を争はゞ、即ち三分の二至る。是の故に軍に輜重なくば亡び、糧食なくば亡び、委積なくば亡ぶ、故に諸侯の謀を知らざる者は豫め交はる能はず。山林、險阻、沮澤の形を知らざる者は軍を行る能はず。郷導を用ひざる者は地の利を得る能はず。故に兵は詐を以て立ち、利を以て動き、分合を以て變を爲すものなり。故に其疾きこと風の如く、其徐かなること林の如く、侵掠すること火の如く、動かざること山の如く、知り難きこと陰の如く、動くこと雷の震ふが如し。郷を掠むるには衆を分かち、地を廓むるには利を分かち、權を懸けて動き、先づ迂直の計を知る者は勝つ、此れ軍争の法なり。軍政に曰く、言相聞こえず故に之れが爲めに金鼓し、視相見えす故に之れが爲めに旌旗す。夫れ金鼓旌旗は人の耳目を一にする所以なり。人既に專一なれば、勇者獨り進むを得ず、怯者獨り退くを得ず、此れ衆を用ふるの法なり。故に夜の戦には火鼓を多くし、晝の戦には旌旗を多くし、人の耳目を變ずる所以なり。三軍も氣を奪ふべし、將軍も心を奪ふべし。是故に朝の氣は鋭く、晝の氣は惰り、暮の氣は歸る。故に善く兵を用ふる者は、其の鋭氣を避けて其惰歸を撃つ、

此れ氣を治むる者なり。治を以て亂を待ち、靜を以て譁を待つは、此れ心を治むる者なり、近を以て遠を待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て飢を待つは、此れ力を治むる者なり。正々の旗を邀ふるなかれ、堂々の陣を撃つなかれ、此れ變を治むる者なり。故に兵を用ふるの法、高陵には向ふことなかれ、丘を背にせば逆ふなかれ、伴り北ぐるには従ふなかれ、銳卒は攻むるなかれ、餌兵は食むなかれ、歸る師は退むるなかれ、圍む師は必ず闕け、窮寇には迫まるなかれ、此れ兵を用ふるの法なり。

九變第八

孫子曰く、凡そ兵を用ふるの法、將、命を君に受け軍を合せ衆を聚め、圯地には舍するなく、衢地には交りを合せ、絶地には留まる無く、圍地には謀り、死地には戦ふ、途に由らざる所あり、軍に撃たざる所あり、城に攻めざる所あり、地に争はざる所あり、君命受けざる所あり。故に將九變の利に通ずる者は兵を用ふることを知る。將九變の利に通ぜざる者は地形を知ると雖も地の利を得る能はず。兵を治むるに九變の術を知らずば、五利を知ると雖も人の用を得る能はず。是故に智者の慮は必ず利害を雜ふ、利に雜へて務信ぶべし、害に雜へて患解くべし。是故に諸侯

を屈する者は害を以てし、諸侯を役する者は業を以てし、諸侯を越らしむる者は利を以てす。故に兵を用ふるの法、其來たらざるを恃むなかれ、吾が以て之れを待つ有るを恃め。其の攻めざるを恃むなかれ、吾が以て攻む可らざる所あるを恃め。故に將に五危あり、必死は殺すべし、必生は虜にすべし、忿速なるは侮るべし、廉潔なるは辱むべし、民を愛するは煩はすべし。凡そ此の五つの者は將の過なり、兵を用ふるの災なり、軍を覆へし將を殺すは必ず五危を以てす、察せずんばあるべからざるなり。

行軍第九

孫子曰く、凡そ軍に處て敵を相るに、山を絶ち谷に依り、生を視て高きに處れ、隆きに戰うて登ることなかれ、是れ山に處るの軍なり。水を絶てば必ず水に遠ざかれ。客、水を絶つて來るときは之れを水内に迎ふるなかれ、半ば渡らしめて之れを撃てば利あり。戰はんと欲する者は水に附いて客を迎ふるなかれ、生を視て高きに處り水流を迎ふることなかれ、此れ水上に處るの軍なり。斥澤を絶たるには惟だ亟かに去つて留まるなかれ、若し軍を斥澤の中に交ふれば、必ず水草に依つて衆樹を背にせよ、此れ斥澤に居るの軍なり。平陸には易に處り、高きを右背にし、死を

前にし生を後にす。此れ平陸に處るの軍なり。凡そ此の四軍の利は、黃帝の四帝に勝てる所以なり。凡そ軍は高きを好んで下きを惡み、陽を貴びて陰を賤み、生を養うて實に居る。軍に百疾なき、是れを必勝といふ。丘陵堤防には必ず其の陽に處て之れを右背にす、此れ兵の利、地の助なり。上、雨ふりて水沫至らば、涉らんと欲する者は其定まるを待て。

凡そ地に絶澗、天井、天牢、天羅、天陷、天隙あり、必ず亟かに之れを去つて近づくなかれ。吾れは之れを遠け敵には之れに近づかしめ、吾れは之を迎へ敵には之を背にせしむ。軍の旁らに險阻、潢井、藁葭、林木、翳薈のところあらば、必ず謹みて覆す。之れを索めよ、此れ伏姦の所なり。近うして靜かなる者は其險を恃むなり、遠くして戰を挑む者は人の進まんを欲するなり、其居る所易なる者は利なり、衆樹動く者は來るなり、衆草障多き者は疑なり、鳥起つ者は伏なり、獸駭く者は覆なり、塵高うして銳き者は車來るなり、卑うして廣き者は徒來るなり、散じて條達る者は樵採なり、少にして往來する者は軍を營するなり、辭卑うして益々備ふる者は進むなり、辭強くして進み驅る者は退くなり、輕車先づ出で、其の側に居る者は陣するなり、約なくして和を請ふ者は謀るなり、奔走して兵を陣するは期するなり、半ば進み半ば退く者は誘くなり、杖いて立つ者は飢ゑたるなり、汲んで先づ飲む者は渴せるなり、利を見て進まざる者は勞

せるなり、鳥の集まる者は虚なり、夜呼ぶ者は恐るゝなり、軍擾るゝ者は將重からざるなり、旌旗動く者は亂るゝなり、吏怒る者は倦むなり、馬を殺して肉食する者は軍に粮なきなり、缶を懸けて其舎に返らざる者は窮寇なり、諄々論々徐かに人と言ふ者は衆を失へるなり、數賞する者は窘めるなり、數罰する者は困しむなり、先きに暴にして後に其衆を畏るゝ者は精しからざるの至りなり、來つて委謝する者は休息せんと欲するなり、兵怒つて相迎へ久うして合せず、また相去らざる者は、必ず謹んで之れを察せよ。

兵は益、多きを貴むに非ざるなり、武く進むこと無しと雖も、以て力を併するに足れるは、敵を料つて人を取るのみ、夫れ惟だ慮なくして敵を易んずる者は、必ず人に擒にせらる。卒未だ親附せざるに之れを罰すれば則ち服せず、服せざれば則ち用ひ難し、卒已に親附するも罰行はれずば則ち用ふべからざるなり。故に之れを令するに文を以てし、之れを齊うするに武を以てす、是れを必取といふ。令素より行はれ以て其民を教ふれば民服す、令素より行はれずして以て其民を教ふるときは則ち民服せず、令素より行はるゝ者は衆と相得るなり。

地形第十

孫子曰く、地形に通ずる者あり、掛かる者あり、支ふる者あり、隘ほそき者あり、險けはしき者あり、遠とほき者あり。我れ以て往くべく彼れ以て來きるべきを通といふ、通の形は先かうづ高陽かうやうに居り糧道りやうだうを利し以て戰ふ時は則ち利あり。以て往くべく以て返り難きを掛くわといふ、掛の形は敵備てきびへなきとき出づれば之れに勝ち、敵若し備へ有るとき出づれば勝たず、以て返へり難し、不利なり。我れ出でて利あらず彼れ出で、利あらざるを支といふ、支の形は敵我れを利すと雖も我れ出づる無れ、引いて之を去れ、敵をして半ば出でしめて之れを撃てば利あり。隘の形は我れ先づ之れに居て必ず之れに盈みちて以て敵を待て、若し敵先づ之れに居て盈みつる時は、從まふこと勿れ、盈みたざるときは之れを從まへ。險の形は我れ先づ之れに居り必ず高陽かうやうに居り以て敵を待て、若し敵先づ之れに居らば引いて之れを去れ、從まふこと勿れ。遠の形は勢均せいきんし、以て戰を挑み難し、戰うて利あらず。凡そ此の六つのは地の道ちのちなり、將の至任しじんなり、察せざるべからざるなり。

故に兵に走る者あり、弛ぢくる者あり、陷おちる者あり、崩くづる者あり、亂みだる者あり、北ひぐる者あり、凡そ此の六つの者は天地の災わざはひにあらず、將の過あやまちなり、夫れ勢均せいきんしく、一を以て十を撃つを走といふ。卒強そくかうくして吏弱しじやくきを弛ぢといふ。吏強しじかうくして卒弱そじやくきを陷おちといふ。大吏怒つて服せず敵に遇あうて懟うれんで自ら戰ふ、將其の能を知らざるを崩くづといふ。將弱くして嚴ならず、道を教へて

明かならず、吏卒常なく兵を陣する縦横なるを亂といふ。將敵を料ること能はず、少を以て衆に合し弱を以て強を撃ち、兵に選鋒なきを北といふ。凡そ此六つの者は敗の道なり、將に至任なり、察せざるべからざるなり。

夫れ地形は兵の助けなり、敵を料り勝を制するに、險阨遠近を計るは上將の道なり。此を知つて戦を用ふる者は必ず勝つ、此れを知らずして戦を用ふる者は必ず敗る。故に戦の道必ず勝つべくば、主戦ふ無れといふとも必ず戦うて可なり、戦の道勝つまじくば、主必ず戦へといふとも戦ふ無くして可なり。故に進んで名を求めず退いて罪を避けず、唯だ民を是れ保んじて主に利あるは國の寶なり。卒を視ること嬰兒の如し、故に之れと深谿に赴くべし、卒を視ること愛子の如し、故に之れと死を俱にすべし。愛して令する能はず、厚うして使ふ能はず、亂れて治むる能はずば、譬へば驕子の用ふべからざるが如し。吾が卒の以て撃つべきを知りて敵の撃つべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。敵の撃つべきを知りて吾が卒の以て撃つべからざるを知らざるは勝の半ばなり。敵の撃つべきを知り吾が卒の以て撃つべきを知るも而も地形の以て戦ふべからざるを知らざるは、勝の半ばなり。故に兵を知る者は動いて迷はず、擧げて窺せず、故に曰く彼を知り己を知れば勝つこと乃ち殆からず、天を知り地を知れば勝つこと乃ち全うすべし。

九地第十一

孫子曰く、兵を用ふるの法、散地あり、輕地あり、爭地あり、交地あり、衢地あり、重地あり、圯地あり、圍地あり、死地あり。諸侯自ら其地に戰ふ者を散地となす。人の地に入つて深からざる者を輕地となす。我れ得るも亦利あり、彼れ得るも亦利ある者を爭地となす。我れ以て行くべく、彼れ以て來るべき者を交地となす。諸侯の地三屬す、先づ至つて天下の衆を得る者を衢地となす。人の地に入ること深うして城邑の多きを背にする者を重地となす。山林、險阻、沮澤、凡て行き難きの道を圯地となす。由て入る所のもの隘く、從つて歸る所のもの迂に、彼れ寡うして以て吾れの衆を撃つべき者を圍地となす。疾く戰へば則ち存し、疾く戰はざれば則ち亡ぶる者を死地となす。此故に散地には則ち戰ふこと無れ。輕地には則ち止まること無れ。爭地は則ち攻むること無れ。交地は則ち絶たるゝこと無れ。衢地は則ち交はりを合せよ。重地は則ち掠めよ。圯地は則ち行け。圍地は則ち謀れ。死地は則ち戰へ。

古の善く兵を用ふる者は、能く敵人をして前後相及ばず、衆寡相恃まず、貴賤相救はず、上下相收めず、卒離れて集まらず、兵合して齊はざらしめ、利に合して動き利に合せずして止む。敢

て問ふ、敵衆てきしゅう整ととのひ將に來らんとす、之れを待つこと若何。曰く先づ其の愛する所を奪ふときは則ち聽、兵の情は、速はやを主とす。人の及ばざるに乘じ不虞ふよの道に由り、其の戒いまいしめざる所を攻む。凡そ客たるの道は深く入つて専らならば主人克たす。饒野ぜうやを掠むるの三軍は食を足らしめ養を謹んで勞する勿れ、氣を併あはせ力を積んで兵の計謀を運らし、測はかるべからざるを爲して之れを往く所なきに投ぜば死すとも且つ北にげず、死、焉いづくぞ得ざらん、士人力を盡し兵士甚しく陥らば則ち懼れず、往く所なければ則ち固し、入ること深ければ則ち拘もつなり、已むことを得ざれば則ち闘ふ。是故に其の兵修をさめずして戒いまいしめ、求めずして得、約やくせずして親み、令せずして信あり、祥を禁じ疑を去り死に至るまで之く所なし。吾が士餘財無きは貨を惡にくむに非あらざるなり、餘命なきは壽を惡むに非ざるなり。令發するの日、士卒坐する者は涕なみだ襟を霑し、僵えんごう臥する者は涕なみだ頤おとこほに交はる、之れを往く所なきに投ずるは諸敵しよてきの勇なり。故に善く兵を用ふる者は譬へば率然りつぜんの如し、率然とは常山の蛇へびなり、其の首かしらを撃てば則ち尾至り、其の尾を撃てば即ち首至り、其中を撃てば則ち首尾俱ともに至る。

敢て問ふ率然の如くならしむべき乎。曰く可なり、夫れ吳人と越人と相惡あひにくむや、其の舟を同うして濟わたるに、風に遇あはゞ、其の相救あひすくふや左右の手の如し。是故に馬を方ならべ輪を埋むとも未だ恃たのむ

に足らざるなり。勇を齊ふる一の若きは政の道なり、剛柔皆得るは地の理なり、故に善く兵を用ふる者は手を携ふるが如く一人を使ふが如くなるは已むことを得ざるなり。將軍の事は靜以て幽に、正以て治め、能く士卒の耳目を愚にし之れをして知ること無らしめ、其の事を易へ其の謀を革めて人をして識ること無らしめ、其居を易へ其の途を迂げ人をして慮るを得ざらしめ、帥めて之れと期すること、高きに登て其の梯を去るが如くし、帥めて之れと深く諸侯の地に入つて其の機を發すること群羊を驅る若くす、驅られて往き驅られて來り之く所を知る莫し。三軍の衆を聚めて之れを險に投ず、此れ將軍の事なり。九地の變、屈伸の利、人情の理、察せずんばあるべからざるなり。

凡そ客たるの道は、深ければ則ち専らに、淺ければ則ち散す。國を去り境を越えて帥する者は絶地なり、四もに通ずる者は衝地なり、入ること深き者は重地なり、入ること淺き者は輕地なり、固きを背にし隘きを前にする者は圍地なり、往く所なき者は死地なり。是故に散地には吾れ將に其の志を一にせんとす、輕地には吾れ將に之れをして屬せしめんとす、争地には吾れ將に其の後に越かんとす、交地には吾れ將に其の守りを謹まんとす、衝地には吾れ將に其の結びを固うせんとす、重地には吾れ將に其の食を繼がんとす、圯地には吾れ將に其途を進めんとす、圍地には

吾れ將に其の闕を塞がんとす、死地には吾れ將に之れに示すに活きざるを以てせんとす。故に兵の情、圍まるれば則ち禦ぐ、已むを得ざるときは則ち鬪ふ、過ぐれば則ち従ふ。是故に諸侯の謀はかりごとを知らざる者は豫あらかじめ交はる能はず、山林、險阻、沮澤の形を知らざる者は軍を行る能はず、郷導を用ひざる者は地の利を得る能はず、四五の者一をも知らざるは霸王の兵にあらざるなり。

夫れ霸王の兵大國を伐てば則ち其衆聚まるを得ず。威敵に加はれば、其交はり合ふを得ず。是故に天下の交を争はず天下の權を養はず、己れの私を信べて威敵に加はる、故に其城拔く可し、其國墮る可し。無法の賞を施し無政の令を懸け三軍の衆を犯ふこと、一人を使ふ如くす。之れを犯ふるに事を以てし告ぐるに言を以てする勿れ。之れを犯ふるに利を以てし告ぐるに害を以てする勿れ、之れを亡地に投じて然る後ち存し、之れを死地に陥れて然る後ち生く。夫れ衆、害に陥りて然る後ち能く勝敗を爲す。故に兵の事を爲すは敵の意を順したがひつゝにすにあり、力を一向に并せ千里將を殺す、是れを巧みにして能く事を成すといふ。是故に政舉の日、關を夷り符を折り其の使を通ずるなかれ、廊廟の上に厲まして以て其事を誅む。敵人開闔せば必ず亟かに之れに入れ、其の愛する所を先きにして、微かに之れと期し、墨を踐んで敵に隨ひ以て戰事を決す、

是故に始めは處女の如くし、敵人戸を開くの後ち脱兎の如くせば、敵拒ぐに及ばず。

火攻第十二

孫子曰く、凡そ火攻に五あり、一に曰く火人、二に曰く火積、三に曰く火輜、四に曰く火庫、五に曰く火隊。火を行る必ず因る所あり、煙火必ず素より具ふ。火を發するに時あり、火を起すに日あり、時は天の燥くなり、日は月の箕壁翼軫に在るなり。凡そ此四宿は風起るの日なり。凡そ火攻は必ず五火の變に因つて之れに應ず、火内に發らば則ち早く之れに外に應ぜよ、火發して其兵靜かなる者は待て攻むる勿れ。其の火力を極め、從ふべくして之れに従ひ、從ふべからずして則ち止む。火は外に發すべくんば内に待つなく時を以て之れを發せよ、火、上風に發らば下風を攻むる勿れ。晝風は久しく夜風は止む。凡て軍は必ず五火の變を知り數を以て之れを守れ、故に火を以て攻を佐くる者は明、水を以て攻を佐くる者は強、水は以て絶つべく以て奪ふべからず。夫れ戰うて勝ち攻めて取り、而して其の功を修めざる者は凶なり、命けて費留といふ、故に曰く明主は之れを慮り、良將は之れを修む、利に非れば動かす、得に非れば用ひず、危きに非れば戰はず。主は怒りを以て師を興すべからず、將は慍を以て戰を致すべからず。利に合して動

き、利に合せずして止む。怒りは以て喜びを復すべし、愠は以て悦びを復すべし。亡國は以て存を復すべからず、死者は以て生を復すべからず、故に明主は之れを愼み、良將は之れを警む、是れ國を安んじ軍を全うするの道なり。

用間第十三

孫子曰く、凡そ師を興す十萬、出で、征する千里ならば、百姓の費、公家の奉、日に千金を費す。内外騷動、道路に怠り事を操るを得ざる者七十萬家、相守る數年、以て一日の勝を争ふ。而るに爵祿百金を愛みて、敵の情を知らざる者は不仁の至なり、人の將に非ざるなり、主の佐に非ざるなり、勝の主に非ざるなり。故に明君賢將の動いて人に勝ち功を成し衆に出づる所以のもの、先知なり。先知は鬼神に取るべからず、事に象るべからず、度に驗むべからず、必ず人に取つて敵の情を知る者なり。故に間を用ふるに五あり。郷間あり、内間あり、反間あり、死間あり、生間あり、五間俱に起つて其道を知る莫し、是れを神紀と謂ふ、人君の寶なり。郷間は其の郷人に因つて之れを用ひ、内間は其の官人に因つて之れを用ひ、反間は其の敵間に因つて之れを用ひ、死間は誑事を外に爲して、吾が間をして之れを知つて敵の間に傳へしむるなり、生間は反り報す

るなり。故に三軍の事は間より密なるはなし、聖智にあらずんば間を用ふる能はず、仁義にあらずんば間を使ふ能はず、微妙にあらずんば間の實を得る能はず。微なる哉、微なる哉、間を用ひざる所なきなり。間の事、未だ發せずして先づ聞く者は、間と告ぐる所の者と皆死す。

凡そ軍の撃たんと欲する所、城の攻めんと欲する所、人の殺さんと欲する所、必ず先づ其の守將、左右、諷者、門者、舍人の姓名を知り、吾が間をして必ず索めて之れを知らしめ、必ず敵の間來つて我を間する者を索めしめ、因つて之れを利し、導いて之れを舍く、故に反間得て用ふべきなり。是に因て之れを知る、故に郷間内間得て使ふべきなり。是に因て之れを知る、故に死間は誑事を爲して敵に告げしむべし。是に因て之れを知る、故に生間は期の如くならしむべし。五間の事、主必ず之れを知る、之れを知ること必ず反間にあり。故に反間は厚うせざるべからざるなり。昔、殷の興るや伊摯夏にあり、周の興るや呂牙殷にあり、故に明君賢將は、能く上智を以て間者となし、必ず大功を成す。此れ兵の要、三軍の恃んで動く所なり。

孫子終

吳子

圖國第一

吳子儒服して兵機を以て魏の文侯に見ゆ。文侯曰く、「寡人軍旅の事を好まず」と。起曰く、「臣見を以て隠を占ひ、往を以て來を察す、主君何ぞ言心と違へる。今、君四時皮革を斬離し、掩ふに朱漆を以てし、畫くに丹青を以てし、燦かすに犀象を以てせしむ。冬日之れを衣れば則ち温からず、夏日之れを衣れば則ち涼しからず。長戟二丈四尺、短戟一丈二尺、革車、奄戸、綴輪、籠轂を爲る、之れを目に觀れば則ち麗かならず、之れに乗つて田せば則ち輕からず、識らず主君安んぞ此れを用ふる。若し以て備へ、進み戦ひ退き守つて能く用ふる者を求めずば、譬へば伏雞の狸を搏ち乳犬の虎を犯すが如し、闘心ありと雖も之れに隨つて死なん。昔、承桑氏の君、徳を修め武を廢して以て其の國家を滅せり、有扈氏の君、衆を恃み勇を好み以て其の社稷を喪へり。明主は茲れを鑒み、必ず内文徳を修め外武備を治む、故に敵に當つて進まざるは義に速ぶことなし、屍を僵して之れを哀しむは仁に速ぶことなし。」

是に於て文侯身自ら席を布き、夫人觴を捧げ、吳起を廟に醺め、立て、大將と爲す、西河を守り、諸侯と大戰七十六、全勝六十四、餘は則ち鈞しく解く、土を四面に闢き、地を千里に拓く、皆起が功なり。

吳子曰く、「昔の國家を圖る者は、必ず先づ百姓を教へて萬民を親うす。四つの不和あり、國に和せずんば以て軍を出すべからず、軍に和せずんば以て陣を出すべからず、陣に和せずんば以て進み戦ふべからず、戦に和せずんば以て勝を決すべからず、是を以て有道の主將に其民を用ひんとするや、先づ和して後ち大事を造し、敢て其の私謀を信ぜず、必ず祖廟に告ぐ。元龜を啓き之れを天時に參へ、吉にして乃ち後ち擧ぐ。民、君の其の命を愛して其死を惜しむこと此の如く至れるを知つて之れと難に臨めば、則ち士進み死するを以て榮となし退き生くるを辱となす。」

吳子曰く、「夫れ道は本に反り、始に復る所以なり。義とは事を行ひ功を立つる所以なり。謀とは害を避け利に就く所以なり。要とは業を保ち成を守る所以なり。若し行道に合はず、學義に合はず、而して大に處り貴に居るときは、患必ず之れに及ぶ、是を以て聖人之れを綏するに道を以てし、之を理むるに義を以てし、之れを動かすに禮を以てし、之れを撫するに仁を以てす。此の四徳は、之れを修むれば則ち興り之れを廢れば則ち衰ふ。故に成湯は桀を討つて夏民喜悅し、

周武は紂を伐つて殷人非らず、擧、天人に順ふ、故に能く然るなり。」

吳子曰く、「凡そ國を制し軍を治むるに、必ず之れを教ふるに禮を以てし、之れを勵ますに義を以てし、恥あらしむるなり。夫れ人、恥あるや、大にあつては以て戰ふに足り、小にあつては以て守るに足るなり。然れども戰勝つことは易く、守ることは難し。故に曰く天下戰國五たび勝つ者は禍なり、四たび勝つ者は弊なり、三たび勝つ者は覇たり、二たび勝つ者は王たり、一たび勝つ者は帝たり。是を以て數、勝つて天下を得る者稀なり、以て亡ふ者は衆し。」

吳子曰く、「凡そ兵の起る所の者五あり、一に曰く名を争ふ、二に曰く利を争ふ、三に曰く惡を積む、四に曰く内亂る、五に曰く饑に因る。其名亦た五あり、一に曰く義兵、二に曰く強兵、三に曰く剛兵、四に曰く暴兵、五に曰く逆兵。暴を禁じ亂を救ふを義といふ、衆を恃み以て伐つを強といふ、怒に因り師を興すを剛といふ、禮を棄て、利を貪るを暴といふ、國亂れ人疲れ、事を擧げ衆を動かすを逆といふ。五者の服する、各其道あり。義は必ず禮を以て服す、強は必ず謙を以て服す、剛は必ず辭を以て服す、暴は必ず詐を以て服す、逆は必ず權を以て服す。」

武侯問うて曰く、「願くは兵を治め人を料り國を固むるの道を聞かん。」起對へて曰く、「古の明王は必ず君臣の禮を謹む、上下の儀を飾り吏民を安集す、俗に順うて教へ、良材を簡び募り以て不

虞に備ふ。昔、齊の桓は、士五萬を募り以て諸侯に霸たり。晋の文は、前行たる四萬を召して以て其志を獲たり。秦の穆は、陷陣三萬を置いて以て隣敵を服す。故に強國の君は必ず其民を料る、民膽勇氣力ある者聚めて一卒となし、以て進み戰ふを樂ひ力を效し以て其忠勇を顯はす者聚めて一卒となし、能く高きを踰え遠きを超え、輕足善く走る者聚めて一卒となし、王臣位を失ひ功を上に見さんと欲する者聚めて一卒となし、城を棄て守を去て其醜を除かんと欲する者聚めて一卒となす、此の五者は軍の練銳なり。此の三千人あり、内より出でば以て圍を決すべし、外より入れば以て城を屠るべし。」

武侯問うて曰く、「願くは陣必ず定まり守必ず固く、戰必ず勝つの道を開かん。」起對へて曰く、「立ち見るに見んことを且た可なり、豈に直ちに聞かんや。君能く賢者をして上に居り不肖者をして下に處らしめば則ち陣已に定まらん、民其田宅に安んじ其有司を親まば則ち守已に固からん、百姓皆我君を是とし隣國を非とせば則ち戰已に勝たん。」

武侯嘗て事を謀る、群臣能く及ぶなし、朝を罷めて喜色あり。起進んで曰く、「昔、楚の莊王嘗て事を謀る、群臣能く及ぶなし、朝を罷めて憂ふる色あり。申公問うて曰く、君憂色あるは何ぞやと。曰く寡人之れを聞く、世聖を絶たず國賢に乏しからず、能く其師を得る者は王たり、能く

其友を得る者は霸たりと、今寡人不才なり、而して群臣及ぶ者なし、楚國其れ殆おそからんと。此れ楚の莊王の憂ふる所、而るに君之れを説よぶ、臣竊ひそかに懼る。」と。是に於て武侯慚色あり。

料敵第二

武侯吳起に謂つて曰く、「今秦我が西を脅おびかし、楚吾が南を帯び、趙吾が北を衝き、齊吾が東に臨み、燕吾が後を絶ち、韓吾が前に據る、六國の兵四に守り勢甚だ便ならず、此を憂ふること如何。」起對へて曰く、「夫れ國家を安んずるの道先づ戒むるを寶となす。今君既に戒む、禍其れ遠からん。臣請ふ六國の俗を論ぜん。夫れ齊の陣は重くして堅からず、秦の陣は散あけて自ら鬪ふ、楚の陣は整うて久しからず、燕の陣は守つて走らず、三晋の陣は治まつて用ゐられず。夫れ齊の性は剛なり。其國富んで君臣驕奢、而して細民を簡おろそかす、其政寛にして祿均ひとしからず。陣を一にし心を兩ふたにし、前重く後輕し、故に重うして堅からず。此れを撃つ道、必ず之れを三分し、其左右を獵り脅おびかして之れに従はゞ其陣壞やぶるべし。秦の性は強なり。其地險にして其政嚴、其賞罰は信、其人讓らず、皆鬪心あり、故に散じて自ら戰ふ。此れを撃つ道、必ず先づ之れに示すに利を以てし、引いて之れを去さく、士得るを貪りて其將を離る、乖そくに乘じ散を獵り伏を設け機に

投ぜば、其將取るべし。楚の性は弱なり。其地廣く、其政颯しく、其民疲る、故に整て久しからず、此れを撃つ道の、其屯を襲ひ亂し、先づ其氣を奪ひ、軽く進み速かに退き、弊しめて之を勞め、與に争ひ戰ふこと勿れ、其軍敗るべし。燕の性は慤なり。其民謹みて勇義を好み詐謀寡し。故に守つて走らず。此れを撃つ道の、觸れて之れに迫まり、凌いで之れに遠ざかり、馳せて之れを後ろにす、則ち上疑つて下懼れん、我車騎を謹んで必ず之れを路に避けば、其將虜にすべし。三晋は中國なり、其性和にして其政平かなり。其民戰に疲れ、兵に習ひ、其將を輕んじ其祿を薄くし、士死するの志なし、故に治つて用ゐられず。此れを撃つ道の、陣を阻て之れを壓し、衆來らば則ち之れを拒ぎ、去らば則ち之れを追ひ、以て其師を倦す、これ其勢なり。然るときは一軍の中必ず虎賁の士あり、力鼎を扛るより軽く、足戎馬より軽く、旗を牽り將を斬るに必ず能くする者あらん、此の若きの等選んで之れを別ち愛して之を貴ぶ、是れを軍命といふ。其の工みに五兵を用ゐるありて、材力健疾、志敵を呑むにある者は、必ず其爵列を加へて以て勝を決すべし。其の父母妻子を厚うし賞を勤め罰を畏れしむ、これ陣を堅うするの士、與に久しきを持すべし、能く審かにこれを料り以て倍くを撃つべし。」と。武侯曰く「善い哉。」

吳子曰く、「凡そ敵を料るに卜せずして之れと戰ふ者八あり。一に曰く、疾風大寒、早く興き寤

遷つて氷を削り水を濟り、艱難を憚からず。二に曰く、盛夏炎熱、晏く興き間なく行き驅り、飢渴遠きを取るを務む。三に曰く、師既に淹久、糧食有るなし、百姓怨怒、妖祥數、起り、上止むる能はず。四に曰く軍資既に竭き、薪芻既に寡く、天陰雨多く、掠めんと欲するも所無し。五に曰く、徒衆多からず、水地利あらず、人馬疾疫、四隣至らず。六に曰く、道遠く日暮れ、士衆勞かれ懼れ、倦んで未だ食せず、甲を解きて息む。七に曰く、將薄く吏輕く、士卒固からず、三軍數、驚き、師徒助け無し。八に曰く、陣未だ定まらず、舍して未だ畢はらず、阪を行き險を涉り、半ば隠れ半ば出づ。諸、此の如きは之を撃つて疑ふこと勿れ。占はずして之れを避くる者六つあり、一に曰く、土地廣大、人民富みて衆し、二に曰く、上其下を愛し、惠施流布す。三に曰く、賞信あり刑察かに、發して必ず時を得。四に曰く、功を陣し列に居き、賢に任じ能を使ふ。五に曰く、師徒の衆、兵甲の精。六に曰く、四隣の助、大國の援、凡そ此れ敵人に如かざれば、之れを避けて疑ふこと勿れ。所謂可を見て進み、難を知つて退くなり。」

武侯問うて曰く、「吾れ敵の外を觀て以て其内を知り、其進むを察して以て其止まるを知り、以て勝負を定めんと欲す、得て聞くべきか。」起對へて曰く、「敵人の來るや蕩々慮り無く、旌旗煩亂、人馬數、顧みれば、一以て十を撃つべし、必ず措くこと無からしめよ。諸侯未だ會せず、君

臣未だ和せず、溝壘未だ成らず、禁令未だ施さず、三軍恟々前すまんと欲して能はず、去らんと欲するも敢てせずば、半を以て倍を撃ち百戰殆あやふからず。」

武侯、敵必ず撃つべきの道を問ふ。起對へて曰く、「兵を用ふる必ず須らく敵の虚實を審つまらかにして其危きに趨おもむくべし。敵人速く來り新あらたに至り、行列未だ定まらざる、撃つべし。既に食して未だ備そなを設けざる、撃つべし。奔走せる、撃つべし。勤勞せる、撃つべし。未だ地の利を得ざる、撃つべし。時を失ひ從はざる、撃つべし。長道を涉わたり後れ行きて未だ息いとはざる、撃つべし。水を涉わたり半ば渡る、撃つべし。險道狹路、撃つべし。旌旗亂動する、撃つべし。陣數しよく、移り動く、撃つべし。將、士卒を離る、撃つべし。心怖る、撃つべし。凡そ此の若ことき者、銳を選んで之を衝き兵を分つて之れに繼ぎ、急に撃て疑ふこと勿れ。」

治兵第三

武侯問うて曰く、「兵を用ふるの道何れを先きにせん。」起對へて曰く、「まづ四輕二重一信を明かにすべし。」曰く、「何の謂ぞや。」對へて曰く、「地をして馬を輕からしめ、馬をして車を輕からしめ、車をして人を輕からしめ、人をして戰を輕からしむ。明かに險易を知れば則ち、地、馬を

軽くす、芻秣時を以てすれば則ち、馬、車を軽くす、膏鋼餘りあれば則ち、車、人を軽くす、鋒鋭く甲堅ければ則ち、人、戦を軽くす。進むに重賞有り退くに重刑あり、之れを行ふに信を以てし、審かに能く此れを達するは勝の主なり。」武侯問うて曰く、「兵何を以て勝をなす。」起對へて曰く、「治を以て勝をなす。」又問うて曰く、「衆きに在らざるか。」對へて曰く、「若し法令明かならず、賞罰信ならずば、之れに金うつも止まらず、之れに鼓うつも進まず、百萬ありと雖も何ぞ用ふるに益せん。所謂治者は、居るときは則ち禮あり、動くときは則ち威あり、進むや當るべからず、退くや追ふべからず、前み却くに節あり、左右麾に應ず、絶つと雖も陣を成し、散すと雖も行を成す、之れと與に安く之れと與に危し、其衆合ふべくして離るべからず、用ふべくして疲らすべからず、之れを往く所に投ぜば天下能く當ること無し、名けて父子の兵といふ。」

吳子曰く、「凡そ軍を行るの道進止の節を犯すこと無し、飲食の適を失ふこと無し、人馬の力を絶つこと無し、此三者は其上令に任ずる所以、其上令に任ずるは則ち治の因て生ずる所なり。若し進止度あらず、飲食適せず、馬疲れ人倦んで解舍せずば、其上令に任ぜざる所以なり。上令既に廢するや、以て居るときは則ち亂れ、以て戦ふときは則ち敗る。」

吳子曰く、「凡そ兵戦の場、立屍の地、死を必ずすれば則ち生く、生を幸すれば則ち死す、其善將

は漏船の中に坐し燒屋の下に伏するが如し、智者をして謀るに及ばず、勇者をして怒るに及ばざらしむ。敵を受くる可なり。故に曰く兵を用ふるの害は猶豫最も大なり、三軍の災は狐疑に生る。」

吳子曰く、「夫れ人常に其能はざる所に死し、其便せざる所に敗る、故に用兵の法教戒を先となす。一人戰を學んで十人を教へ成す、十人戰を學んで百人を教へ成す、百人戰を學んで千人を教へ成す、千人戰を學んで萬人を教へ成す、萬人戰を學んで三軍を教へ成す。近きを以て遠きを待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て飢を待ち、圓にして之を方にし、坐して之を起し、行いて之を止め、左して之を右にし、前にして之を後にし、分つて之を合せ、結んで之を解く、變ずる毎に皆習うて乃ち其兵を授く、是れを將事といふ。」

吳子曰く、「戰を教ふるの令、短者は矛戟ぼうげきを持ち、長者は弓弩きうどを持ち、强者は旌旗を持ち、勇者は金鼓を持ち、弱者は廝養しやうちを給し、智者は謀主となり、郷里相比し、什伍相保ち、一鼓兵を整へ、二鼓陣を習ひ、三鼓食に移り、四鼓嚴しく辨じ、五鼓行に就き、鼓聲聞き合し然る後ち旗を擧ぐ。」

武侯問うて曰く、「三軍進止豈に道あるか。」起對へて曰く、「天竈に當る無れ、龍頭に當る無れ。」

天龍は大谷の口、龍頭は大山の端、必ず青龍を左にし、白虎を右にし、朱雀を前にし、玄武を後にし、招搖上にあり、事に下に従ふ。將に戦はんとするの時審かに風の從て來る所を候ひ、風順ならば致し呼んで之れに従へ、風逆ならば陣を堅くして以て之れを待て。」

武侯問うて曰く、「凡そ卒騎を畜ふに豈に方有りや。」起對へて曰く、「夫れ馬は必ず其處る所を安んじ、其水草を適にし、其飢飽を節し、冬は則ち厩を温にし、夏は則ち廡を涼しくし、毛鬣を刻み剔り、謹んで四下を落し、其耳目を戢めて驚駭せしむる無く、其馳逐を習はし、其進止を閑はし、人馬相親み、然る後ち使ふべし、車騎の具は、鞍勒銜轡必ず完く堅からしめよ。凡そ馬は末に傷れず必らず始めに傷る、飢に傷れずして必らず飽に傷る。日暮れ道遠きは必ず數、上下せん、寧ろ人を勞するも慎んで馬を勞する勿れ。常に餘あらしめて敵の我を覆ふに備へよ。能く此れに明かなる者は天下に横行す。」

論將第四

吳子曰く、「夫れ文武を總ぶるは軍の將なり、剛柔を兼ねるは兵の事なり、凡そ人將を論ずること常に勇に觀る、勇の將に於ける乃ち數分の一のみ。夫れ勇者は必ず輕しく合ふ、輕しく合

うて利を知らざれば未だ可ならざるなり。故に將の慎しむ所のもの五、一に曰く理、二に曰く備、三に曰く果、四に曰く戒、五に曰く約。理は衆を治むる、寡を治むるが如くす。備は門を出づる、敵を見るが如くす。果は敵に臨んで、生を懷おもはず。戒は克つと雖も戦を始むるが如くす。約は法令省けて煩はしからず、命を受けて辭せず。敵破れて後ち返るを言ふは將の禮なり。故に師出づるの日、死の榮あつて生の辱なし。」

吳子曰く、「凡そ兵に四機あり、一に曰く氣機、二に曰く地機、三に曰く事機、四に曰く力機。三軍の衆百萬の師、輕重を張り設くること一人にあり、是れを氣機といふ。路狹く、道險に、名山大塞、十夫守る所千夫過ぎず、是れを地機といふ。善く間諜を行ひ、輕兵往來其衆を分散し、其君臣をして相怨み上下をして相咎めしむ、是れを事機といふ。車、管轄を堅くし、舟、櫓楫を利し、士、戰陣に習ひ、馬、馳逐なまに閑まふ、是れを力機といふ。此の四者を知る者は乃ち將たるべし。然して其威徳仁勇、必ず以て下を率ゐ衆を安んじ敵を怖し疑を決するに足る。令を施して下敢て犯さず、在る所寇敢て敵せず。之れを得れば國強く、之れを去れば國亡ぶ、是れを良將といふ。」

吳子曰く、「夫れ鼙鼓金鐸は耳を威する所以、旌旗麾幟は目を威する所以、禁令刑罰は心を威す

る所以。耳は聲に感ず、清くせずんばあるべからず、目は色に感ず、明かにせずんばあるべからず、心は刑に感ず、嚴ならずんばあるべからず。三者立たずんば其國ありと雖も必ず敵に敗る。故に曰く將の麾く所従ひ移らざる無く、將の指す所前み死せざる無し。」

吳子曰く、「凡そ戰の要は、必ず先づ其の將を占うて其才を察し、形に因つて權を用ふれば、則ち勞せずして功擧る。其將愚にして人を信ぜば、詐つて誘くべし。貪つて名を忽にせば、貨もて賂ふべし。變を輕んじ謀なきは、勞して苦ましむべし。上富んで驕り、下貧にして怨まば、離して間すべし。進退疑多く其衆依るなきは、震して走らしむべし。士其將を輕んじて歸志あらば、易きを塞ぎ險しきを開き邀へて取るべし。進む道は易く退く道難きは來つて前むべし。進む道は險に退く道易きは、薄めて撃つべし。軍を下濕に居て水通ずる所なく、霖雨數に至るは、灌いで沈むべし。軍を荒澤に居き、草楚幽穢、風颯數に至るは、焚いて滅ぼすべし。停まること久うして移らず、將士懈り怠り其軍備へざるは、潛かにして襲ふべし。」

武侯問うて曰く、「兩軍相望み其將を知らず、我之れを相んと欲す、其術如何。」起對へて曰く、「賤うして勇なる者をして輕銳を將ゐて以て之を嘗み、北ぐるを務めて得るを務むる無く、敵の來るを觀て一たび坐し一たび起たしめん其政以て理まり、其北ぐるを追ふには伴つて及ばざる

爲し、其利を見ては伴つて知らざる爲す、此の如き將は名づけて智將となす、與に戦ふ勿れ。若し其衆謹謹、旌旗煩亂、其卒自から行き自から止まり、其兵或は縦或は横、其北ぐるを追ふこと及ばざるを恐れ、利を見て得ざるを恐る、此れを愚將と爲す、衆と雖も獲べし。」

應變第五

武侯問うて曰く、「車堅く馬良く將勇に兵強きも、卒かに敵人に遇うて亂れて行を失ふときは則ち之れを如何。」起對へて曰く、「凡そ戰の法、晝は旌旗旛麾を以て節と爲し、夜は金鼓笳笛を以て節となす、左を麾けば左し、右を麾けば右す、之を鼓うてば則ち進み、之を金うてば則ち止まり、一たび吹いて行き、再び吹いて聚まる、令に従はざる者は誅す、三軍威に服す。士卒命を用ふれば則ち戰に強敵なく攻むるに堅陣なし。」

武侯問うて曰く、「若し敵衆く我寡くば之れを爲す奈何。」起對へて曰く、「之を易きに避け之を阨に邀ふ。故に曰く一を以て十を撃つは阨より善きはなし、十を以て百を撃つは險より善きはなし、千を以て萬を撃つは阻より善きはなし。今少卒あり、卒かに起つて金を撃ち鼓を鳴らし阨路に於てせば、大衆ありと雖も驚き動かざるなし。故に曰く衆を用ふる者は易に務む、少を用ふる

者は隘に務む。」

武侯問うて曰く、「師あり甚だ衆く、既に武く且つ勇み、大なる阻險を背にし山を右にし水を左にし、溝を深うし壘を高うし、守るに強弩を以てす、退くこと山の移るが如く、進むこと風雨の如く、糧食又多く、與に長く守り難し、則ち之を如何。」起對へて曰く、「大なるかな問や。此れ車騎の方にあらず、聖人の謀なり。能く千乘萬騎を備へ之れに徒步を兼ね、分かつて五軍を爲くり、各一衝に軍す、夫れ五軍五衝ならば敵人必ず惑うて加ふる所を知ることなし。敵若し堅く守り以て其兵を固うせば、急に間諜を行り、以て其慮を觀よ、彼れ吾説を聽かば之れを解きて去る、吾説を聽かずば使を斬り書を焚き分かつて五戰を爲せ、戰勝つて追ふこと勿れ、勝たずば疾く走り、是の如く佯り北げ、安く行き疾く鬪うて、一たび其前に結び一たび其後を絶ち、兩軍枚を衝み、或は左し或は右して其處を襲へ、五軍交も至らば必ず其利あり。此れ強を撃つ道なり。」武侯問うて曰く、「敵近うして我に薄り、去らんと欲して路なし、我が衆甚だ懼る、之を爲すと奈何。」起對へて曰く、「之れを爲すの術、若し我れ衆彼れ寡ならば分かつて之れに乗ぜよ。彼れ衆我れ寡ならば方を以て之れに従へ。之れに従つて息むなれば衆と雖も服すべし。」武侯問うて曰く、「若し敵に谿谷の間に遇ひ、傍ら險阻多く、彼れ衆我れ寡ならば、之れを爲す

奈何。」起對へて曰、「諸、丘陵、林谷、深山、大澤は、疾く行き亟かに去り、從容を得ること勿れ、若し高山深谷の如き卒然相遇はば、必ず先づ鼓譟して之れに乗じ、弓と弩とを進めて且つ射且つ虜にせよ、審かに其政亂を察し則ち之を撃ちて疑ふ勿れ。」

武侯問うて曰く、「左右高山、地甚だ狭く迫り、卒かに敵人に遇はんには、之れを撃つも敢てせず、之れを去るも得ず、之れを爲すこと奈何。」起答へて曰く、「此れを谷戰といふ、衆と雖も用ひられず、吾が材士を募り敵と相當る、輕足利兵以て前行を爲し、車を分かち騎を列ね、四旁に隠し相去る數里其兵を見るなし。敵必ず陣を堅くし進退敢てせず、是に於て旗を出だし旆を列ね、行いて山外に出で之れに營せよ、敵人必ず懼れ車騎之れを挑んで休むことを得ざらしむ、是れ谷戰の法なり。」

武侯問うて曰く、「吾れ敵と大水の澤に相遇うて、輪を傾け轅を沒し、水車騎に薄まり、舟楫設けず、進退得ず、之を爲すこと奈何。」起對へて曰く、「此れを水戰と謂ふ、車騎を用ふる無れ、且つ其傍に留まつて高きに登り四望せば、必ず水情を得、其廣狹を知り其淺深を盡くして、乃ち奇を爲して以て之れに勝つべし。敵若し水を絶たば、半ば渡つて之れに薄れ。」

武侯問うて曰く、「天久しく連雨、馬陥り車止まり、四面敵を受け、三軍驚駭せば之れを爲すこ

と奈何。」起對へて曰く、「凡そ車を用ふる者陰濕には則ち停まり陽燥には則ち起こる、高きを貴び下きを賤み、其強車を馳せ、若しくは進み若しくは止まり必ず其道に従へ、敵人若し起こらば必ず其迹を逐へ。」

武侯問うて曰く、「暴寇卒かに來つて吾が田野を掠め、吾が牛羊を取らば則ち之れを如何。」起對へて曰く、「暴寇の來る必ず其強を慮れ、善く守つて應ずる勿れ。彼れ將に暮れ去らんとす、其裝必ず重く其心必ず恐れ、還り退いて速かなるを務め必ず屬せざるあり。追うて之れを撃たば其兵覆すべし。」

吳子曰く、「凡そ敵を攻め城を圍むの道、城邑既に破れて各々其室に入り、其祿秩を御し、其器物を收め、軍の至る所其木を刊り其屋を發き其粟を取り其六畜を殺し其積聚を燔くこと無れ。民に残心無きを示せ。其の降を請ふことあらば許して之れを安んぜよ。」

勵士第六

武侯問うて曰く、「刑を嚴にし賞を明かにせば以て勝つに足れりや。」起對へて曰く、「嚴明の事臣悉くす能はず、然りと雖も恃む所に非るなり。夫れ號を發し令を布き而して人聞かんことを樂

しみ、師を興し衆を動かし、而して人戦を樂み、兵を交へ刃を接へ、而して人死を樂む、此の三者は人主の恃む所なり。」武侯曰く、「之を致すこと奈何。」起對へて曰く、「君有功を擧げて進めて之を饗し功なきは之を勵ませ。」と。是に於て武侯坐廟を廷に設け、三行を爲り士大夫を饗す。上功は前行に坐し、簡席重器、上牢を兼ぬ。次功は中行に坐し、簡席器、差減す、功無き者は後行に坐し、簡席重器なし。饗畢つて出づれば又有功者の父母妻子に廟門外に頒ち賜ふ、亦た功を以て差を爲す。事に死するの家あらば、歳々に使者をして其父母に勞賜せしめ、心に忘れざるを著はす。之を行ふこと三年。秦人師を興して西河に臨む、魏の士之れを聞き、吏の令を待たず介冑して奮ひ、之を撃つ者萬を以て數ふ。武侯吳起を召して謂て曰く、「子前日の教行はれたり。」起對へて曰く、「臣聞く人短長あり、氣盛衰あり、君試に無功者五萬人を發せよ、臣請ふ率ゐて以て之れに當らん、脱し其れ勝たずば笑を諸侯に取り權を天下に失はん。今一死賊をして曠野に伏せしめて千人之を追はんに、梟視狼顧せざるなからん、何となれば其暴かに起つて己れを害せんを恐れてなり。是を以て一人命を投ずれば千夫を懼れしむるに足る、今臣五萬の衆を以て而して一死賊となす、率ゐて以て之れを討ぜば固より敵し難し。」と。武侯之れに従ふ。車五百乘騎三千匹を兼ねて秦の五十萬衆を破る。此れ士を勵ますの功なり。戰に先つこと一日、吳起三軍に令して

曰く、諸吏士當さに従つて敵の車騎と徒とを受くべし、若し車、車を得ず、騎、騎を得ず、徒、徒を得ずば軍を破ると雖も皆功無しと。故に戦の日、其令煩はしからずして、威天下に震ふ。

吳子終

司馬法

仁本第一

古は仁を以て本となし義を以て之を治む、之を正といふ。正意に獲ざれば則ち權、權は戰に出づ。中人に出です。是故に人を殺すも人を安んぜば之を殺すも可なり。其國を攻むるも其民を愛せば之を攻むるも可なり。戰を以て戰を止めば戰ふと雖も可なり。故に仁は親まれ、義は悦ばれ、智は恃まれ、勇は方せられ、信は信ぜらる。内、愛を得るは守る所以なり、外、威を得るは戰ふ所以なり。戰の道は、時に違はず民の病めるを歴ざるは吾民を愛する所以なり。喪に加がず凶に因らざるは夫の其民を愛する所以なり。冬夏師を興さざるは民を兼ね愛する所以なり。故に國大なりと雖も戰を好めば必ず亡ぶ。天下安しと雖も戰を忘るれば必ず危し。天下既に平かに天子大に愷む。春は蒐、秋は獮、諸侯春は振旅し、秋は兵を治む、戰を忘れざる所以なり。古は奔るを逐ふ、百歩に過ぎず、綏を縦にすること三舍に過ぎず、是を以て其禮を明かにするなり。不能を窮めずして傷病を哀憐す、是を以て其仁を明かにするなり。列を爲して鼓うつ、是を以

て其信を明かにするなり。義を争ひ利を争はず、是を以て其義を明かにするなり。又能く服するを舍す、是を以て其勇を明かにするなり。終を知り始めを知る、是を以て其智を明かにするなり。六徳時を以て教に合ひ、以て民紀の道を爲すは古よりの政なり。

先王の治、天の道に順ひ地の宜を設け民の徳を官り、而して名を正し物を治め、國を立て職を辨じ、爵を以て祿を分てば、諸侯悦び懐き海外來服し獄弭みて兵寢む、聖徳の至なり。其次は賢王禮樂法度を制し、乃ち五刑を作り甲兵を興し以て不義を討つ。巡狩して方を省み諸侯を會して不同を考へ、其命を失ひ常を亂り徳に背き天の時に逆ひ、而して有功の君を危うする有らば、偏く諸侯に告ぐ。有罪を彰はし明かにして乃ち皇天上帝日月星辰に告げ、后土四海神祇山川暴社に禱りて乃ち先王に告げ、然る後ち暴宰師を諸侯に徴して曰く、某國不道を爲す之を征せん。某年月日を以て師某國に至り天子に會し刑を正し、暴宰百官と令を軍に布いて曰く、罪人の地に入りて神祇を暴すこと勿れ、田獵を行ふこと勿れ、土功を毀ぶること勿れ、墻屋を燔くこと勿れ、林木を伐ること勿れ、六畜禾黍器械を取ること勿れ、其老幼を見ば奉歸して傷くること勿れ、壯者に遇ふと雖も校いすんば敵すること勿れ、敵若し之を傷けば醫藥して之を歸れと。既に有罪を誅せば、王及び諸侯は其國を修め正し、賢を擧げ明を立て、正に厥の職に復す。

王霸の諸侯を治むる所以の者は、土地を以て諸侯に形し、政令を以て諸侯を平にし、禮信を以て諸侯を親ませ、材力を以て諸侯を悦ばせ、謀人を以て諸侯を維ぎ、兵革を以て諸侯を服し、患を同うし利を同うし以て諸侯を合せ、小に比し大に事へ以て諸侯を和す。之を會して以て禁を發する者九、弱きを憑て寡きを犯さば則ち之を嘗し、賢を賊し民を害せば則ち之を伐ち、内を暴ひ外を陵がば則ち之を壇し、野荒れ民散ぜば則ち之を削り、固きを負んで服せずば則ち之を侵し、其親を賊殺せば則ち之を正し、其君を放弑せば則ち之を殘ひ、令を犯し政を陵がば則ち之を杜ぎ、内外亂れ禽獸行はるれば則ち之を滅す。

天子之義第二

天子の義必ず法を天地に取つて先聖に觀る、士庶の義必ず父母に奉じて君長に正うす、故に明君ありと雖も士先づ教へずば用ふべからざるなり。古の民を教ふるや、必ず貴賤の倫經を立て相陵がざらしむ。徳義相踰えず、材技相掩はず、勇力相犯さざらしむ。故に方同うして意和なり。古は國容軍に入らず、軍容國に入らず、故に徳義相踰えず、上伐らざるの士を貴ぶ。伐らざるの士は上の器なり。苟も伐らざれば則ち求むるなし、求むるなくば則ち争はず。國中の聽は必ず其

情を得、軍旅の聽は必ず其宜を得、故に材技相掩はず。命に従ふは士の上賞たり、命を犯すは士の上戮たり、故に勇力相犯さず。既に教を其民に致し、然る後謹み選みて之を使ふ事極めて修まれば則ち百官給す、教極めて省くれば則ち民良を興す、習貫成るときは則ち民の體俗、教化の至りなり。古は奔るを逐ふ遠からず、綏るを縦ふ及かず。遠からざれば誘ひ難し、及かざれば陷り難し、禮を以て固しとなし、仁を以て勝となす。既に勝てる後ち其教復すべし、是を以て君子之を貴ぶ。有虞氏國中を戒めて民の其命を體せんことを欲し、夏后氏軍中に誓つて、民の先づ其慮を成さんことを欲し、殷は軍門の外に誓つて、民の意を先にして以て事を待たんことを欲し、周は將に刃を交へんとして之に誓ひ以て民の志を致す。夏后氏は其徳を正うす、未だ兵の刃を用ひず、故に其兵雜はらず。殷は義なり、始めて兵の刃を用ふ。周は力なり、盡く兵の刃を用ふ。夏は朝に賞して善を貴ぶ。殷は市に戮して不善を威す。周は朝に賞して市に戮し、君子を勸め小人を懼す、三王其徳を彰はすや一なり。兵雜はらざるときは則ち利あらず、長兵は以て衛り短兵は以て守る、太だ長きときは則ち犯ひ難く、太だ短きときは及らず、太だ輕きときは則ち鋭し、銳きときは則ち亂れ易し。太だ重きときは則ち鈍し、鈍きときは則ち濟はず。戎車は、夏后氏は鉤車といふ、正を先にするなり、殷は寅車といふ、疾を先にするなり。周は元戎といふ、良を先に

するなり。旂は、夏后氏は首を玄うす、人の執なり。殷は白うす、天の義なり。周は黄にす、地の道なり。章は、夏后氏は日月を以てす、明を尙ぶなり。殷は虎を以てす、威を尙ぶなり。周は龍を以てす、文を尙ぶなり。師は多く威を務むるときは則ち民諷す、威少きときは則ち民勝たず、上民を使ふ其義を得ず、百姓其紱を得ず、技用其利を得ず、牛馬其任を得ず、有司之を陵ぐ此れを威多しといふ、威多きときは則ち民諷す。上、徳を尊ばずして詐悪に任じ、道を尊ばずして勇力に任じ、命を用ふるを貴ばずして命を犯すことを貴び、善行を貴ばずして暴行を貴び、之が有司を陵ぐ、此れを威少しといふ、威少なきときは則ち民勝たず、軍旅は舒かなるを以て主となす、舒かなるときは則ち民力足る、兵を交へ刃を致すと雖も徒越らず、車馳せず、奔るを逐うて列を踰えず、是を以て軍旅の固めを亂らず、行列の政を失はず、人馬の力を絶たず、遲速誠命を過またず。

古は國容軍に入らず軍容國に入らず、軍容國に入る時は則ち民徳廢る、國容軍に入る時は則ち民徳弱し。故に國に在る時は言文にして語温に、朝に在ては恭以て遜、己を修めて以て人を待つ、召さざれば至らず、問はざれば言はず、進み難く退き易し。軍に在つては抗て立ち、行に在つては逐うて果す、介冑は拜せず、兵車は軾せず、城上は趨らず、危事には齒せず、故に禮と法とは

表裏なり、文と武とは左右なり。古は賢王民の徳を明かにして民の善を盡す、故に廢徳なく簡民なし、賞生る所なく罰試むる所なし。有虞氏は賞せず罰せず、而して民用ふべし、至徳なり。夏は賞して罰せず、至教なり。殷は罰して賞せず、至威なり。周は賞罰を以てす、徳衰ふるなり。賞時を踰えざれば民速かに善を爲すの利を得んことを欲す。罰列に遷らざれば民速かに不善を爲すの害を覩んことを欲す。大に捷つ時賞せずば上下皆な善に伐らず、上苟も善に伐らずば則ち驕らず、下苟も善に伐らずば必ず等しき亡し、上下善に伐らず、此の若きは讓の至なり。大いに敗るゝ時誅せざるは、上下皆不善己に在るを以てなり。上苟も不善己に在るを以て必ず其過を悔い、下苟も不善己に在るを以て必ず其罪に遠ざかる、上下惡を分かつ此の若きは讓の至りなり。古は成兵三年興さず、民の勞を覩るなり、上下相報ゆる此の若きは和の至りなり。意を得るときは則ち愷歌するは喜びを示すなり、伯を靈臺に偃するは、民の勞に答へて、休を示すなり。

定爵第三

凡そ戰は、爵位を定め、功罪を著はし、遊士を收め、教詔を申べ、厥の衆を訊ひ、厥の技を求め、慮を方べ、物を極め、嫌を變じ、疑を推し、力を養ひ、巧を求め、心の動くに由る。凡

そ戰は衆を固くするに利を相す、亂を治め止まるを進め、正を服し恥を成し、法を約にし罰を省く、小罪乃ち殺せば小罪勝ち大罪因る。天に順ひ、財を阜にし、衆を憚ばし、地を利し、兵を右にす、是を五慮といふ。天に順ふとは時を奉ずるなり、財を阜にすとは敵に因るなり、衆を憚ばすとは若に勉むるなり、地を利すとは隘阻を守るなり、兵を右にすとは弓矢もて禦ぐなり。矢矛守り戈戟助く、凡そ五兵五つながら當る、長きは以て短きを衛り、短きは以て長きを救ふ、迭に戰へば則ち久し、皆戰へば則ち強し、物を見て輿に倅きは是れ之れを兩にすといふ、主は固く若を勉め敵を視て擧ぐ、將の心は心なり、衆の心は心なり、牛馬車兵佚飽は力なり、教は惟だ豫し、戰は惟だ節にす。將軍は身なり、卒は支なり、伍は指拊なり。凡そ戰は權なり、鬪は勇なり、陣は巧なり。其欲する所を用ひ、其能くする所を行ひ、其欲せざるを廢す、敵する能はざるは是に反せよ。

凡そ戰に天あり、財あり、善あり。時日遷さず龜微に勝ち行ふ是れを天ありといふ、衆、有を有し因て美を生ず、是れを財ありといふ、人、陣利を習ひ物を極め以て豫す、是れを善ありといふ。人勉めて任に及ぶ是れを人を樂むといふ、大軍は以て固く、多力は以て煩はず。物に堪へて治を簡び、物を見て卒に應ず、是れを豫を行ふといふ、輕車輕徒弓矢固く禦ぐ、是れを大軍と

いふ。密靜にして内力多し、是れを固陣といふ。是れに因つて進退す、是れを多力といふ。上暇ありて人教ふ、是れを煩陣といふ。然く有するに職を以てす、是れを物に堪ふるといふ。是れに因つて物を辨す、是れを簡治といふ。衆を稱り、地に因り、敵に因り、陣に令し、攻戰守り、進退止まり、前後序あり、車徒因ることあり、是れを戰參といふ。服せず、信せず、和せず、怠り、疑ひ、厭ひ、憚く技へ、柱誦り、煩しく肆に、崩れ緩す、是れを戰患といふ。驕々、憚々、吟嘯、虞懼、事悔、是れを毀折といふ。大小、堅柔、參伍、衆寡。凡そ兩にする、是れを戰權といふ。凡そ戰遠きを聞て近きを觀る、時に因り財に因り、信を貴び疑を惡む、兵を作すに義あり、事を作すに時あり、人を使ふに惠あり、敵を見るは靜に、亂を見るは暇あり、危難を見て其衆を忘るゝ無く、國に居ては惠むに信を以てし、軍にあつては廣むるに武を以てし、又上果たすに敏を以てす。國に居ては和し、軍にあつては法あり、又上には察す。國に居て好せられ、軍にあつて方せられ、又上信ぜらる。

凡そ陣行は惟だ疎く、戰は惟だ密に、兵は惟だ雜へ、人の教は厚靜なれば乃ち治まりて威利章かなり、義を相守るときは則ち人勉む、慮多く成れば則ち人服す、時れ中に服して厥の次で治まり、物既に章はるゝときは目乃ち明かなり、慮既に定まるときは心乃ち強く、進退疑なし、敵を

見て謀ることなし、誅を聽いて其名を誣あざむくことなく、其旗を變ずることなし。凡そ事善なるときは則ち長し、古に因よれば則ち行はる、誓ちかひ、章あきらを作せば人乃ち強くして厲祥を滅す。厲を滅するの道、一に曰く義、之に被らしむるに信を以てし、之に臨むに強を以てし、基を成して天下の形を一にするときは人説よろこばざるなし、是を其人を兼ね用ふといふ。一に曰く權、其溢を成して其好みを奪ひ、我はその外よりし、使其の内よりす。一に曰く人、二に曰く正、三に曰く辭、四に曰く巧、五に曰く火、六に曰く水、七に曰く兵、是を七政と謂ふ。榮、利、恥、死、是を四守と謂ふ。色を容かたちづくり威を積むは意を收むるに過ぎず、凡そ此道や、唯だ仁、親あり。仁ありて信しんなくば反つて厥その身を敗る、人を人とし正を正とし辭を辭とし火を火とせよ。凡そ戰の道は既にその氣を爲して、因て其の政を發す、之れに假すに色を以てし、之れを道みちくに辭を以てし、懼に因て戒め、欲に因て事ことふ、敵を踏んで地を制し、職を以て之を命す、是を戰法といふ。凡そ人の形は衆の求もとに由る、試むるに名行を以てせば必ず善く之れを行ふ。若し行、行はれざるときは、身以て之れを將ひきう、若し行、行はるゝときは、因つて忘るゝ勿らしむ、三たびすれば乃ち章あきらを成すは、人生の宜なり、之れを法といふ。

凡そ亂を治むるの道、一に曰く仁、二に曰く信、三に曰く直、四に曰く一、五に曰く義、六に

曰く變、七に曰く專、法を立つるは一に曰く受、二に曰く法、三に曰く立、四に曰く疾、五に曰く其服を御す、六に曰く其色を等しくす、七に曰く百官宜しく淫服なかるべし、凡そ軍は法をして己にあらしむるを專といふ、下と法を畏るゝを法といふ、軍に小徳なく戦に小利なく、日に行を成す微なるを道といふ、凡そ戦は正うして行はれざれば則ち事専らなり、服せざれば則ち法あり、相信ぜざれば則ち一なり、若し怠れば則ち之を動かす、若し疑へば則ち之を變ず、若し人、上を信ぜずんば則ち行それ復せず、古よりの政なり。

嚴位第四

凡そ戦の道、位は嚴ならんを欲し、政は栗ならんを欲し、力は窵からんを欲し、氣は閑ならんを欲し、心は一ならんを欲す。凡そ戦の道、道義を等しくし、卒伍を立て、行列を定め、縦横を正し、名實を察し、立ちて進むは俯し、坐して進むは跪き、畏るれば則ち密に、危ければ則ち坐し、遠き者之れを見れば則ち畏れず、邇き者視ることなければ則ち散ぜず、位、左を下り右甲を下る、坐して誓ひ徐かに之れを行る。位、徒甲に速んで籌るに輕重を以てす、馬を振し徒甲を諫がし畏るゝも亦之れを密にす、跪坐坐伏せば則ち膝行して寬に之れに誓ひ、起ちて譟鼓して進めば

則ち鐸を以て之れを止め枚を啣み誓糶す、坐して膝行して之れを推し、戮を執り顧を禁じ諫いで以て之れに先んず、若し畏るゝこと甚だしければ則ち戮殺する勿れ、示すに顔色を以てし之れに告ぐるに所生を以てし其の職を循ひ省みる。

凡そ三軍は人々分日を戒む、人々不息を禁ず、以て食を分かつべからず、その疑惑に方つて師すべく服すべし、凡そ戦は力を以てすれば久しく、氣を以てすれば勝つ、固きを以てすれば久しく、危きを以てすれば勝つ、本心固く新氣勝つ、甲を以て固く兵を以て勝つ、凡そ車は密を以て固く、徒は坐するを以て固く、甲は重きを以て固く、兵は輕きを以て勝つ、人勝心あらば惟だ之に敵して視る、人畏心あらば惟だ之を畏れて視る、兩心交も定まり兩利一の如くば兩がら之れが職を爲す、惟だ權つて之れを視よ。凡そ戦は、輕きを以て輕きを行かば則ち危し、重きを以て重きを行かば則ち功なし、輕きを以て重きを行かば則ち敗る、重きを以て輕きを行かば則ち戦ふ。故に戦は輕重を相爲し、舍するには甲兵を謹み、行くには行列を慎み、戦には進止を謹む。凡そ戦は敬するときは則ち嫌す、率ゐるときは則ち服す、上煩しきときは輕く、上暇なるときは重し、鼓を奏すれば輕く、鼓を舒すれば重し、服膺なるときは輕く、服美なるときは重し。凡そ車馬堅く甲兵利なるときは輕くとも乃ち重し、同を上ぶときは獲ることなし、專を上ぶときは死多

し、生を上ぶときは疑多し、死を上ぶときは勝たず。凡そ人は愛に死し、怒に死し、威に死し、義に死し、利に死す。凡そ戰の道、教約なるときは人死を輕んず、道約なるときは人死に正し。凡そ戰は、勝に若ひ、否に若ひ、天に若ひ、人に若ふ。凡そ戰は、三軍の戒は三日に過ぐるなし、一卒の警は分日に過ぐるなし、一人の禁は瞬息に過ぐるなし。凡そ大善は本を用ふ、其次は末を用ふ、略を執り微を守り、本末唯だ權戰なり。凡そ三軍に勝つは一人勝つなり。凡そ鼓には、旗に鼓ち、車に鼓ち、馬に鼓ち、徒に鼓ち、兵に鼓ち、首に鼓ち、足に鼓ち、七たび鼓て兼整ふ。凡そ戰既に固きは重すること勿れ、重び進むときは盡くすること勿れ、凡そ盡くするときは危し。凡そ戰は陣の難きに非ず、人をして陣すべからしむる難し、人をして陣すべからしむる難きに非ず、人をして用ふべからしむる難し、之れを知ること難きに非ず、之れを行ふこと難し。人方に性あり、性は州ごとに異なり、教は俗をなす、俗は州ごとに異なり、道は俗を化す。凡そ衆寡勝つが若く、否ざるが若くば、兵、利を告げず、甲、堅きを告げず、車、固きを告げず、馬、良きを告げず、衆自から多しとせず、未だ道を獲たりとせず。凡そ戰勝てば則ち衆と善を分かち、若し復戰はんとせば則ち賞罰を重んず。若し勝たざらしめば、過を取ることに己にあり。復戰は、則ち誓つて以て前に居け、先術を復すること勿れ、勝否反すること勿れ。之れを正則と謂

ふ。
凡そ民は仁を以て救ひ、義を以て戦ひ、智を以て決し、勇を以て闘ひ、信を以て専らにし、利を以て勤め、功を以て勝つ。故に心仁こんじゆんに中りあた、行義ぎやうぎに中るあた。物に堪ふるは智なり、大に堪ふるは勇なり、久に堪ふるは信なり。讓以て和し、人ひと以て洽あまねく、自予おのれ以て循したがはず、賢を争うて以て人を爲し、其心を説とはし其力を效いたす。凡そ戦は其微靜ゑいじやうを撃ち其強靜きやうじやうを避く、其倦勞けんらうを撃ち其閑窵かんじやうを避く、其大懼たいくを撃ち其小懼せうくを避くるは、古よりの政なり。

用衆第五

凡そ戦の道、寡を用ひて固く衆を用ひて治む、寡わづらはしきは煩わづらはしきに利あり、衆たしきは正たしきに利あり、衆を用ひて進止し寡を用ひて進退す。衆以て寡に合ふときは則ち遠く裏うらんで之れを闕く、若し分かつて迭たがひに撃たば寡以て衆を待て、若し衆之を疑はば則ち自みづから之れを用ひよ。利を擅たまゝにするときは則ち旗を釋はなして迎へて之れを反かへせ、敵若し衆おほきときは則ち衆を相あひて裏うらを受けよ。敵若し寡く若し畏るゝときは則ち之れを避け之れを開け。凡そ戦は、風を背そむにし、高きを背にし、高きを右にし、險を左にし、沛へを歴かき、圯いを歴かき、兼あね合して環龜わんきせよ。凡そ戦は、設けて其作おこるを觀、敵を視て舉

ぐ、待つときは則ち循したがつて鼓つづこと勿れ、衆の作おこるを待て、攻むるときは則ち屯たむろして之れを伺へ。

凡そ戦は、衆寡以て其の變を觀、進退以て其の固かたきを觀、危くして其の懼るゝを觀、靜にして其の怠るを觀、動いて其の疑を觀、襲うて其の治を觀る。其の疑を撃ち、其の卒に加へ、其屈を致し、其の規を襲ひ、其の避けざるに因り、其圖はかりごとを阻へだて其の慮を奪ひ、其懼つかるるに乗ず。凡そ奔を從まふこと息むこと勿れ、敵人或は路に止まらば則ち之れを慮れ。凡そ敵の都に近ければ必ず進路あらん、退くに必ず反慮かへるおもんばかりあらん。凡そ戦は、先てば則ち弊ひえ後るれば則ち懼つたなし、息めば則ち怠り息やすまざるも亦弊ひゆ、息むこと久しきも亦た其の懼つたなきに返かへる。書親絶つ、是れを顧の慮を絶つといふ。良を選び兵を次つづる、是れを人の強を益ますといふ、任じんを棄て食を節する、是れを人の意を開くといふ、古よりの政なり。

唐太宗李衛公問對

問對 上

太宗曰く、「高麗數、新羅を侵す、朕使を遣り諭せども詔を奉ぜず、將に之れを討たんとす、如何。」靖曰く、「探知するに、蓋蘇文自から兵を知るを恃み、中國能く討つ無しと謂ふ、故に命に違ふなり。臣、師三萬を請ひ之れを擒にせん。」太宗曰く、「兵少く地遙かなり、何の術を以て之れに臨まん。」靖曰く、「臣正兵を以てせん。」太宗曰く、「突厥を平らぐる時奇兵を用ひ、今正兵と言ふは何ぞや。」靖曰く、「諸葛亮七たび孟獲を擒にす、他道なきなり、正兵のみ。」太宗曰く、「晋の馬隆涼州を討つ、亦た是れ八陣の圖に依つて偏箱車を作る、地廣きときは則ち鹿角車を用ひ、營路狭きときは則ち木屋を爲り車上に施し、且戦ひ且つ前む、信乎、正兵は古人の重する所なり。」靖曰く、「臣突厥を討ち西行數千里、若し正兵にあらずんば安んぞ能く遠きを致さん、偏箱、鹿角兵の大要は、一は則ち力を治め、一は則ち前に拒ぎ、一は則ち部伍を束ぬ、三者迭に用を相爲す、斯れ馬隆古法を得る所深きなり。」太宗曰く、「朕宋の老生を破るや、初め鋒を交ふるに

義師少しく却く、朕親から鐵騎を以て南原より馳下り、横に之れを突く、老生の兵後ろを斷たれ大に潰ゆ、遂に之れを擒にす。此れ正兵か奇兵か。」靖曰く、「陛下天縱聖武、學んで能するにあらず、臣兵法を按するに、黃帝より以來正を先にして奇を後にす、仁義を先にして權誦を後にす。且つ霍邑の戰、師、義を以て擧ぐる者正なり、建成馬を墜り右軍少しく却くは奇なり。」太宗曰く、「彼の時少しく却かば幾んど大事を敗る、曷ぞ奇と謂はんや。」靖曰く、「凡そ兵は前み向ふを以て正となし、後れ却くを奇となす、且つ右軍却かすんば則ち老生安んぞ之れを來たすに致さんや。法に曰く、利して之れを誘ひ亂して之れを取ると、老生兵を知らず、勇を恃んで急に進み、後を斷たるゝを意はず、陛下に擒にせらる、是れ所謂奇を以て正となすなり。」太宗曰く、「霍去病暗に孫吳と合す、誠に是れあり、かの右軍の却くに當つて高祖色を失へり、朕が奮撃するに及んで反つて我が利と爲る、孫吳暗合、卿實に言を知る。」

太宗曰く、「凡そ兵却くは皆之れを奇といふか。」靖曰く「然らず、夫れ兵却くや、旗參差として齊しからず、鼓大小ありて應へず、令喧囂にして一ならず、此れ眞に敗却なり、奇にあらざるなり、若し旗齊ひ、鼓應へ、號令一の如くば、紛々紜々して退き走ると雖も敗にあらざるなり、必ず奇あるなり。法に曰く、佯北は追ふ勿れと、又曰く、能くして之れに能くせざるを示す

と、皆奇の謂なり。」太宗曰く「霍邑の戰、右軍少しく却くはそれ天か、老生擒にせらるゝはそれ人か。」靖曰く「若し正兵の變を奇となし、奇兵の變を正となすにあらんば、則ち安んぞ能く勝たんや、故に能く兵を用ふるは、奇正人に在るのみ、變じて之れを神にするは天を推す所以なり。」太宗俛首す。

太宗曰く「奇正素より之れを分つか、時に臨んで之れを制するか。」靖曰く「曹公新書を按ずるに曰く、己れ二にして敵一ならば則ち一術を正となし一術を奇となす、己れ五にして敵一ならば則ち三術を正となし二術を奇となすと、是れ大略を言ふのみ。唯だ孫武曰く、戰勢は奇正に過ぎず、奇正の變勝^おげて窮むべからず、奇正の相生するや、循環の端なきが如し、孰^じれか能く之れを窮めんと。斯れ之れを得たり。安んぞ素^{もと}より之れを分つことあらんや。若し士卒未だ吾法に習はず偏裨未だ吾令に熟せずんば、則ち必ず之れが二術を爲し、戰を教ふる時、各々旗鼓を認めて迭^{たがひ}に相分合す。故に曰く分合變を爲すと、此れ戰を教ふるの術のみ。教閱みすること既に成り、衆我が法を知り、然る後群羊を驅るが如く、將の指さす所に由らば、孰^じれか奇正の別を分かたんや。孫武の所謂人を形^{かたち}して我れは形なしと、是れ乃ち奇正の極致、是を以て素より分かつ者は教閱なり、時に臨んで變を制する者は勝^おて窮むべからざるなり。」太宗曰く「深い哉深い哉、曹公必ず之

れを知らん。但新書は諸將に授くる所以のみ、奇正の本法にあらず。」

太宗曰く「曹公曰く、奇兵は旁より撃つと、卿謂ふ若何。」靖曰く「臣按するに、曹公、孫子に註して曰く、先づ出で、合戦するを正となし、後に出づるを奇となすと、此れ旁撃の説と異なり。臣愚謂く、大衆の合ふ所を正となし、將自から出づる所を奇となす、焉んぞ前後旁撃の拘有らんや。」太宗曰く、「吾の正、敵をして視て以て奇となし、我の奇、敵をして視て以て正となさしむ、是れ所謂人に形する者か。奇を以て正となし、正を以て奇となし、變化測るなし、是れ所謂形なき者か。」靖再拜して曰く「陛下神聖迥かに古人に出づ、臣の及ぶ所にあらず。」と。

太宗曰く「分合して變をなす者、奇正安にかある。」靖曰く「善く兵を用ふる者は正ならざるなし、奇ならざるなし、敵をして測ることなからしむ。故に正も亦た勝ち奇も亦た勝つ。三軍の士止其勝つを知り其勝つ所以を知ることなし、變じて能く通するにあらずんば安んぞ能く是に至らんや。分合出づる所唯だ孫武之れを能くす、吳越より而下焉に及ふべきなし。」と。

太宗曰く「吳の術如何。」靖曰く「臣請ふ略之れを言はん、魏の武侯吳起に問ふ、兩軍相向ふことを。起曰く賤にして勇なる者をして前撃せしめ、鋒始めて交はりて北げしむ、北げて罰なく敵の進み取るを觀る、一坐一起奔北するも追はざれば則ち敵謀あり。若し衆を悉くし北ぐるを追

ひ、行止縦横ならば、此れ敵人不才なるなり、之れを撃つて疑ふ勿れと。臣かみ謂ふに吳の術かたはら大率此の類多し、孫武の所謂正を以て合するにあらず。」と。太宗曰く「卿の舅、韓擒虎嘗て言ふ、卿與に孫吳を論ずべしと、亦た奇正の謂か。」靖曰く「擒武安んぞ奇正の極を知らん、但だ奇を以て奇となし正を以て正となすのみ、嘗て未だ奇正相變じ循環の窮りなきものを知らざるなり。」太宗曰く「古人陣に臨み、奇を出し人の不意を攻むと、斯れ亦た相變するの法か。」靖曰く「前代の戰鬪多くは是れ小術を以てし無術に勝ち、片善を以て無善に勝つ、斯れ安んぞ兵法を論ずるに足らん。謝玄の符堅を破るが若きは謝玄の善にあらず、蓋し符堅の不善なり。」太宗侍臣を顧み謝玄傳を検みし之れを聞て曰く「符堅甚の所か是れ不善なる。」靖曰く「臣符堅載記を觀るに曰く、秦の諸軍皆潰え敗る、唯だ慕容垂が一軍獨り全く堅し、千餘騎を以て之れに趨く、垂が子寶、垂に堅を殺さんことを勸む、果たさずと。是れ以て秦軍の亂れて慕容垂の獨り全きを見るあり、蓋し堅、垂の爲めに陥れらるゝや明けし、夫れ人の爲に陥られて敵に勝たんと欲す、亦た難からずや。臣故に曰く術なしと、符堅の類是れなり。」太宗曰く、「孫子謂ふ、算多きは算少きに勝つと、以て算少きは算無きに勝つことを知るあり、凡そ事皆然り。」

太宗曰く、「黃帝の兵法、世に握奇の文を傳ふ、或は謂ひて握機の文となすは何の謂ぞや。」靖

曰く「奇の音は機、故に或は傳へて機に爲る其義は則ち一なり。其辭を考ふるに曰く、四を正となし四を奇となし、餘地を握機となす、奇は餘零なり、此れに因つて音機、臣愚謂へらく、兵は是れ機ならずといふことなし、安んぞ握に在つて言はんや、當さに餘奇と爲さば則ち是なり。」夫れ正兵は之れを君に受く、奇兵は將自から出づる所。法に曰く、令素より行はれて以て其民を教ふる者は則ち民服すと、是れ之れを君に受くる者なり。又曰く兵豫め言はず君命受けざる所ありと。是れ將自から出づる所の者なり。凡そ將正にして奇なきは則ち守將なり、奇にして正なきは則ち鬪將なり、奇正皆得るは國の輔なり。是の故に握機、握奇、本と二法なし、學者にありて兼通するのみ。」

太宗曰く「陣數九あり、中心零は大將之れを握る、四面八向皆準を取る、陣の間に陣を容れ、隊の間に隊を容る、前を以て後となし、後を以て前となす、進むに速く奔ることなく、退くに遽て走ることなし、四頭八尾觸るゝところ頭となす、敵其中を衝かば兩頭皆救ふ。數五に起つて八に終る。此れ何の謂ぞや。」靖曰く、「諸葛亮石を以て縱横布いて八行方陣の法を爲る、即ち此圖なり。臣嘗て教へ閱るに必ず此陣を先にす、世の傳ふる所の握機の文、蓋し其粗を得たり。」太宗曰く、「天、地、風、雲、龍、虎、鳥、蛇、斯の八陣は何の義ぞ。」靖曰く「之れを傳ふる者誤

れるなり、古人此法を秘藏す、故に詭いづはつて八名を設くるのみ。八陣は本と一なり、分つて八となす。天地は旗號に本づき、風雲は旛名に本づき、龍虎鳥蛇は隊伍の別に本づくといふが若ごときは、後世誤り傳へ詭いづはつて物象ぶつしやうを設けたるなり。何ぞ止だ八のみならんや。」太宗曰く、「數五に起つて八に終るは則ち象しやうを設くるにあらず、實に古制なり、卿試みに之れを陣せよ。」靖曰く「臣按するに、黃帝始めて丘井の法を立て、因て以て兵を制す、故に井に四道を分かち、八家之れに處る、其形は井の字なり、方を開くこと九、五を陣法となし、四を閑地となす、此れ所謂數五に起るなり、其中を虚にして大將之れに居る、其四面を環りて諸部連めり繞る、此れ所謂八に終るなり。變化して敵を制するに及んでは則ち紛々紜々、闐こんひ亂れて法亂れず、渾々沌々、形圓にして勢散ぜず、此れ所謂散じて八となり、復して一となる者なり。」太宗曰く「深い哉、黃帝の兵を制するや、後世天地神略ありと雖も、能く其の闐こん闐おんを出づるなし、此れより降くだつて孰しつれか之れに繼ぐ者あらんや。」靖曰く「周の始めて興るや、則ち太公實に其の法を繕ほどこす、始めて岐都に於て以て井畝を建つ、戎車三百輛、虎賁三千人、以て軍政を立つ、六步七步六伐七伐以て陣法を教へ、師いくさを牧野に陣す。太公百夫を以て師を制して以て武功を成す、四萬五千人を以て紂が七十萬の衆に勝つ。周の司馬法は太公に本づく者なり。太公既に没して齊人其の遺法を得、桓公に至り天下に覇たり、

管仲に任じて復た太公の法を修む、之れを節の師といふ、諸侯畢く服す。」

太宗曰く、「儒者多く言ふ、管仲は霸臣のみと、殊に知らず兵法は乃ち王制に本づくことを。諸葛亮は王佐の才、自から管樂に比す、此を以て知る管仲亦た王佐の才なるを。但だ周衰へし時、王用ふる能はず、故に齊に假りて師を興せるのみ。」靖再拜して曰く、「陛下神聖人を知る此の如し、老臣死すと雖も昔賢に媿ることなし。臣請ふ、管仲齊を制するの法を言はん、齊國を三分して以て三軍を作る、五家を軛となす故に五人を伍となす、十軛を里となす故に五十人を小戎となす、四里を連となす故に二百人を卒となす、十連を郷となす故に二千人を旅となす、五郷を一師となす故に萬人を軍となす、亦た司馬法の一師五旅一旅五卒の義に由る、其實は皆太公の遺法を得たるなり。」太宗曰く「司馬法は人々穰苴の述ぶる所といふ、是か否か。」靖曰く「史記の穰苴が傳を按ずるに、齊の景公の時穰苴善く兵を用ひ燕晋の師を敗る、景公尊んで司馬の官となす、是に由て司馬穰苴と稱す。子孫司馬氏と號す。齊の威王に至り古の司馬法を追論し、又穰苴が學ぶ所を述べ、遂に司馬穰苴が書數十篇あり、今世に傳ふる所、兵家者流又た權謀、形勢、陰陽、技巧、四種を分權す、皆司馬法に出づるなり。」太宗曰く「漢の張良韓信、兵法を序次す、凡そ百八十二家、要用を刪り取りて定めて三十五家を著はず、今其の傳を失へるは何ぞや。」靖曰く「張良が學

ぶ所は太公の六韜三略是れなり、韓信が學ぶ所は穰苴、孫武是れなり、然れども大體三門四種を出でざるのみ。」太宗曰く「何をか三門と謂ふ。」靖曰く「臣按するに太公望八十一篇は所謂陰謀、言を以て窮むべからず。太公が言七十一篇は、兵を以て窮むべからず。太公が兵八十五篇は、財を以て窮むべからず。此れ三門なり。」太宗曰く「何をか四種といふ。」靖曰く「漢任宏が論する所是れなり。凡そ兵家者流、權謀を一種となし、形勢を一種となし、及び陰陽技巧の二種、此れ四種なり。」太宗曰く「司馬法首に蒐狩を序では何ぞや。」靖曰く「其時に順つて之れを要するに神を以てす、其事を重するなり。周禮、最も大政となす。成は岐陽の蒐あり、康は鄴宮の朝あり、穆は塗山の會あり、此れ天子の事なり。周の衰ふるに及び齊桓に召陵の師あり、晋文に踐土の盟あり、此れ諸侯、天子の事を奉じ行ふなり、其實は九伐の法を用ひ、以て不恪を威す、之れを假るに朝會を以てし、之れに因るに巡狩を以てし、之れに訓るるに甲兵を以てす、言ふことろは事無きには兵妄りに擧げず、必らず農隙に於てす、武備を忘れざるなり、故に首に蒐狩を序づ、それ深からずや。」太宗曰く「春秋に楚子二廣の法に曰く、百官物に象りて動く、軍政戒めずして備はる、これ亦た周の制を得たるか。」靖曰く「左氏の説を按するに、楚子乘廣三十乘、廣さ一卒あり、卒偏の兩軍行くに轅を右にし、轅を以て法となす、故に轅を挿んで戰ふ、皆周制なり。臣

謂ふ、百人を卒といひ、五十人を兩といふ、此れはこれ車一乘毎に士百五十人を用ふ、周制に比して差多きのみ。周は一乗歩卒七十二人、甲士三人、二十五人を以て一甲となす。凡そ三甲、共に七十五人。楚は山澤の國、車少くして人多し、分つて三隊となす、則ち周制と同じ。」

太宗曰く「春秋に荀吳、狄を伐ち、車を毀ち行を爲す、亦た正兵か奇兵か。」靖曰く「荀吳車法を用ふるのみ、車を舍つと雖も而かも法其中にあり。一を左角となし、一を右角となし、一を前拒となし、分つて三隊となす、此れ一乗の法なり。千萬乘皆然り。臣、曹公新書を按ずるに云ふ、攻車七十五人、前拒一隊、左右の角二隊、守車一隊、炊子十人、守裝五人、廐養五人、樵汲五人、共に二十五人、攻守二乘、凡そ百人、兵十萬を興し車千乘を用ひ輕車二千、此れ大率荀吳が舊法なり。又漢魏の間の軍制を観るに、五車を隊となし、僕射一人、十車を師となし、卒長一人、凡そ車千乘將吏二人、多々此れに倣ふ。臣今の法を以て之れに參へ用ふ、則ち騎兵を跳盪するなり、先鋒隊、步騎相半ばするなり、駐隊車乘を兼ね出だすなり。臣西の方突厥を討ち、險を越ゆる數千里、此制未だ嘗て易へず、蓋し古法の節制信に重すべきなり。」

太宗靈州に幸し、回つて靖を召し坐を賜うて曰く「朕道宗及び阿史那社爾等に命じて薛延陀を討たしむ、鐵勒諸部、漢の官を置かんことを乞ふ、朕皆其の請に従へり、延陀西に走る、恐くは

後の患を爲さん、故に李勣を遣り之を討たしむ。今北荒悉く平ぐ、然るに諸部蕃漢雜處す、何の道^{みち}を以て久しきを経て兩全を得しめて之れを安んぜん。」靖曰く「陛下勅して突厥より回紇の部落に至り、凡そ驛を置くこと六十六處以て斥候を通ず、斯れ既に策を得たり。然るに臣愚謂へらく、漢成は宜しく自^{みづか}ら一法と爲すべし、番落は宜しく自^{みづか}ら一法となすべし、教へ習はすこと各異にして混同せしむること勿れ。或は寇^{あか}至ることあらば則ち密かに主將に勅し、時に臨み號を變じ服を易^かへ奇を出して之れを撃て。」太宗曰く「何の道ぞ。」靖曰く「此れ所謂多方以て之れを誤まるの術なり、蕃にして之れに漢を示し、漢にして之れに蕃を示す、彼れ蕃漢の別を知らず、則ち能く我が攻守の計を測ることなし。善く兵を用ふる者先づ測るべからざるを爲せば則ち敵其の之^ゆく所に乖^{まが}くなり。」太宗曰く「正に朕の意に合へり、卿密かに邊將に教へ、只だ此の蕃漢を以て便^{やす}ち奇兵の法を見せしむべし。」靖再拜して曰く、「聖慮天縱一を聞いて十を知る、臣^{わが}安んぞ能く其の説を極めんや。」

太宗曰く「諸葛亮の言に、有制の兵、無能の將は敗るべからず、無制の兵有能の將は勝つべからずと、朕疑ふ、此の談極致の論にあらすと。」靖曰く「武侯激する所有りて言ふのみ。臣孫子を按ずるに曰へることあり、教道明かならず、吏卒常なく、陣兵縱横なるを亂といふ、古より軍を

亂り勝を引くこと勝あけて紀すべからず。夫れ教道明かならずといふは、教闕古法なきを言ふなり、吏卒常なしといふは、將臣權任して久職なきをいふなり、軍を亂り勝を引くといふは己おのれ自みづから潰敗して敵之れに勝つに非ざるを言ふなり。是を以て武侯言ふ、兵卒制あれば庸將と雖も未だ敗れず、若し兵卒自から亂れば賢將と雖も危し、これ又何をか疑はん。」太宗曰く「教闕の法信まことに忽たちにすべからず。」靖曰く「教、其の道を得れば則ち士用を爲すを樂しむ、教、法を得ずば朝に督たかし暮に責むと雖も事に益なし。臣が古制に區々として皆纂あつめて以て圖づする所以のもの、有制の兵を成すに庶あまからん。」太宗曰く「卿我が爲めに古陣の法を擇んで悉く圖して以て上たてまれ。」

太宗曰く「蕃の兵唯だ勁馬奔り衝く、此れ奇兵か。漢の兵唯だ強弩すやくと犄角すかくと、此れ正兵か。」靖曰く「孫子を按ずるに曰く、善く兵を用ふる者は之れを勢に求めて人に責めず、故に能く人を選えんで勢に任ず、夫れ所謂人を選ぶとは各々蕃漢の長ずる所に隨つて戰ふなり。蕃は馬に長ず、馬は速に闘ふに利あり。漢は弩に長ず、弩は緩く戰ふに利あり。此れ自然に各々其勢に任ずるなり。然れども奇正の分かるゝ所にあらず。臣ま前まきに曾て蕃漢必ず號を變じ服かを易かふる者奇正相生するの法なるを述ぶ。馬亦た正あり弩亦た正あり、何ぞ常に之れあらんや。」太宗曰く「卿更に細かに其術を言へ。」靖曰く「先づ之れに形かたちして敵をして之れに従はしむ、是れその術なし。」太宗曰く

「朕之れを悟る。孫子曰く、兵に形するの極、形なきに至ると。又曰く形に因て以て衆に勝つことを措くときは衆知ること能はずと、それ之れの謂か。」靖再拜して曰く「深い哉、陛下聖慮已に思半に過ぐ。」

太宗曰く、「近ごろ契丹奚皆内屬して松漠饒樂二都督を置き、安北の都護を統ぶ。朕、薛萬徹を用ひん如何。」靖曰く「萬徹は阿史那社爾及び執失思力契苾何力に如かず、是れ皆蕃臣の兵を知る者なり。臣嘗て之れと松漠饒樂山川の道路蕃情の逆順を言ふ、遠く西域の部落十數種に至る、歴信すべし。臣之れに教ふるに陣法を以てす、點頭して義に服せざるなし。望むらくは陛下之れに任かせて疑ふ勿れ。萬徹の如きは則ち勇にして謀たし、以て獨り任せ難し。」太宗笑て曰く、「蕃人皆卿に役使せらる、古人云ふ蠻夷を以て蠻夷を攻むるは、中國の勢なりと、卿之れを得たり。」

問對 中

太宗曰く、「朕諸の兵書を觀るに孫武に出づるはなし。孫武十三篇虚實に出づるはなし。それ兵を用ふるに虚實の勢を識るときは則ち勝たざるなし。今諸將中たゞ能く實に備へて虚を撃つを

言ふ、その敵に臨むに及んでは則ち虚實を識る者鮮し。蓋し人を致すこと能はずして反つて敵の爲めに致さるゝ故なり、如何。卿悉く諸將の爲めに其の緊要を言へ。」靖曰く「先づ之れに教ふるに奇正相變するの術を以てし、然る後之れに語るに虚實の形を以てすれば可なり。諸將多く奇を以て正となし正を以て奇となすことを知らず、且安んぞ虚は是れ實、實は是れ虚なるを知らんや。」太宗曰く「之れを策りて得失の計を知り、之れを作して動靜の理を知り、之れに形して死生の地を知り、之れに角して有餘不足の處を知る、此れ則ち奇正我にあり、虚實敵にあるか。」靖曰く「奇正とは敵の虚實を致す所以なり、敵實ならば則ち我必らず正を以てし、敵虚ならば則ち我必らず奇を以てす、苟も將奇正を知らずんば則ち敵の虚實を知ると雖も安んぞ能く之れを致さんや。臣詔を奉じて但だ諸將に教ふるに奇正を以てす、然る後虚實自から知らん。」太宗曰く「奇を以て正となすとは、敵の意それ奇ならば則ち吾れ正にして之れを撃ち、正を以て奇となすは、敵の意それ正ならば則ち吾れ奇にして之れを撃ち、敵勢をして常に虚に、我勢をして常に實ならしむ。當に此法を以て諸將に授くべし、曉り易からしむるのみ。」靖曰く「千章萬句、人を致して人に致されざるに出でざるのみ、臣當に此れを以て諸將を教ふべし。」

太宗曰く、「朕瑤池都督を置いて以て安西の都護を隸せん、蕃漢の兵を如何か處置せん。」靖曰く

「天の人を生ずる本と蕃漢の別なし、然れども地遠くして荒漠なれば必ず射獵を以て生ず、是れに由つて常に戦闘に習ふ。若し我恩信もて之れを撫し衣食之れを周くせば則ち皆漢人なり。陛下此の都護を置かば臣請ふ漢の戍卒を收め之れを内地に處らしめ、糧饋を減省せん、兵家の所謂力を治むるの法なり。請ふ漢吏の蕃情に熟するある者を選んで、散じて堡障を守らしめん、此れ以て久しきを経るに足らん。或は警あるに遇はば則ち漢卒出でん。」太宗曰く「孫子言ふ所の力を治むるとは如何。」靖曰く「近を以て遠を待ち、佚を以て勞を待ち、飽を以て飢を待つ、此れ略ぼその槩をいふのみ、善く兵を用ふる者は此の三義を推して六あり。誘を以て來を待ち、靜を以て躁を待ち、重を以て輕を待ち、嚴を以て懈を待ち、治を以て亂を待ち、守を以て攻を待つ、是れに反せば則ち力迨ばざるあり、力を治むるの術に非ずんば安んぞ能く兵に臨まんや。」太宗曰く「今人孫子に習ふ者但だ空文を誦し、克く其義を推廣する鮮し、力を治むるの法、宜しく徧ねく諸將に告ぐべし。」

太宗曰く、「舊將老卒凋零して殆んど盡く、諸軍新たに置く、陣敵を経ず、今教ふるに何の道を以て要とせんか。」靖曰く「臣常に士に教ふるに分ちて三等となす。必ず先づ伍法を結ぶ、伍法既に成りて之れに軍校を授く、此れ一等なり。軍校の法一を以て十となし、十を以て百となす此れ

一等なり。之れを裨將に授く、裨將は乃はち諸校の陸を總べ聚めて陣圖を爲る、此れ一等なり。大將此の三等の教を察し、是に於て大に閱し制度を稽考し奇正を分別し衆に誓つて罰を行ふ。陛下高きに臨んで之れを觀よ、施すとして可ならざるなし。」

太宗曰く「伍法數家あり、孰れか要となす。」靖曰く「臣春秋左史傳を按ずるに曰く、徧を先にし、伍を後にすと、又司馬法に曰く、五人を伍となすと、尉繚子に東伍の令あり、漢制に尺籍伍符あり、後世符籍紙を以て之れを爲る、是に於てその制を失せり。臣其の法を酌み、五人より變じて二十五人となし、二十五人より變じて七十五人となす。此れ則ち步卒七十二人甲士三人の制なり。車を舍き騎を用ふれば則ち二十五人は、八馬に當る、此れ則ち五兵五當の制なり。是れ則ち諸家の兵法、唯だ伍法を要となす。小に之れを列ぬれば五人、大に之れを列ぬれば二十五人、參へて之れを列ぬれば七十五人、又三つの其の數を伍參するときは三百七十五人を得。三百人を正となし、六十人を奇となす。此れ則ち百五十人分つて二正となす、而して三十人分つて二奇となす、蓋し左右等し。穰苴が所謂五人を伍となし、十伍を隊となす、今に至るまで之れに因る、此れ其の要なし。」

太宗曰く「朕李勣と兵を論ずるに、多く卿が説と同じ。但だ勣は出處を究めざるのみ。卿が制

する所の六華の陣法は何の術に出づるや。」靖曰く「臣が本づく所は諸葛亮の八陣の法なり。大陣は小陣を包ね、大營は小營を包ぬ、隅落・鈎連・曲折相對す、古制此の如し。臣圖を爲ること之れに因る、故に外之れを畫するに方、内之れを環らすに圓、こゝに六華を成す、俗に號する所爾り。」太宗曰く「内圓にして外方とは何の謂ぞや。」靖曰く「方は正に生り圓は奇に生る。方は其の歩を矩す所以、圓は其の旋るを綴る所以、是を以て歩數は地に定まつて行綴は天に應ず。歩定まり綴齊へば則ち變化亂れず、八陣を六とするは武侯の舊法なり。」太宗曰く「方を畫して以て歩を見、圓を點して以て兵を見る、歩は足法を教へ、兵は手法を教ふ。手足便利思ひ半に過ぎんか。」靖曰く「吳起曰く絶つも離れず却くも散ぜずと、此れ歩法なり。士を教ふること猶ほ棋を盤に布くがごとし、若し畫路なくば基安んぞ之れを用ひん。孫子曰く、地、度を生じ、度、量を生じ、量、數を生じ、數、稱を生じ、稱、勝を生ず。勝兵は銖を以て銖を稱るが若く、敗兵は銖を以て銖を稱るが若しと。皆度量方圓より起れるなり。」

太宗曰く「深い哉孫武の言、地の遠近、形の廣狹を度らずんば則ち何を以てか其の節を制せんや。」靖曰く「庸將は能く其の節を知ること罕なり。善く戰ふ者は其の勢險に其の節短し、勢は弩を彌るが如く節は機を發するが如し。臣其の術を修む。凡そ隊を立て相去ること各十歩、駐隊の

師隊を去ること二十歩、一隊を隔つる毎に一戰隊を立つ、前に進むには五十歩を以て節となす。角の一聲諸隊皆散す。立つこと十歩の内に過ぎず、第四の角聲を聞き鎗を縮めて跪坐す、此に於て之れに鼓うち三たび呼び三たび撃ち、三十歩、五十歩に至つて以て敵の變を制す。馬軍は背より出づ、亦た五十歩を以て時に臨んで節止す。正を前にし奇を後にし敵の如何を觀、再び之れを鼓うてば則ち奇を前にし正を後にし、復た敵の來たるを邀へて隙を伺つて虚を掃つ、此れ六花の大率、皆然り。」

太宗曰く「曹公新書に曰く陣を作り敵に對するに、必ず先づ表を立て、兵を引いて表に就いて陣す。一部敵を受くるに餘部進み救はざる者は斬ると、此れ何の術ぞや。」靖曰く「敵に臨んで表を立てるとは非なり、此れ但だ戰を教ふる時の法のみ。古人善く兵を用ふる者は正を教へて奇を教へず、衆を驅ること群羊を驅るが若し、之れと進み之れと退く之く所を知らざるなり。曹公驕りて勝つことを好む、當時の諸將新書を奉ずる者敢て其の短を攻むるなし。且つ敵に臨んで表を立てば乃はち晚きこと無からんか、臣竊かに陛下の製する所の破陣の樂舞を觀るに、前に四表を出し後には旛を綴ぬ、左右折旋して趨歩金鼓各その節あり、此れ則ち八陣の圖四頭八尾の制なり。人間但だ樂舞の盛なるを觀る、豈軍容の斯の如くなるを知ることあらんや。」太宗曰く「昔漢の高帝

天下を定め歌うて曰く安んぞ猛士を得て四方を守らんと。蓋し兵法は意を以て授くべし語を以て傳ふべからず。朕破陣樂舞を爲る、唯だ卿已に其の表を曉る。後世其れ我が苟も作らざるを知らん。

太宗曰く「方色五旗を正とせんか、旛麾折衝を奇とせんか、分合變を爲す其對數曷んか宜しきを得るとせん。」靖曰く「臣古法を參へ用ふ、凡そ三隊合ふときは則ち旗相倚りて交はらず、五隊合ふときは則ち兩旗交はり、十隊合ふときは則ち五旗交はる。角を吹き五交の旗を開けば則ち一、復散じて十となり、二交の旗を開けば則ち一、復散じて五となり、相倚りて交はらざるの旗を開けば則ち一、復散して三となり、兵散するときは則ち合を以て奇となし、合するときは則ち散を以て奇となす、三令して五申ぶ、三散して三合ひ、復た正に歸る、四頭八尾乃ち教ふべし。此れ隊法の宜しき所なり。」太宗善しと稱す。

太宗曰く「曹公、戰騎陷騎遊騎あり、今馬軍何等の比なるや。」靖曰く「臣新書を按ずるに曰く戰騎は前に居り陷騎は中に居り遊騎は後に居ると。此の如きは則ち是れ各名號を立て分つて三類となすのみ。大抵騎隊八馬は車徒二十四人に當る、二十四騎は車徒七十二人に當る、此れ古制なり。車徒には常に教ふるに正を以てし、騎隊には常に教ふるに奇を以てす。曹公に據るに前後及

ひ中分つて三覆となす、兩廂と言はず、一端を擧げて言ふなり。後人三覆の義を曉らざるときは則ち戰騎必ず前にせん、陷騎遊騎に於て如何んぞ用ひしめん。臣此法を熟用して軍を回し陣を轉すれば則ち、遊騎前に當り戰騎後に當り陷騎變に臨んで分かる、皆曹公の術なり。」太宗笑つて曰く、「多少の人曹公の爲めに惑はさる。」

太宗曰く「車、步、騎、三つの者一法なり。其用ふること人に在るか。」靖曰く「臣春秋を按ずるに魚麗の陣は偏を先にし伍を後にす、此れ則ち車歩ありて騎なし、之れを左右の拒といふ、拒禦を言ふのみ奇を出だして勝を取るにあらず。晋の荀吳狄を伐つ、車を捨て行をなす、此れ則ち騎多きを覆となす、唯だ奇勝を務め、拒禦を非とするのみ。臣其術を均うするに、凡そ一馬は三人に當る、車歩之れに稱へり、混じて一法となす、之れを用ふること人にあり、敵安んぞ吾車果して何くより出で騎果して何くより來り徒果して何くに從るを知らんや。或は九地に潛み或は九天に動く、其知神の如し、唯だ陛下あり、臣何ぞ以て之れを知るに足らんや。」

太宗曰く「太公の書に曰く、地方六百步、或は六十步、十二辰を表すと、其術如何。」靖曰く「地を畫すること方一千二百步、開方の形なり。部毎に地を占むること二百二十步の方なり。横に五步を以し一人を立て、縦に四步を以て一人を立つ、凡そ二千五百人、五方に分かつ、空地四

處所謂陣間に陣を容るゝものなり。武王紂を討つ、虎賁各三千人を掌る、陣毎に六千人、共に三萬の衆、此れ太公地に畫するの法なり。」太宗曰く「卿の六華の陣地に畫すること幾何。」靖曰く「太閔の地方千二百歩なるもの其義六、陣ごとに各地を占むること四百歩、分かつて東西兩廂の空地となす。一千二百歩を教戰の所となす、臣常に士三萬を教ふ、陣毎に五千人、其の一を以て營法を爲す、五を方圓曲直銳の形と爲す、陣毎に五變す、凡そ二十五變して止む。」

太宗曰く「五行の陣如何。」靖曰く「本と五方の色に因つて此名を立つ、方圓曲直銳實に地の形に因り然らしむ、凡そ軍素より習はずんば此の五者安んぞ以て敵に臨むべけんや。兵は詭道なり、故に強ひて五行に名づく、之れを文るに術數相生相尅の義を以てす、其實は兵の形水に象り、地に因り、流を制す、此れ其の旨なり。」太宗曰く「李勣牝牡方圓伏兵の法を言ふ、古此法ありや否や。」靖曰く「牝牡の法は俗傳に出づ、其實は陰陽二義のみ。臣按するに范蠡曰く後には則ち陰を用ひ先には則ち陽を用ふ、敵の陽節を盡すととき吾が陰節を盈て、之れを奪ふ、此れ兵家陰陽の妙なりと。范蠡又曰く右を設くるを牝となし左を益すを牡となす、早晏以て天道に順ふ、此れ則ち左右早晏時に臨んで同じからず、奇正の變にあるものなり。左右とは人の陰陽なり、早晏とは天の陰陽なり、奇正とは天人相變の陰陽なり。若し執して變ぜざれば則ち陰陽俱に廢す、如何ん

ぞ牝牡の形のみを守らん。故に之れに形かたちするものは奇を以て敵に示す、吾が正にあらざるなり。之れに勝つものは正を以て敵を撃つ、吾が奇にあらざるなり。此れを奇正相變といふ。兵伏すとは山谷に止まらず、草木伏藏す、伏となす所以なり、其正しきこと山の如く其奇雷の如し、敵面を對すと雖も吾が奇正の在る所を測ることなし、此に至つては夫も何の形か之れあらんや。」

太宗曰く「四獸の陣又商、羽、徵、角を以て之れに象かたどる、何れの道ぞ。」靖曰く「詭道なり。」太宗曰く「廢すべきか。」靖曰く「之れを存するは能く之れを廢する所以なり。若し廢して用ひざるときは詭いつはり愈甚し。」太宗曰く「何の謂ぞや。」靖曰く「之れを假るに四獸の陣及び天地風雲の號を以てし、又商金、羽水、徵火、角木の配を加ふ、此れ皆兵家古よりの詭道いつはりだうなり。之れを存すれば則ち餘詭復た増さず、之れを廢すれば則ち貪を使ひ愚を使ふの術何に従したがつて施さん哉。」太宗良久しうして曰く「卿宜しく之れを秘すべし、外に泄す勿れ。」

太宗曰く「嚴刑峻法は人をして我を畏れしめ、而して敵を畏れざらしむ。朕甚だ之れに惑ふ。昔光武孤軍を以て王莽が百萬の衆に當る、刑法ありて之れに臨むにあらず、此れ何に由るか。」靖曰く「兵家の勝敗は情狀萬殊なり、一事を以て推すべからず、陣勝吳廣の秦の師を敗るが如き、豈勝廣が刑法能く秦に加へんや。光武の起る蓋し人心の莽を怨むに順へばなり。況んや又王尋王

邑兵法を曉らす、徒らに兵の衆きを誇る、自ら敗るゝ所以なり。臣孫子を按ずるに曰く、卒未だ親附せずして之れを制すれば則ち服せず、已に親附して罰行はれずんば則ち用ふべからずと。此言、凡そ將先づ愛を士に結ぶありて然る後以て嚴刑すべし。若し愛未だ加はらずして獨り峻法を用ひば則ち克く濟ふこと鮮し。」太宗曰く「尙書に曰く威厥の愛に克つときは允に濟ふ。愛厥の威に克つときは允に功罔しとは何の謂ぞや。」靖曰く「愛は先に設け威は後に設く、是に反すべからず。若し威前に加へ愛後に救ふときは事に益なし。尙書は其の終を慎戒する所にして、謀を始めに作す所以にあらざるなり。故に孫子の法萬代刊らす。」

太宗曰く「卿蕭銑を平ぐるとき、諸將皆僞臣の家を藉りて以て士卒を賞せんと欲す、卿獨り從はず、以て蒯通漢に戮せられず、既にして江漢歸順すと謂ふ。朕是れに由つて思ふ、古人言へることあり曰く、文能く衆を附け武能く敵を威すと、それ卿の謂ひか。」靖曰く「漢の光武赤眉を平げ賊の營中に入り按行す、賊曰く蕭王赤心を人の腹中に推すと、此れ蓋し先づ人情を料る、本惡むことを爲すにあらず、豈に豫め慮らざらんや。臣頃ろ突厥を討ち蕃漢の衆を總ぶ、塞を出づる千里、未だ嘗て一の揚干を戮せず一の莊賈を斬らず、亦た赤誠を推し至公を存するのみ。陛下聽を過して臣を擢んづるに不次の位を以てす、若し文武に於ては則ち何ぞ敢て當らん。」

太宗曰く「昔唐儉突厥とうけつに使す、卿因つて撃つて之れを敗る。人言ふ卿儉を以て死間となすと、朕今に至るまで之れを疑ふ如何」靖再拜して曰く、「臣儉と肩を比ならべて主に事ふ。儉の説を料るに必ず柔服する能はず、故に臣因つて兵を縦はしにし之れを撃つ、大患を去るに小義を顧みざる所となり。人の儉を以て死間となすといふは臣の心にあらず。孫子を按ずるに間を用ふる最も下策となすと。臣嘗て論を著はず、其末に曰く、水能く舟を載せ亦た能く舟を覆へすと。或は間を用ひて以て功を成し、或は間に憑よつて以て傾き敗る。髮を束ねて君に事へ朝に當つて色を正し、忠以て節を盡し信以て誠を竭つくすが如き、善間ありと雖も安んぞ用ふべけんや、唐儉は小義なり、陛下何をか疑はん。」太宗曰く「誠なるかな仁義に非ずんば間を使ふ能はず、此れ豈に織人の爲す所ならん。周公は大義親を滅す、況んや一使人をや、灼あかに疑ふことなし。」

太宗曰く「兵は主たるを貴び客たるを貴ばず、速かなるを貴び久しきを貴ばずとは何ぞや。」靖曰く「兵は已むを得ずして之れを用ふ、安んぞ客となり且た久しきにあらんや。孫子曰く遠く輸るときは則ち百姓貧しと、此れ客となるの弊なり。又曰く役再び藉たらず粮三たび載せずと、此れ久しかるべからざるの驗なり。臣主客の勢を較くらべ量るに、則ち客を變じて主となし主を變じて客となすの術あり。」太宗曰く「何の謂ぞや。」靖曰く「粮に敵に因る、是れ客を變じて主となすなり。」

飽くときは能く之れを飢ゑしめ、佚するときは能く之れを勞せしむ、是れ主を變じて客となすなり。故に兵は主客遲速に拘はらず、唯だ發するに必ず節に當たること、宜しとなす所以なり。」太宗曰く「古人諸れありや。」靖曰く「昔越の吳を伐つや左右二軍を以て鼓を鳴らして進む。吳兵を分かつて之れを禦ぐ。越中軍を以て潜かに涉り鼓せず襲うて吳の師を敗る、此れ客を變じて主となすの驗なり。石勒いせきりく姫濟と戦ふ、澹が兵遠く來る、勒りく孔蕤をして前鋒となし逆へて澹が軍を撃たしむ。孔蕤退く、而して澹來り追ふ、勒伏兵を以て夾んで之れを撃つ、澹が軍大に敗る。此れ勞を變じて佚となすの驗なり、古人此の如き者多し。」太宗曰く「鐵疾てつしやく藜行馬は太公の制する所是れか。」靖曰く「之れあり、然れども敵を拒ぐのみ、兵は人を致すを貴ぶ、之れを拒ぐを欲するにあらず。太公の六韜は守禦の具を言ふのみ、攻戰の施す所にあらず。」

問 對 下

太宗曰く「太公云ふ、歩兵を以て車騎と戦ふ者は必ず丘墓險阻に依ると。又孫子曰く、天隙の地、丘墓故城は兵處るべからずと。如何。」靖曰く「衆を用ふるは心一なるにあり、心一なるは祥を禁じ疑を去るにあり、儻し主將疑ひ忌む所あるときは則ち群情搖く、群情搖けば則ち敵衆に乗

じて至る。營を安んじ地に據るは人事に便するのみ、若し濶非陷隙かんせいけんげきの地及び半の如く羅の如きの處は人事に便ならざるものなり。故に兵家引いて之れを避け敵の我に乗するを防ぐ。丘墓、故城、絶險の處に非ずば我れ之れを得て利となす、豈宜しく反つて之れを去るべけんや。太公説く所は兵の至要なり。」太宗曰く、「朕思ふに、凶器は兵より甚しきものなし、兵を行る苟も人事に便す、豈に避忌を以て疑を爲さんや。今後諸將陰陽を以て拘はり忌みて事宜を失する者あらば、卿當に丁寧に之れを誡むべし。」靖再拜して謝して曰く、「臣尉繚子ろうれうしを按するに、云く、黃帝德を以て之れを守り刑を以て之れを討つ是れを刑徳と謂ふ、天官時日の謂ひに非ず。然れども説道は之れに由らしむべし、之れを知らしむべからず。後世庸將術數じゆすうに泥む、是れを以て敗多し、誠めざるべからざるなり。陛下の聖訓は、臣即ち宜しく諸將に告ぐべし。」

太宗曰く「兵に分あり聚あり各宜しきに適するを貴ぶ、前代の事迹孰れか之れを善くする者とせずぞ。」靖曰く「符堅百萬の衆を總べて泜水に敗る、此れ兵能く合うて而かも分かつ能はざるの致す所なり。吳漢、公孫述を討つ、副將劉尙たうじやうと屯を分ち相距る二十里、述來り漢を攻む、尙出で、合撃して大に之れを破る、此れ兵分かつて能く合ふの致す所なり。太公云ふ、分つて分かれざるを糜軍ひじんとなす、軍聚まつて聚まらざるを孤旅となすと。」太宗曰く「然るに符堅初め王猛を得

たり、實に兵を知る、遂に中原を取る、猛卒するに及んで堅果して敗る、此れ糜軍の謂ひか。吳漢は光武の任する所となる、兵遙に制せず、故に漢果して蜀を平らぐ、此れ孤旅に陥らざるの謂ひなり。得失事迹萬代の鑒かんがみとなすに足れり。」

太宗曰く「朕千章萬句を觀るに、多方以て之れを誤るの一句に出でざるのみ。」靖良久うして曰く「誠に聖語の如し、大凡兵を用ふるに若し敵人誤らずんば則ち我が師安んぞ能く克かたんや。譬へば蠻棋の兩敵均しきが如し、一着或は失すれば竟つひに能く救ふことなし。是れ古今の勝敗率せつりつに一誤に由るのみ、況んや失多き者をや。」

太宗曰く「攻守の二事其の實一法か。孫子言ふ、善く攻むるものは敵其の守る所を知らず、善く守るものは敵其の攻むる所を知らずと。即ち敵來りて我を攻め、我亦た之れを攻むることを言はず。我若し自ら守るときは敵亦た之れを守り、攻守兩ふたつながら齊ふときは其の術如何。」靖曰く「前代此れに似て相攻め相守るもの多し。皆曰ふ守るときは則ち足らず攻むるときは則ち餘あり、便たすかち足らざるを弱となし、餘有るを強となすなり。蓋し攻守の法を悟らざるなり。臣孫子を按ずるに、曰く、勝つべからざるは守なり、勝つべきは攻なりと、謂ふところは敵未だ勝つべからずば則ち我且しばらく自みづから守り、敵の勝つべきを待つて則ち之れを攻むるのみ。強弱を以て辭ことばをなすに

あらざるなり。後人其の意を曉らず、則ち當に攻むべくして守り、當に守るべくして攻む、二役既に殊なり、故に其法を一にすること能はず。」太宗曰く「信なるかな、有餘不足、後人をしてその強弱を惑はしむ、殊に知らず之れを守るの法は、敵に示すに不足を以てするを要し、之れを攻むるの法は敵に示すに有餘を以てするを要することを。敵に示すに不足を以てするときは則ち敵必ず來り攻む、是れ敵其の攻むる所を知らざる者なり。敵に示すに有餘を以てするときは則ち敵必ず自から守る、此は是れ敵其の守る所を知らざる者なり。攻守は一法なり、敵と我と分つて二事となすなり。若し我が事得るときは則ち敵の事敗る、敵の事得るときは則ち我が事敗る、得失成敗彼我の事分る、攻守は一のみ、一を得るものは百戰百勝す、故に曰く彼を知り己を知れば百戰殆おぼからずと、それ一を知るの謂ひか。」靖再拜して曰く、「深い哉聖人の法や、攻むるは是れ守るの機、守るは是れ攻むるの策、同じく勝に歸するのみ、若し攻めて守ることを知らず、守つて攻むることを知らずば、唯だ其書を二にするのみならず抑もまた其官を二にす、口に孫吳を誦すと雖も而かも心妙を思はず、攻守兩ふたながら齊しきの説、それ孰たか能く其の然るを知らん。」

太宗曰く「司馬法に曰く、國大なりと雖も戰を好むものは必ず亡ぶ、天下安しと雖も戰を忘るるものは必ず危しと、此れ亦た攻守一道か。」靖曰く「國を有もち家を有もつ者は曷いんぞ嘗て攻守を講

ぜざらん。それ攻むる者は其城を攻め其陣を撃つのに止まらず、必ず其心を攻むるの術有り。守る者は其壁を完うし其陣を堅うするのみに止まらず、必ずや吾が氣を守つて待つあり。大にして之れを言ふときは君たるの道なり、小にして之れを言ふときは將たるの法なり。夫れ其の心を攻むる者は所謂彼を知る者なり、我が氣を守る者は所謂己れを知る者なり。」太宗曰く「誠なる哉、朕常に陣に臨むに、先づ敵の心と己れの心と孰れか審つまひらなるかを料りて、然る後ち彼れ得て知るべし、敵の氣と己れの氣と孰れか治まるかを察して、然る後ち我れ得て知るべし。是を以て彼を知り己を知るは兵家の大要なり。今の將臣未だ彼を知らずと雖も苟も能く己を知れば、則ち安んぞ利を失ふ者あらんや。」靖曰く、「孫武の所謂先づ勝つべからざるを爲すものは己を知る者なり、以て敵の勝つべきを待つものは彼を知る者なり。又曰く勝つべからざるは己れにあり、勝つべきは敵にありと、臣斯しげち須く敢て此の誠めを失はじ。」

太宗曰く「孫子三軍氣を奪ふべきの法を謂ふ。朝の氣は鋭く晝の氣は惰り暮の氣は歸る、善く兵を用ふる者は其銳氣を避け其惰氣を撃つとは如何。」靖曰く「夫れ生を含み血を稟うくる者、鼓うちて鬪争して死すと雖も省かへりみざるもの氣然らしむるなり。故に兵を用ふるの法、必ず先づ我が士衆を察し吾が勝氣を激して乃ち以て敵を撃つべし、吳起の四機、氣機を以て上となすは他道なし、

能く人々をして自から鬪はしむれば則ち其銳當るなし、所謂朝氣は銳しとは時刻を限りて言ふにはあらず、一日の始末を舉げて喻とせるなり。凡そ三鼓して敵衰へず竭きずんば則ち安んぞ能く必ず之れをして情り歸らしめんや。蓋し學者徒らに空文を誦して敵の爲めに誘はる、苟も之れを奪ふの理を悟らば則ち兵任すべし。」

太宗曰く、「卿嘗て言ふ、李勣兵法を能くすと、久しく用ふべきや否や。然れども朕が控御するにあらずば則ち用ふべからず、他日太子治めば如何んか之れを御せん。」靖曰く、「陛下の爲に計るに勣を黜くるに若くはなし。太子をして復た之れを用ひしめば則ち恩に感じて報を圖らん、理に於いて何の損あらん。」太宗曰く「善し、朕疑ふことなし。」

太宗曰く「李世勣若し長孫無忌と共に國政を掌らば他日如何。」靖曰く「勣は忠義の臣なり保任すべし。無忌命を佐けて大功あり、陛下肺腑の親を以て之れが輔相に委ぬ。然れども外貌士に下り内實賢を嫉む。故に尉遲敬徳は其の短を面折して遂に引退し、侯君集は其の舊きを忘るゝを怨み因つて以て犯逆す。皆無忌其の然るを致せるなり。陛下詢うて臣に及ぶ、臣敢て其説を避けず。」太宗曰く「泄す勿れ、朕徐かに其の處置を思はん。」

太宗曰く、「漢の高祖能く將に將たり、其後ち韓、彭、誅せられ、蕭何獄に下る、何故に此の如

くなる。」靖曰く「臣、劉、項を觀るに、皆將に將たるの君にあらず、秦の亡ぶるに當りてや、張良本と韓の爲めに仇を報ゆ。陳平韓信皆楚の用ひざるを怨む。故に漢の勢を假り自から奪ふことを爲すのみ。蕭、曹、樊、灌に至つては悉く亡命による、高祖之れに因りて以て天下を得たり。設し六國の後をして復た立たしめば、人人各其舊を懷はん、則ち能く將に將たるの才ありと雖も豈に漢の爲めに用ひられんや。臣謂ふに、漢の天下を得たるは張良が借筋しやきんの謀によれり、蕭何は輓漕の功なり。此れを以て之れを言ふ、韓、彭の誅せられ范增の用ひられざる其の事同じ。臣故に謂ふ、劉、項、皆將に將たるの君にあらずと。」

太宗曰く「光武中興、能く功臣を保全す、任ずるに吏の事を以てせず、此れ則ち將に將たるに善きか。」靖曰く「光武前構に藉りて功を成すに易うすと雖も、然れども莽が勢項籍に下らず、寇鄧未だ蕭張に越えず、獨り能く赤心を推し柔治を用ひ功臣を保全す、高祖に賢る遠し、之れを以て將に將たるの道を論ぜば、臣謂ふ光武之れを得たりと。」

太宗曰く「古は師を出だすに、將に命ずるとき齋すること三日。之れに授くるに鉞を以てして曰く、「此れより天に至るまで將軍之れを制せよ、又之れに授くるに斧を以てして曰く、此れより地に至るまで將軍之れを制せよ、又其の轂を推して曰く、進退唯れ時ありと、既に軍中に行いて

但だ將軍の令を聞いて君命を聞かず。朕謂ふに、此禮久しく廢す、今卿と將を遣はずの儀を參定せんとす、如何。」靖曰く「臣竊かに謂ふ、聖人の制作齋を廟に致す者は、威を神に假る所以なり。斧鉞を授け又其の轂を推すものは委ね寄するに權を以てする所以なり。今陛下師を出だすことある毎に必ず公卿と議論し、廟に告げて後遣る、此れ則ち邀むるに神を以てする至れるなり。將に任ずる有る毎に必ず之れをして宜きに便し事に從はしむ、此れ則ち假るに權を以てする重きなり、何ぞ以て齋を致し轂を致すに異ならんや、盡く古禮に合へり、其義同じ、參定するを須ひず。」上曰く善しと、乃ち近臣に命じて此の二事を書せしめ後世の法となす。

太宗曰く、「陰陽術數之れを廢すること可ならんや。」靖曰く「不可なり、兵は詭道なり、之れに託するに陰陽術數を以てすれば則ち貪を使ひ愚を使ふ、茲れ廢すべからざるなり。」太宗曰く「卿嘗て言ふ、天官時日、明將は法らず闇將は之れに拘はると。廢するも亦た宜しく然るべし。」靖曰く、「昔紂は甲子の日を以て亡び、武王は甲子の日を以て興る、天官時日甲子一なり、殷は亂れ周は治まる、興亡異なり。又宋の武帝往亡の日を以て兵を起す、軍吏以爲らく不可なりと、帝曰く我往いて彼亡ぶと、果して之れに克つ。此れに由て之れを言へば廢すべきや明かなり。然れども田單燕の圍む所となるや、單、一人に命じて神となして之を祠る、神言ふ、燕破るべしと。」

單此に於いて火牛を以て出で、燕を撃ち大に之れを破る、此は是れ兵家の詭道、天官時日亦猶ほ此の如きなり。」太宗曰く「田單神恠に託して燕を破る、太公著龜を焚きて紂を滅す、二事相反するは何ぞや。」靖曰く「其機一なり、或は逆にして之れを取り或は順にして之れを行ふ、是れなり。昔、太公武王を佐けて牧野に至る、雷雨に遇うて旗鼓毀折す。散宜生吉を卜して後ち行かんと欲す。此れ則ち軍中の疑懼するに因つて、必ず卜を假りて以て神に問はんとす。太公以謂く腐草枯骨問ふに足るなしと、且つ臣を以て君を伐つ豈に再びすべけん」と。然らば機宜生は機を前に發し、太公は機を後に成すを觀る、逆順異なりと雖も其理致は則ち同じ。臣前に所謂術數廢すべからずとは、蓋し其機未だ萌さざるに存す、其の成功に及んでは人事にあるのみ。」

太宗曰く「當今將帥唯だ李勣、道宗、薛萬徹。道宗を除いては親を以て外に屬す、孰れか大に用ふるに堪へん。」靖曰く「陛下嘗て言ふ、勣、道宗は用を用ひて大いに勝たず亦大に敗れず、萬徹は若し大に勝たずんば即ち大に敗るべしと。臣愚、聖言を思ふに、大勝を求めず亦た大敗せざるは節制の兵なり。或は大に勝ち或は大に敗る者は幸にして功を成す者なり。故に孫子曰く善く戦ふものは不敗の地に立ち而して敵の敗るゝを失せず、節制我にあり、爾か云ふ。」太宗曰く、兩陣相臨んで不戰を言はんと欲す、安んぞ得べけん。」靖曰く「昔晋師秦を伐ち、交綏して退く。司馬

法に曰く奔るを逐ふ遠からず綏に縱したふ及ばずと。臣謂ふ、綏とは轡を御するの索なり。我が兵既に節制あり、彼の敵亦た行伍を正うす。豈に敢て輕しく戰はんや。故に出で、綏を交へ退いて逐はざる有るは各其の失敗を防ぐ者なり。孫子云ふ、堂々の陣を撃つ勿れ、正々の旗を邀まふる勿れ、若し兩陣體均しく勢等しく苟も一たび輕肆にして其れが爲に乗ぜらるるときは則ち或は大に敗れん、理然らしむるなり。是故に兵戰はざるあり、必ず戰ふあり。夫れ戰はざる者は我にあり、必ず戰ふものは敵にあり。」太宗曰く「戰はざるは我にありとは何の謂ぞや。」靖曰く「孫子曰く我れ戰を欲せずば地を畫して之れを守るとも、敵我れと戰ふを得ざるものは其の之ゆ所に乘まげばなり。敵に人あるときは綏を交ふるの間も未だ圖るべからず。故に曰く戰はざるは我にありと。夫れ必ず戰ふは敵にありとは、孫武曰く、善く敵を動かすものは、之れに形すれば敵必ず之れに従ふ。之れに予あたれば敵必ず之れを取る。利を以て之れを動かし本を以て之れを待つ。敵人無ければ則ち必ず來り戰ふ、吾れ得て以て乘じて之れを破る。故に曰く必ず戰ふものは敵にありと。」太宗曰く「深い哉、節制の兵、其の法を得れば則ち昌まさえ、其の法を失へば則ち亡ぶ。卿爲めに歷代節制善き者を纂あつめ述つべ具ぐさに圖して來りて上たれ。朕當まさに其の精微を擇んで後世に垂るべし。」靖曰く「臣前さきに黃帝太公二陣の圖並びに司馬法、諸葛亮奇正の法を進む、此れ已すに精しく歷代の

各將を悉す。其の一二を用ひて功を成すもの亦た衆し。但だ史官克く兵を知る鮮し、其の實迹を記する能はず、臣敢て詔を奉ぜざらんや、當に纂述して以て聞すべし。」

太宗曰く「兵法孰れか最も深きものとせん。」靖曰く「臣嘗て分つて三等となし、學者をして當に漸くにして至るべからしむ。一に曰く道、二に曰く天地、三に曰く將法。夫れ道の説は至誠、至微、易の所謂聰明睿智神武にして殺さざる者是れなり。夫れ天の説は陰陽、地の説は險易、善く兵を用ふる者は能く陰を以て陽を奪ひ、險を以て易を攻む。孟子の所謂天の時地の利とは是れなり。夫れ將法の説は人に任じ器を利するにあり。三略に所謂士を得る者は昌ゆと、管仲の所謂器は必ず堅く利なりと云ふものは是れなり。」太宗曰く「然り、吾れ謂ふに戦はずして人の兵を屈する者は上なり。百戰百勝は中なり。溝を深うし壘を高うして以て自ら守る者は下なり。是を以て孫武の著書を校量するに、三等皆具はる。」靖曰く「其の文迹を觀るに其の事亦た差別すべし。張良范蠡孫武が如き脱然高引して往く所を知らず、此れ道を知るに非んば安んぞ能く爾らんや。樂毅、管仲、諸葛亮の如き、戦へば必ず勝ち守れば必ず固し、此れ天時地利を察するに非ずんば安んぞ能く爾らんや。其の次は王猛の秦を保ち謝安の晋を守る、將に任じ材を擇び繕め全うして自ら固うするに非んば安んぞ能く爾らんや。故に兵を習ふの學は必ず先づ下に繇て以て中に及ば

し、中に歸きよて以て上に及ぼす則ち漸にして深し。然らずんば則ち空言を垂れて徒に記誦す、取るに足るなし。」太宗曰く「道家は三世將たる者を忌む、妄まがりに傳ふべからざるなり、また傳へざるべからざるなり。卿それ之れを愼め。」靖再拜して出で、盡く其書を傳へて李勣に與ふ。

唐太宗李衛公問對 終

尉繚子

天官第一

梁の惠王、尉繚子ううれうしに問うて曰く、「黃帝刑徳あり、以て百勝すべしと、之れありや。」尉繚子對へて曰く「刑以て之れを討ち、徳以て之れを守る、所謂天官、時日、陰陽、向背にあらざるなり。黃帝は人事のみ。何となれば今城あり、東四攻めて取る能はず、南北攻めて取る能はず、四方豈時に順うて之に乗するもの無からんや。然かも取る能はざるものは、城高く池深く、兵器備具し、財穀多く積み、豪士謀を一にすればなり。若し城下く池淺く守弱きときは則ち之を取らん。是に由りて之を見れば天官時日は人事に若しざるなり。天官を按ずるに曰く、水を背にして陣するを絶地となす、阪に向つて陣するを廢軍となす。武王紂を伐つや濟水を背にし山陵に向つて陣し、二萬二千五百人を以て紂の億萬を撃ちて商を滅せり、豈に紂天官の陣を得ざらんや。楚將公子心と齊人と戦ふ時、彗星有りて出づ。柄齊にあり、柄のある所勝つといふ、撃つべからず。公子心曰く、彗星何をか知らん、彗を以て闘ふ者固より倒れて勝たんと。明日齊と戦ひ大いに之れを破る、

黃帝曰く神に先だち鬼に先だちて先づ我智を稽ふ、之れを天官人事といふのみ。」

兵談第二

土地の肥磽を量つて邑を立つ、城を建て地を稱り、城を以て人を稱り、人を以て粟を稱る、三のもの相稱ふときは則ち内以て固く守るべく外以て戦勝つべし。戦、外に勝ち、備、内に主り、勝備相應すること猶ほ符節を合するが如し、異なることなき故なり。兵を治むるものは地に秘すが如し天に遠なるが如し、無に生る、故に之を聞く、大なるも窺ならず小なるも恢ならず、禁舍開塞を明かにし、民流るゝ者は之れを新しみ、地任せざる者は之を任す。夫れ土廣うして任するときは則ち國富む、氏衆くして制するときは則ち國治まる、富み治まる者は民鞭を發せず甲出でゝ暴せず而して威天下を制す、故に兵、朝廷に勝つといふ。甲を暴さずして勝つ者は主勝つなり、陣して勝つ者は將勝つなり。兵起る、以て忿るべきにあらず、勝を見て則ち興し、勝を見ずして則ち止む。患、百里の内にあるときは一日の師を起さず。患千里の内にあるときは一月の師を起さず。患、四海の内にあるときは一歳の師を起さず。將は上天に制せられず、下地に制せられず、中人に制せられず。寬にして激して怒るべからず、清うして事ふるに財を以てすべからず。夫れ

心狂ひ目盲ひ耳聾す三悖を以て人を率ゐるものは難し。兵の及ぶ所羊腸も亦た勝つ、鋸齒も亦た勝つ、山に縁よるも亦た勝つ、谷に入るも亦た勝つ、方も亦た勝つ、圓も亦た勝つ、重きものは山の如く林の如く江の如く、輕きものは炮つみやきの如く燔あぶりの如し、垣の如く之を壓し、雲の如く之れを覆ひ、人をして聚まれば以て散するを得ず、散すれば以て聚まるを得ず、左以て右するを得ず、右以て左するを得ざらしむ、兵に木弩を總する如く、羊角の如く、人人陵を騰し膽を張り疑慮を絶たざるなく、堂々として決して去るなり。

制談第三

凡そ兵制は必ず先づ定む。制先づ定むれば則ち士亂れず、士亂れずば則ち刑乃ち明かなり、金鼓の指す所則ち百人盡く鬪ふ、行を陥れ陣を亂れば則ち千人盡く鬪ふ。軍を覆へし將を殺せば則ち萬人刃を齊うす、天下能く其戰に當ることなし。古は士什伍あり、車輪列あり、鼓鳴り旗麾いて先づ登る者未だ嘗て多力の國士に非んばあらざるなり、先づ死する者未だ嘗て多力の國士に非んばあらざるなり。敵一人を損して我が百人を損するは此れ敵を資たすけて我を損する甚し。世の將禁する能はず。征役軍を分つて逃れ歸り、或は戰に臨んで自ら北みづかぐれば則ち逃れ傷くこと甚し。

世の將禁する能はず。人を百歩の外に殺すものは弓矢なり。人を五十歩の内に殺すものは矛戟なり、將已に鼓うちて士卒驚しく、矢を拗り矛を折り戟を抱きて、後るゝを利とす、戰を發して此數者あらば内自から敗るゝなり。世の將禁する能はず。士什伍を失ひ車偏列を失ひ、奇兵將を捐てゝ走り、大衆も亦た走る。世の將禁する能はず。夫れ將能く此の四者を禁すれば則ち高山も之を陵ぎ、深水も之れ絶ち、堅陣も之れを犯す。此の四者を禁する能ばざれば猶ほ舟楫亡くして江河を絶るが如し、得べからざるなり。民死を樂み生を惡むにあらざるなり。號令明かに法制審かなり、故に能く之れをして前ましむ、賞前に明かに罰を後に決す、是を以て發すれば能く利に中り、動けば則ち功あり。百人に一卒、千人に一司馬、萬人に一將たらしめ、少を以て衆を誅し弱を以て強を誅す。試みに臣が其の術を言ふを聽け、三軍の衆をして一人を誅して刑を失する無からしむるに足れり、父敢て子を捨てず子敢て父を捨てず、況んや國人をや。一夫劍に依つて市に撃てば萬人之れを避けざる者なり。臣謂ふ一人の獨り勇にして萬人の皆不肖なるにあらざるなり。何となれば則ち必死と必生と固より侷しからざるなり。臣の術を聽け、三軍の衆をして一死賊たらしむるに足らば、能く其の前に當るなし、能く其の後に隨ふなし、而して能く獨り出で獨り入る。獨り出で獨り入るは王霸の兵なり。十萬の衆を提るありて天下敢て當るなきは誰ぞ。曰く

桓公なり。七萬の衆を提^{ひつま}るありて天下敢て當るなきは誰ぞ。曰く吳起なり。三萬の衆を提るありて天下敢て當るなきは誰ぞ。曰く武子なり。今天下の諸國士、率^すゐる所二十萬の衆に及ばざるものなし、然るに功名を濟す能はざるものは、禁舍開塞に明かならざるなく、其の制を明かにして一人之れに勝てば則ち十人亦た以て之れに勝つ、十人之れに勝てば則ち百千萬人亦た以て之れに勝つなり。故に曰く吾が器用を便にして吾が武勇を養ひ、之れを發すること鳥の撃つが如く、千仞の谿に赴く如くすと。今國、患を被むる者は重幣を以て出で、聘^{へい}し、愛子を以て出し質とす、地界を以て出し割^さいて天下の助を得、卒名けて十萬となすも其實數萬に過ぎざるのみ。其兵の來るもの其の將を謂はざるなし、曰く人の下たるなけん。戰に先つて其實得て戰ふべからざるなり。吾が境内の民を量^{はか}るに、伍なくんば能く正すこと莫^なれ、經^{つね}に十萬の衆を制して王必ず能く之れをして吾が衣を衣^きせ吾が食を食はしめて、戰勝たす守固からずば吾が民の罪にあらず、内自から致すなり。天下の諸國我が戰を助くるは、猶ほ良驥駃騠^{りやうきやくてい}の馱^ときが如し。彼の驚馬^{おどろま}の響^{おび}を興^{おこ}し角^{かく}ひ逐ふは何ぞ能く吾が氣を紹^つがんや。吾れ天下の用を用ひて用となす、吾れ天下の制を用ひて制となす、吾が號令を修め吾が刑賞を明かにし、天下をして農にあらずんば食ふを得る所なく、戰にあらずんば爵を得る所なからしめて、民をして臂を揚げて農戰に争ひ出でしめ、而して天下敵な

からしむ。故に曰く號を發し令を出だし、信國內に行はれ、民以て敵に勝つべきあるを言はば、其の空言を許すこと勿れ。必ず其の能く戰ふを試み、人の地を視て之れを有し、人の民を分つて之れを蓄ふ、必ず能く内に其の賢者あるなり。内其の賢有ること能はずして天下を有たんと欲せば、必ず軍を覆へし將を殺す、此の如きは戰勝つと雖も而かも國益弱く、地を得るも而かも國益貧し、國中の制弊に由る。

戰威第四

凡そ兵には道を以て勝つあり、威を以て勝つあり、力を以て勝つあり、武を講じ敵を料り敵の氣をして失せて師散ぜしめば、形全しと雖も而かも之れが用を爲さず、此れ道もて勝つなり。法制を審にし賞罰を明にし器用を便にし、民をして必戰の心あらしむ、此れ威もて勝つなり。軍を破り將を殺し、鬪を乘ぎ機を發し、衆を潰し地を奪ひ功を成し乃はち返るは、力勝なり。王侯此の三勝する所以を知らば畢んぬ。夫れ將の戰ふ所以の者は民なり、民の戰ふ所以の者は氣なり、氣實なれば則ち鬪ひ、氣奪はるれば則ち走る、刑未だ加へず兵未だ接へずして敵を奪ふ所以の者五。一に曰く廟勝の論、二に曰く受命の論、三に曰く踰垠の論、四に曰く溝を深うし壘を高

うするの論、五に曰く陣を擧げ刑を加ふるの論、此の五者先づ敵を料つて後動く、是を以て虚を撃ちて之れを奪ふなり。善く兵を用ふる者は能く人を奪ひて人に奪はれず、奪ふは心の機なり、令は衆心を一にするなり、衆審かならざれば則ち數變ず、數變すれば則ち令出づと雖も衆信ぜず、故に之れを令するの決法、小過は更むる勿れ、小疑は申ぶる勿れ、故に上、疑令なくば則ち衆二聽せず、動くこと疑事なくば則ち衆二志せず、未だ其の心を信ぜずして能く其の力を得る者あらざるなり、未だ其の力を得ずして能く其の死戦を致す者あらざるなり。故に國必ず禮信親愛の義あらば則ち飢を以て飽に易ふべし。國必ず孝慈應恥の俗あらば則ち死を以て生に易ふべし。古は民を率ゐるに必ず禮信を先にして爵祿を後にす、廉恥を先にして刑罰を後にす、親愛を先きにして後ち其の身を律ふ。故に戦は必ず身を率ゐて以て衆士を勵ますを本とすること心の四支を使ふが如し。志勵まさざれば則ち士節に死せず、士節に死せざれば則ち衆戦はず。士を勵ますの道は、民の生厚うせずばあるべからざるなり。爵列の等、死喪の親、民の營む所は顯はさずんばあるべからず。必ずや民の生まるゝ所に因つて之れを制し、民の營む所に因つて之れを顯はす、田祿の實、飲食の親、郷里相勸め、死喪相救ひ、兵役相從ふ、是れ民の勵ます所なり。什伍をして親戚の如くならしめ、卒伯をして朋友の如くならしめ、止まること堵牆の如く、動くこと風雨の

如く、車、轍（つち）を結ばず、士、踵（かかと）を旋（まわ）さず、此れ戦を本とするの道なり。地は民を養ふ所以なり、城は地を守る所以なり、戦は城を守る所以なり、故に耕を務むれば民飢えず、守を務むれば地危からず、戦を務むれば城圍まれず、三者は先王の本務なり。本務は兵最も急、故に先王専ら兵に務むるに五あり、委積多からざれば則ち士行かず、賞祿厚からざれば則ち民勸まず、武士選まざれば則ち衆強からず、器用備はらざれば則ち力壯ならず、刑賞中らざれば則ち衆畏れず、此の五者を務むれば、靜なれば能く其の固くする所を守り、動けば能く其の欲する所を成す。

夫れ居を以て出（い）を攻むれば則ち居重からんを欲し、陣堅からんを欲し、發するは畢はらんを欲し、鬪齊しからんを欲す、王國は民を富まし、覇國は士を富まし、僅かに存するの國は大夫を富まし、亡國は倉府を富ます、所謂、上滿ち下漏るれば患救ふ所なし。故に曰く賢を擧げ能に任ずれば時日ならずして事利あり、法を明かにし、卜筮（うらな）せずして吉を獲、功を貴び勞を養ひ禱祠せずして福を得と。又曰く天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず、聖人の貴ぶ所は人事のみ。夫れ勤勞の師は將必ず己を先んず、暑、蓋を張らず、寒、衣を重ねず、險、必ず下りて歩み、軍井成つて後ち飲み、軍食熟して後ち飯す、軍壘成つて後ち舍し、勞佚（うらや）必ず身を以て之れに同うす。此の如きは則ち師久しと雖も而かも老（お）かれず、幣（ひ）えず。

攻權第五

兵は論を以て勝つ、國は專を以て勝つ、力分かるゝ者は弱し、心疑ふものは背く、夫れ力弱め、故に進退豪たけからず、敵を縫ゆして擒とらにせず。將吏、士卒、動靜一身。心既に疑ひ背けば則ち計決して動かす、動くこと決するも而かも禁ぜられず、異口虚言ありて、將に修容しやうなく卒そに常試じやうしなし、發攻はつ必ず頓とんす、是れを疾陸の兵と云ふ、與もに闘ふに足るなし。將帥は心なり群下は支節なり、其心動くに誠を以てすれば乃ち支節必ず力む、其心動くに疑を以てすれば則ち支節必ず背く。夫れ將、心に制せざれば、卒、節を以て動かす、勝つと雖も幸にして勝つなり、攻權にあらざるなり。夫れ民兩ながら畏るゝなし、我を畏るれば敵を侮る、敵を畏るれば我を侮る、侮らるゝ者は敗れ威を立つる者は勝つ。凡そ將、其道を能くする者は、吏其將を畏る、吏其の將を畏るゝ者は民其吏を畏る、民其吏を畏るゝ者は敵其民を畏る、是の故に勝敗の道を知る者は必ず先づ畏侮の權を知る。夫れ其心を愛説せざる者は我に用ひられざるなり、其心を嚴畏にせざる者は我に擧げられざるなり。愛は下の順ふにあり、威は上の立つるにあり。愛、故に二ならず、威、故に犯さず。故に善將は愛と威とのみ。戦ひて必ず勝たざれば以て戦を言ふべからず、攻めて必ず抜かざれば以て攻

を言ふべからず、然らずんば刑賞と雖も信するに足らざるなり、信は期前にあり、事は未兆にあり。故に衆已に聚つて虚しく散ぜず、兵已に出で、徒に歸らず。敵を求むること亡子を求むるが若く、敵を撃つこと溺人を救ふが若く、險を分かつ者戦心なく、戦を挑む者全氣なく、闘戦する者勝兵なし。凡そ義を挟んで戦ふ者は我より起こすを貴ぶ。私を争ひ怨を結ぶは應に已を得ざるべし。怨結べるは、起こすと雖も之れを待つて後にするを貴ぶ。故に争ふときは必ず當に之れを待つべし、息ふときは必ず當に之れに備ふべし。兵に朝廷に勝つあり原野に勝つあり市井に勝つあり、闘へば則ち得、服すれば則ち失ふ、幸に以て敗れざるは此れ彼が驚き懼るるを意とせずして曲げて之れに勝つなり。曲げて勝つは全きにあらざるを言ふなり。全勝にあらざる者は權名なし。故に名主戦攻の日鼓を合せ角を合せ接するに兵刃を以てす、勝を求めずして勝つなり。兵、備を去て威を徹て而して勝つ有るものあるは其の法あるを以ての故なり、器用の蚤く定まるある也。其敵に應ずるや周く、其の率を總ぶるや極まる、故に五人にして伍あり、十人にして什あり、百人にして卒あり、千人にして率あり萬人にして將あり。已に周く已に極まる、其朝に死するときは則ち朝に代ふ、暮に死するときは暮に代ふ、敵を權り將を審にして後ち兵を擧ぐ、故に兵を千里に集むるものは旬日、百里は一日、必ず敵境に集まる。卒聚り將至つて深く其の地に入り、

其の道を錯り絶ち、其の大城大邑に棲み、之れをして城に登り危きに逼らしめ、男女數、重なり各地形に逼まりて要塞を攻め、一城邑に據りて數道絶ち従つて之れを攻む。敵の將帥信する能はず、吏卒和する能はず、刑に従はざる所の者あれば則ち我之れを敗る。敵の救未だ至らずして一城邑に降り、津梁未だ發せず、要塞未だ修めず、城險未だ設けず、渠答未だ張らずば則ち城ありと雖も守るなし。遠堡未だ入らず、戍客未だ歸らずば則ち人ありと雖も人なし。六畜未だ聚まらず、五穀未だ收まらず、財用未だ斂めずば則ち資ありと雖も資なし。夫れ城邑空虚にして資盡くる者は、我其の虚に因つて之れを攻む。法に曰く獨り出で獨り入る、敵人刃を接へずして之れを致すと、此れ之れの謂ひなり。

守權第六

凡そ守る者、進んで郭圍せず、退いて亭障せず、以て禦ぎ戦ふは善なるものにあらざる也。豪傑、英俊、堅甲、利兵、勁弩、強矢、盡く郭中にあり、乃ち客廩を收め、毀折して保に入り、客氣をして十倍ならしめ、而して主の氣半ばならしむ。敵の攻むるもの之れを傷ぶること甚し、然り而して世將知る能はず。夫れ守る者は其の險を失はざる者なり。守法は城一丈ならば十

人之れを守り、工食與ら^{あづか}ず、出づるものは守らず、守るものは出でず、一にして十に當り、十にして百に當り、百にして千に當り、千にして萬に當る、故に城郭を爲むる者は特に民を費して土壤を聚むるに非るなり、誠に守ることを爲すなり。千丈の城は則ち萬人の守なり。池深くして廣く、城堅くして厚く、士民備はり薪食給し、弩堅く矢強く、矛戟之れに稱ふ、此れ守る法なり。攻むる者十餘萬の衆に下らず、其の必ず救ふの軍あれば則ち必守の城あり、必救の軍なければ則ち必守の城なし。若し彼の城堅うして救誠なれば則ち愚夫蠢婦も城に蔽れざるなし。資を盡し誠を血にするものは昔年の城、守ること攻むる者に餘り救ふこと守る者に餘る。若し彼の城堅うして救誠ならざれば則ち愚夫蠢婦^{しゆんぷ}を守りて泣下らざるなし、此れ人の常情なり。遂に其の害^{かちりん}を發いて救ひ撫づるも則ち亦た止むる能はず。必ずや其の豪傑、英俊、堅甲、利兵、勁弩、強矢を鼓して前に并せ、玄壘^{えんり}毀瘠^{きせき}の者は後に并せ、十萬の兵城下に頓し、救必ず之れを開き守必ず之れを出だし、出で、要塞に據り、但だ其後を救ひ、其糧道を絶つなく、中外相應ぜん。此れ救うて之れに誠ならざるを示す、之れに誠ならざるを示すは則ち敵を倒にして之れを待つ者なり。其壯を後にし其の老を前にす、彼の敵前^すむなし、守、得て止まらず、此れ守權の謂ひなり。

十二陵第七

威は變ぜざるにあり、惠は時に因るにあり、機は事に應ずるにあり、戰は氣を治むるにあり、攻は意表にあり、守は外飾にあり、過なきは度數にあり、困むことなきは豫備にあり、慎は小を畏るるにあり、智は大を治むるにあり、害を除くは敢て斷ずるにあり、衆を得るは人に下るにあり、悔は疑を任ずるにあり、孽は屠戮とりくにあり、偏は私多きにあり、不祥は己が過を聞くことを惡むにあり、不度は民の財を竭つくすにあり、不明は間を受くるにあり、不實は輕々しく發するにあり、固陋は賢を離るるにあり、禍は利を好むにあり、害は小人を親むにあり、亡ぶるは守る所なきにあり、危きは號令なきにあり。

武議第八

凡そ兵は過なきの城を攻めず、罪なきの人を殺さず、夫れ人の父兄を殺し人の貨財を利し人の子女を臣妾とす、此れ皆盜なり。故に兵は暴亂を誅し不義を禁ずる所以なり。兵の加ふる所の者農其の田業を離れず、賈其の肆宅を離れず、士大夫其の官府を離れず、其武議一人にあるに由る、

故に兵、又に血ぬらずして天下親しむ。萬乘は農戰し、千乘は救守し、百乘は事養す。農戰は外に權を索めず、救守は外に助を索めず、事養は外に資を索めず。夫れ出でて戰ふに足らず、入りて守るに足らざる者は之れを治むるに市を以てす、市は戰守を給する所以なり。萬乘、千乘の助無くば必ず百乘の市を有す。凡そ誅は武を明かにする所以なり、一人を殺して三軍震ふ者は之れを殺し、一人を殺して萬人喜ぶ者は之れを殺す。之れを殺すは大を貴ぶ、之れを賞するは小を貴ぶ、殺に當つては貴重と雖も必ず之れを殺す、是れ刑上に究まるなり、賞、牛童、馬圜に及ぶは是れ賞下に流るるなり。夫れ能く、刑、上に究まり、賞、下に流るるは此れ將の武なり、故に人主は將を重んず。夫れ將鼓を提げ袍を揮ひ、難に臨んで戰を決し、兵を接へ双を角ひ之れに鼓うちて當るときは則ち功を賞し名を立つ、之れに鼓うちて當らざるときは則ち身死し國亡ぶ。是れ存亡安危は袍端にあり、奈何ぞ將を重すること無からんや。夫れ鼓を提げて袍を揮ひ、兵を接へ双を角ひ、君武事を以て功を成す者は臣以て難きに非すとなすなり。古人曰く蒙衝無くして攻め、渠答無くして守ると、是れを無善の軍と謂ふ。視るに見ることなく聽くに聞くことなきは國市無きに由つてなり。夫れ市は百貨の官なり、賤きを市ひ貴きを賣るは以て士人に限る。人は粟一斗を食ひ、馬は菽三斗を食ふ、人飢色あり馬瘠形あるは何ぞや、市出づる所あつて官、主なければ

なり。夫れ天下の節制を提げて百貨の官無きに其の能く戦ふといふこと無けん、兵を起して直に甲冑をして蟻蝨を生ぜしめば、必ず吾が爲めに用を效す所なり。鷺鳥雀を逐ふとき、人の懐を襲ひ人の室に入る者は出でて生くるにあらす後に憚りあればなり。

太公望年七十、牛を朝歌に屠り、食を孟津に賣る、七十餘を過ぎて主聽さず、人人之れを狂夫と謂ふ。文王に遇ふに及んでは則ち三萬の衆を提げ一戦して天下定まる、武議に非んば安んぞ此の合を得ん。故に曰く、良馬、策あれば遠道致すべし、賢士、合あれば大道明かにすべし。武王紂を伐ち師盟津を渡る、旄を右にし鉞を左にし、死士三百戰士三萬、紂の陣億萬、飛廉惡來、身戟斧を先にし陣開くこと百里、武王士民を罷らさず、兵刃に血ぬらさずして商に克ち紂を誅す、祥異なきなり。人事の脩不脩にして然るなり。今の世、將、孤虚を考へ咸池を占ひ龜兆を合せ、吉凶を視、星辰風雲の變を觀て、以て勝を成し功を立てんと欲す、臣以て難しとなす。夫れ將は上、天に制せられず、下、地に制せられず、中、人に制せられず、故に兵は凶器なり、争は逆徳なり、將は死官なり、故に已むを得ずして之れを用ふ、上に天なく、下に地なく、後に主なく、前に敵なく、一人の兵、狼の如く虎の如く風の如く雨の如く雷の如く霆の如く、震々冥々天下皆驚く。勝兵は水に似たり、夫れ水は至つて柔溺なる者なり、然るに觸るる所の丘陵は必ず之れが爲めに

崩る、異なるなきなり、性專にして觸ること誠なればなり。今莫邪の利、犀兕の堅、三軍の衆を以て、奇正する所あれば則ち天下其戰に當る莫し。故に曰く賢を擧げ能を用ふれば時日ならずして事利あり。法を明かにし令を審かにすれば卜筮せずして吉を獲、功を貴び勞を養へば禱祠せずして福を得。又曰く天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず、古の聖人は人事を謹むのみ。

吳起秦と戰ふ、舍するに隴敵を平にせず檟楸之れを蓋うて以て霜露を蔽ふ、此の如きは何ぞや、自から人に高うせざるが故なり。人の死を乞ふに尊きを索めず、人の力を竭すに禮を責めず、故に古は介冑の士は拜せずして人に己が以て煩ふことなきを示す、夫れ人を煩はして其の死を乞ひ其の力を竭さんと欲するは、古より今に至るまで未だ嘗て聞かず。將命を受くるの日其の家を忘る、軍を張り野に宿するに其の親を忘る、枹を授りて鼓つに其の身を忘る。

吳起戰に臨み左右劔を進む、起曰く、將は専ら旗鼓を主のみ、難に臨み疑を決し兵を揮ひ刃を指す此れ將の事なり。一劍の任は將の事に非るなりと。三軍行を成す、一舍して後ち三舍を成す、三舍の餘は川源を決するが如し。敵を望んで前に在るときは其の長する所に因つて之れを用ふ、敵白きときは之れを聖にし赤きときは之れを赭にす。

吳起秦と戦ふ、未だ合せざるに一夫其の勇に勝へずして前んで雙首ふたつのくびを獲て還る。吳起立たちこに之れを斬る。軍吏諫めて曰く、此れ材士なり、斬るべからずと。起曰く材士は則ち是れなり、吾が令にあらざるなりと、之れを斬る。

將理第九

凡そ將は理官なり、萬物の主なり、一人に私せず。夫れ能く一人に私せず、故に萬物至つて之れを制す、萬物至つて之れを命ず、君子は囚を五歩の外に救はず、鈎矢かぎし之れを射ると雖も追はざるなり。故に能く囚の情を審にする者は筆楚すゑそを待たずして囚の情畢ひつすべし。人の背を笞むちうち、人の脊せきを灼やぎ、人の背を束ねて囚の情を訊たねれば、國士と雖も其の酷かたに勝へずして自から誣しふることあり。今世の諺に曰ふ、千金死せず百金刑せずと、試みに臣の言を聽け、臣の術を行へ、堯舜の智ありと雖も一言に關かかる能はず、萬金ありと雖も一銖しゆを用ふる能はず。今夫れ獄を決するに、小圜せうゐんは十數に下らず、中圜ちゆうゐんは百數に下らず、大圜だいゐんは千數に下らず、十人百人の事を聯つらね、百人千人の事を聯つらね、千人萬人の事を聯つらぬ。聯つらぬる所の者な親戚兄弟なり、其次は婚姻なり、其次は智識の故人なり、是れ農は田業を離れずといふことなく賈しは肆宅したくを離れずといふことなく、士

大夫は官府を離れずといふことなし。此の如く良民を關聯するは皆囚の情なり。兵法に曰く十萬の師出づれば日に千金を費すと。今良民十萬にして圍圍に聯ぬ、上省みる能はず、臣以て危となすなり。

原官第十

官は事の主る所、治を爲すの本なり。制は職四民を分かつ、治の分なり。爵を貴くし祿を富ませ、必ず尊卑の體に稱ふ。善を好みし惡を罰し此法を正うするは、民を會計するの具なり。井地を均うし賦斂を節にするは取與の度なり。工人を程し器用を備ふるは匠工の功なり。地を分かち要を塞ぎ快を殄つは淫を禁するの事なり。法を守り稽へ斷するは臣下の節なり。法を明かにし稽へ驗するは主上の操なり。主守を明かにし輕重を等くするは臣主の權なり。賞賚を明かにし誅責を嚴にするは姦を止むるの術なり。開塞を審かにし一道を守るは政を爲すの要なり。下達し上通するは至聰の聽なり。國の有無の數を知るは其の劬を用ふるなり。彼れの弱きを知るは強の體するなり。彼れの動くを知るは靜の決するなり。官文武を分かつは惟れ王の二術なり。俎豆制を同うするは天子の會なり。遊說間諜自から入るなきは正議の術なり。諸侯天子の禮を謹むありて

民に君とし世を繼ぐは王の命を承くるなり。號を更め常を易へ王の明德に違ふ、故に禮以て代はることを得。官、事の治まるなく、上に慶賞なく、民に獄訟なく、國に商賈なくば、何の王か之れ至らん。明舉にして上達するは王の垂聽にあり。

治本第十一

凡そ人を治むる者は何ぞや。曰く五穀に非れば以て腹に充つるなく、絲麻に非れば以て形を蓋ふなし。故に腹に充つるに粒あり形を蓋ふに縷あり。夫芸耨にあり、妻機杼にあり。民二事なくば則ち儲蓄あり。夫雕文刻鏤の事なく、女綉飾纂組の作なく、木器液ひ、金器腥く、聖人土に飲み土に食む、故に埴埴以て器となし天下費なし。今や金木の性寒からざれども繡飾を衣る、馬牛の性草を食ひ水を飲みて菽粟を給す。是れ治其の本を失ふ、宜しく之れが制を設くべき也。春夏、夫南畝に出で、秋冬、女布帛を練れば則ち民困します。今短褐形を蔽はず、糟糠腹に充たず、其治を失へばなり。古は土に肥壤なく人に勤惰なし、古人何ぞ得て今人何ぞ失ふや。耕して畝を終へざるあり、織りて日に機を斷つあり、饑寒をいかん。蓋、古は治の行はるるなり、今は治の止むなり。夫れ治と謂ふは民をして私なからしむるなり。民私なくば則ち天下一家となり而

して私に耕し私に織ることなし。共に其の寒きを寒しとし共に其の飢を飢ゑとす。故に子十人
有るも一飯を加へず、子一人有るも一飯を損せざるが如し。喧呼して酒を飲んで以て善類を敗
ることあらんや。民相輕んじ佻うすれば則ち欲心興り争奪の患起る。横なること一夫に生る、則ち
民私かに飯して儲食あり、私かに用ひて儲財あり。民一たび禁を犯して拘へて刑を以て治す、以
て人の上たる有らんや。善政の其の制を執るや、民をして私なからしむ、下と爲つて敢て私せず
ば則ち非を爲す者なし、本に反り理に終りて一道に出づれば則ち欲心去り争奪止み囹圄空しく、
野充ちて粟多く、民を安んじ遠きを懐け、外天下の難なく内暴亂の事なし、治の至りなり。

蒼々の天其極を知るなし、帝王の君誰か法則とせん。往世及ぶべからず、來世待つべからず、
己に求むる者なり。所謂天子といふもの四、一に曰く神明、二に曰く垂光、三に曰く洪敍、四に
曰く無敵、此れ天子の事なり。野物は犠牲とせず、雜學は通儒とせず。今説く者曰く、百里の海、
一夫を飲ましむること能はず、三尺の泉、三軍の渴を止むるに足れりと、臣謂ふに、欲は度なき
に生り、邪は禁なきに生る、太上は神化し、其次は物に因り、其下は民の時を奪ふことなく民の
財を損ふことなきにあり。夫れ禁は必ず武を以て成り賞は必ず文を以て成る。

戰權第十二

兵法に曰く、千人にして權を成し萬人にして武を成すと。權先づ人に加ふるときは、敵力を以て交はらず、武先づ人に加ふるときは敵威を以て接するなし。故に兵は先づ此れに勝つことを貴ぶときは則ち彼れに勝ち、此れに勝たざれば則ち彼れに勝たず。凡そ我れ往けば則ち彼れ來る、彼れ來れば則ち我れ往く、勝敗を相爲す此れ戰の理然るなり。夫れ精誠は神明にあり、戰權は道の極まる所にあり、有るものは之れを無しとし、無きものは之れを有りとす、安んぞ之れを信する所あらん。先王の傳へ聞く所の者、正に任じ詐を去り、其の慈順を存し決して刑を留むることなし。故に道を知る者は必づ止むことを知らざるの敗を圖る、惡んぞ必ず往いて功有るにあらん、輕々しく進んで戰を求めば敵復止むことを圖る、我往いて敵、勝を制す。故に兵法に曰く、求めて之れに従ひ、見て之れを加ぐ、主人敢て當らずして之れを陵げば必ず其權を喪ふ。凡そ奪ふ者は氣なく、恐るゝ者は守るべからず、敗るゝ者は人無し、兵に道なきなり。意往いて疑はざるときは則ち之れに従へ、敵を奪うて前むこと無きときは則ち之れを加げ、明かに視て高く居るときは則ち之れを威せ、兵道極まれり。其の言謹みなきは偷し、其の陵ぎ犯して節無きは破る。

水の潰え雷の撃つが如くなれば三軍亂る。必ず其の危きを安んじ其の患を去り、智を以て之れを決す。之れを高くするに廊廟ろうべうの論を以てし、之れを重うするに受命の論を以てし、之れを鋭くするに踰垠ゆゑんの論を以てすれば則ち敵國戰はずして服すべし。

重刑令第十三

夫れ將千人よりして以上戰うて北にげ守りて降り地を離れて衆を逃るゝあらば命じて國賊といふ。身戮りくせられ、家殘せだなはれ、其籍を去すて、其墳墓を發あき、其骨を市に暴さらし、男女官に公す。百人より以上戰うて北にげ守りて降り地を離れて衆を逃るゝあらば、命じて軍賊といふ。身死し、家殘せだなはれ、男女官に公す。民をして内、重刑を畏れしむれば則ち外、敵を輕んず。故に先王は制度を前に明にし威刑を後に重うす。刑重ければ則ち内畏る、内畏るれば則ち外堅し。

五制令第十四

軍中の制五人を伍となす。伍相保つ。十人を什となす、什相保つ。五十人を屬となす、屬相保つ。百人を閭りやとなす。閭相保つ。伍に令を干セし禁を犯す者あるとき、之れを搨あぐれば罪を免かる、知つ

て掲げずんば全伍誅あり、什に令を干し禁を犯す者あるとき、之れを掲ぐれば罪を免かる、知つて掲げずんば全什誅あり。屬に令を干し禁を犯す者あるとき、これを掲ぐれば罪を免かる、知つて掲げずんば全屬誅あり。間に令を干し禁を犯す者あるとき、之れを掲ぐれば罪を免かる、知つて掲げずんば全閭誅あり。吏は什長より已上、左右の將に至るまで、上下皆相保つ、令を干し禁を犯す者あるとき、之れを掲ぐれば罪を免かる、知りて掲げずんば皆與に罪を同うす。夫れ什伍相結び上下相聯ぬれば得ざるの姦有ることなく、掲げざるの罪あることなし。父以て其の子に私するを得ず、兄以て其の弟に私するを得ず。而かるを況んや國人舎に聚まり食を同うす、烏んぞ能く以て令を干し相私する者あらんや。

分塞令第十五

中軍、左右前後の軍、皆分地あり、之れを方るに行垣を以てして其の交往を通することなし。將に分地あり、帥に分地あり、伯に分地あり、皆其の溝域を營む、而して其の塞令を明かにす。百人にあらざれば通するを得ざらしむ、其の百人にあらずして入る者は伯之れを誅す。伯誅せずんば之れと罪を同うす。軍中縱横の道百有二十歩にして一府柱を立つ、人と地とを量り、柱道相

望んで行を禁じ道を清うす、將吏の符節に非んば通行するを得ず。采薪芻牧の者皆行伍を成す、行伍を成さざれば通行するを得ず、吏屬節無く士伍無き者は横門之れを誅す。分を踏え地を干す者は之れを誅す、故に内令を干し禁を犯す無くば則ち外獲ざるの姦なし。

東伍令第十六

東伍の令に曰く、五人を伍となし、一符を共にし、將吏の所に收む。伍を失うて伍を得れば之れに當る。伍を得て亡はずんば賞あり、伍を失うて伍を得ずんば身死し家殘はる。長を亡うて長を得れば之れに當る、長を得て亡はずんば賞あり、長を亡うて長を得ずんば身死し家殘はる、復た戰うて首長を得ば之れを除く。將を亡うて將を得れば之れに當る、將を得て亡はずんば賞あり、將を亡うて將を得ずんば地を離れ遁れ逃るの法に坐す。戰誅の法に曰く什長は十人を誅するを得、伯長は什長を誅するを得、千人の將は百人の長を誅するを得、萬人の將は千人の將を誅するを得、左右の將軍は萬人の將を誅するを得、大將軍は誅するを得ざるなし。

經卒令第十七

經卒は經令を以て之れを分つて三分となす、左軍は蒼旗、卒、蒼羽を戴く。右軍は白旗、卒、白羽を戴く。中軍は黃旗、卒、黃羽を戴く。卒に五章あり、前の一行は蒼章、次の二行は赤章、次の三章は黃章、次の四行は白章、次の五行は黑章。次は經卒を以て章を亡ふ者は誅あり、前の一つの五行、章を首に置く、次に二つの五行、章を頸に置く、次の三つの五行、章を脛に置く、次に四つの五行、章を腹に置く、次の五つの五行、章を腰に置く。此の如く卒其の吏を非とするなし、更其の卒を非とするなく、非を見て詰せず亂を見て禁ぜずは其罪此の如し、鼓行して交はり闘へば則ち前行は進んで難を犯すことを爲し、後行は退きて衆を辱しむることを爲す。五行を踰えて前む者は賞あり、五行を踰えて後く者は誅あり、進退先後を知る所以は吏卒の功なり。故に曰く之れに鼓うち前むこと雷霆の如く動くこと風雨の如く、敢て其の前に當るなく敢て其の後に躡むなしと。言は經あるなり。

勅卒令第十八

金鼓鈴旗、四つのもの各法あり。之れを鼓てば進み、重ねて鼓てば則ち撃ち、之れを金てば則ち止まる、重ねて金てば則ち退く。鈴は令を傳ふるなり。旗は之れを左に麾けば則ち左し、之

れを右に應さしまぬげば則ち右す。奇兵は則ち之れに反す、一鼓に一撃して左し、一鼓に一撃して右す、一步一鼓は步鼓なり、十歩一鼓は趨鼓なり、晉絶えざるは驚鼓なり、商は將鼓なり、角は帥鼓すうなり、小鼓は伯鼓なり、三鼓同じきときは則ち將帥伯其心一なり、奇兵は則ち之れに反す。鼓次を失ふ者は誅あり。誼諱げんくわする者は誅あり、金鼓鈴旗を聽かずして動く者は誅あり。百人にして戦を教へ、教成つて之れを千人に合す、千人教成つて之れを萬人に合す、萬人教成つて之れを三軍に合す。三軍の衆、分あり合あるを、大戦の法となす。教成つて之れを試み以て関す。方にも亦た勝ち圓にも亦た勝ち、錯斜にも亦た勝ち、險に臨んでも亦た勝つ。敵山にあれば縁よりて之れに従ひ、敵淵にあれば没いりて之れに従ふ。敵を求むること亡子を求むるが如く、之れに従うて疑ふことなし、故に能く敵を敗りて其の命を制す。夫れ蚤はやく決し先さきづ定む、若し計先づ定めず慮はや蚤く決せずば則ち進退定まらず、疑生なりて必ず敗る。故に正兵は先さきづを貴び奇兵は後るゝを貴ぶ、或は先或は後にして敵を制する者なり。世の將、法を知らざる者命を專にして行き、先づ撃ちて勇めるは、敗れざる者なし。其の擧疑ありて疑はず、其の往くこと信ありて信ぜず、その致すこと遲速ありて遲速せず、是の三者は戦の累なり。

將令第十九

將軍命を受くる、君必ず先づ廟に謀りて令を延に行ふ。君自みづから斧鉞ふまづを以て將に授けて曰く、左右中軍皆分職あり、若分を踰こえて上に請けん者は死こす。軍に二令なし二令する者は誅す。令を留むる者は誅す。令を失する者は誅す。將軍告げて曰く國門の外に出で日中を期して營表を設け轅門えんもんを置くと。之れを期する如し時を過ごさば則ち法に坐す、將軍營に入れば則ち門を閉ち道を清はらふ、敢て行く者あれば誅す、敢て高言する者あれば誅す、敢て令に従はざる者あれば誅す。

踵軍令第二十

所謂踵軍とは大軍を去る百里にして會地を期す、三日の熟食を爲し、軍に先つて行て戦合の表を爲して乃はち起つ、踵軍士を饗し之れが戦の勢を爲さしむ、是れを趨うせ戦と謂ふ。輿軍は踵軍に先つて行き、表を合せて乃ち立つ、大軍を去り其道を一倍にし踵軍を去る百里にして會地を期し、六日の熟食を爲し、戦の備を爲し卒を分かち要害に據らしむ。戦利あるときは則ち北たぐるを追ひ、兵を按じて之れに趨はる。踵軍還る者あるに遇はゞ之れを誅す。所謂諸將の兵四奇の内に在

る者は勝つ。兵に什伍あり、分あり合あり、豫め之れが職を爲し、要塞關梁を守りて分つて之れに居る。戰、表を合せて起ち、即ち皆會す。大軍は日を計るの食を爲す、戰具を起す及ばざるなり。令行はれて起つ、令の如くせざる者は誅あり。凡そ分塞を稱すれば、四境の内、興軍踵軍既に行くに當りて則ち四境の民行くことを得る者なし。王の軍命を奉けて符節を授持す、名づけて順職の吏と爲す。順職の吏に非ずして行く者は之れを誅す、戰合うて表起つときは順職の吏乃ち行き、用ひて以て相參はる、故に戰を欲せば先づ内を安んず。

兵教上第二十一

兵の教令は營を分ち陣に居す。命に非ずして進退する者あれば教を犯すの罪を加ふ。前行者は前行之れを教ふ、後行者は後行之れを教ふ、左行者は左行之れを教ふ、右行者は右行之れを教ふ。教、五人を擧ぐれば其の甲首賞あり、教へざるは教を犯すの罪の如くす。地に羅ぬる者は自から其の伍を掲ぐ、伍の内互に之れを掲ぐれば其の罪を免す。凡そ伍、陣に臨むに若し一人進んで敵に死せざる者あらば則ち教ふる者は法を犯す者の罪の如くす。凡そ什は什を保つ、若し一人を失うて九人盡く敵に死せずば則ち教ふる者は法を犯すの罪の如くす。什より以上裨將に至るまで、

法の如くならざる者あらば則ち教ふる者は法を犯す者の罪の如くす。凡そ刑罰を明かにし勸賞を明かにするは必ず兵教の法にあり。將其の旗を異にし、卒其の章を異にし、左軍左肩に章し、右軍右肩に章し、中軍督前に章す、其の章を書して某甲某士と曰ふ。前後の章各五行あり、尊章は首の上に置く、其の次は差、之れに降る。伍長其四人を教ふ、板を以て鼓となし、瓦を以て金となし、竿を以て旗となし、鼓を撃ちて進み、旗を低くして則ち趨り、金を撃ちて退き、麾いて之れを左にし、麾いて之れを右にし、金鼓共に撃ちて坐す。伍長教成りて之れを什長に合はす。什長教成りて之れを卒長に合はす。卒長教成りて之れを伯長に合はす。伯長教成りて之れを兵尉に合はす。兵尉教成りて之れを裨將に合はす、裨將教成りて之れを大將に合はす。大將教成りて中野に陣す。大表を置くこと三百歩にして一、既に陣、表を去ること百歩にして決し、百歩にして趨り、百歩にして驚ふ。戰に習ひて以て其節を成さば乃ち之れが賞法を爲す。尉吏より下盡く旗あり。戰勝つて旗を得る者各其の得る所の爵を視て、以て賞勸の心を明かにす。戰勝は威を立つるにあり、威を立つるは力を戮するにあり、力を戮するは罰を正すにあり、罰を正すは賞を明かにする所以なり。民をして國門の限に背して死生の分を決し、之れに死を教へて疑はざらしむる者以あるなり。守る者必ず固く戰ふ者必ず闘はしめば、姦謀作らず姦民語らず、令行はれて變なく

兵行いて猜ふことなく、輕き者は靈の若く、敵に奮うては驚くが若く、功を擧げ徳を別にし、明、白黒の如く、民をして上の令に従はしむること四支の心に應ずるが如くならしむ。前軍行を絶ち陣を亂り堅を破ること潰ゆるが如きは故あるなり。此れ之れを兵教と謂ふ。封疆を開き社稷を守り患害を除き武徳を成す所以なり。

兵教下第二十二

臣聞く、人君に必勝の道あり、故に能く廣大を并せ兼ね、以て其の制度を一にす。則ち威天下に加ふるに十二あり。一に曰く連刑、罪を同うし伍を保つを謂ふ、二に曰く地禁、行動を禁止し以て外姦を網するを謂ふ、三に曰く全軍、甲車相附き三五相同うして以て其の聯を結ぶを謂ふ、四に曰く開塞、地を分つに限を以てし各其の職に死して堅く守るを謂ふ、五に曰く分限、左右相禁じ前後相持し垣軍固めを爲し以て逆へ以て止まるを謂ふ、六に曰く號別、前列進むことを務め以て其の後者を別ち、先登を争うて次がざるを得ざるを謂ふ、七に曰く五章、前列を彰明し始卒より亂れざるを謂ふ、八に曰く全曲、曲折相従ひ皆分部あるを謂ふ、九に曰く金鼓、有功を興し有徳を致すを謂ふ、十に曰く陣車、前の矛馬を接へ連ね其の目を冒すを謂ふ、十一に曰く死士、

衆軍の中に材智ある者戰車に乗じ前後縱横奇を出し敵を制するを謂ふ、十二に曰く力卒、旗を經にし曲を全うし、麾さしかざれば動かざるを謂ふ。此の十二の者教成りて、令を犯すときは舍ゆるさず、兵弱きときは能く之れを強くし、主卑いぢきときは能く之れを尊くし、令弊やぶるときは能く之れを起し、民流すれば能く之れを親うし、人衆おほければ能く之れを治め、地大なれば能く之れを守る。國車闕ひらきを出さず、組甲くわを出不さず、而して天下を威服す。

兵に五致あり、將となりては家を忘れ垠こんを踰こえては親を忘れ、敵を指さしては身を忘れ、死を必すれば則ち生く、勝を急にすれば下ることを爲す。百人刃を被むれば行を陥れ陣を亂る、千人刃を被むれば敵を擒にし將を殺す、萬人刃を被むれば天下に横行す。武王太公望に問うて曰く、吾れ少間しばしばみて人を用ふるの要を極めんと欲すと。望對たいへて曰く、賞は山の如く罰は谿たにの如し、太上は過なく、其次は過を補ひ、人をして私語するを得ることなからしむ。諸もろる罰すべくして罰せざるを請ふ者は死ころし、諸る賞すべくして賞せざるを請ふ者は死す。國を伐つことは必ず其の變に因り之れに示すに財を以てし以て其の窮するを觀る、之れに示すに弊を以てし以て其の病むを觀る。上乖そむき下離る、此の如きの類是れ之れを伐つつの因なり。

凡そ師を興すに必ず内外の權を審にし以て其法を計る。兵に備闕ひげあり、糧食に餘不足あり、出

入する所の路を校り然る後ち師を興し亂を伐つに必ず能く之れに入る。地大にして城小なる者は必ず先づ其の地を收めよ。城大にして地窄き者は必ず先づ其城を攻めよ。地廣くして人寡き者は則ち其の阨を絶て、地窄くして人衆き者は則ち大堙を築き以て之れに臨め。其の利を喪ふことなく、其の時を奪ふことなく、其の政を寛にし、其の業を夷かにし、其弊を救ふときは則ち以て天下に施すに足れり。今戰國相攻め、大に有徳を伐つ、伍よりして兩、兩よりして師、其令を一にせず、率ゐて民をして心定まらざらしむ。徒らに驕侈を尙び、患を謀り訟を辨す、吏其の事を究め累ありて且つ敗る、日暮れ道遠くして還つて氣を挫くあり、師老れ將貪つて争ひ掠むれば敗れ易し。凡そ將輕々しく壘卑く衆動けば攻むべし。將重く壘高く衆懼るれば圍むべし。凡そ圍は必ず其の小利を開いて漸くに夷弱ならしむれば則ち節吝にして不食の者あり。衆夜撃つ者は驚く、衆事を避くる者は離る、人の救を待ちて戰を期して暨くは皆心失うて氣を傷る、氣を傷れば軍を敗り、謀を曲ぐれば國を敗る。

兵令上第二十三

兵は凶器なり、争は逆徳なり、事必ず本あり。故に王者は王亂を伐つて仁義に本づく、戰國に

は即ち以て威を立て敵に抗して相圖つて兵を廢すること能はず。兵は武を以て植となし、文を以て種となす。武を表となし文を裏となす。能く此の二者を審かにせば勝敗を知る。文は利害を視て安危を辨する所以なり、武は強敵を犯し攻守を力むる所以なり。專一なれば則ち勝ち、離散すれば則ち敗る。陣は密なるを以て固く、鋒は疏なるを以て則ち達す。卒、將を畏るゝ人よりも甚しき者は勝つ、卒、敵を畏るゝ將より甚しき者は敗る。勝敗を知る所以のものは將を敵に稱するなり。敵と將とは猶ほ權衡の如し、安靜なれば則ち治まり、暴疾なれば則ち亂る。卒を出し兵を陣するに常令あり、行伍疏數常法あり、先後の次宜きに適ふあり。常令は北ぐるを追ひ邑を襲ひて用ふる所に非ず、前後次あらざれば則ち失す、先後を亂せば之れを斬る。常の陣は皆敵に向ふ、内向あり外向あり立陣あり坐陣あり、夫れ内向は中を顧る所以なり、外向は外に備る所以なり、立陣は行く所以なり、坐陣は止まる所以なり、立坐の陣は相參り進止す、將其の中にあり。坐するの兵は劍斧、立つの兵は戟弩、將亦た其中に居る。善く敵を御する者は正兵先づ合うて後ち之れを扼す、此れ必勝の術なり。之れを陣するに斧鉞、之れを飾るに旗章、功あれば必ず賞し、令を犯せば必ず死、存亡死生、袍の端にあり、天下兵を善くする者ありと雖も能く之れを禦ぐことなけん。矢射未だ交はらず、長刃未だ接らずして、前に諜ぐ者之れを虚といひ、後に諜ぐ者之れ

を實といふ、謙がざる者之れを秘といふ、虚實は兵の體なり。

兵令下第二十四

諸そ大軍を去り前禦の備をなす者、邊縣に列侯各相去る三五里、大軍と聞かば前禦の備を爲し、戦へば則ち皆行を禁ず、内を安んずる所以なり。卒を内れ成を出し、將吏をして旗鼓戈甲を授けしむ。發する日將吏に後るゝ者及び縣の封界を出づる者は以て成に後るゝの法に坐す。兵、邊を成る一歳、遂に亡して代を候せざる者は、法、軍を亡ぼすに比す。父母妻子之れを知らば與に罪を同うす、知らずんば之れを赦す。卒、將吏に後れて大將の所に至ること一日ならば、父母妻子盡く罪を同うす。卒逃れ歸つて家に至ること一日、父母妻子捕執せず及び言はざるも亦た罪を同うす。諸を戦うて其の將吏を亡ふ者及び將吏卒を棄て、獨り北ぐる者は盡く之れを斬る。前吏其の卒を棄て、北げ後吏能く之れを斬つて其の卒を奪ふ者は賞す。軍に功無き者は成ること三歳ならしむ。三軍大に戦ひ若し大將死して從吏五百人以上敵に死する能はざる者は斬る、大將、左右の近卒、陣中にある者皆斬る。餘の士卒軍功ある者は一級を奪ふ、軍功無き者は成ること三歳ならしむ。戦、伍人を亡ひ及び伍人戦死して其の屍を得ざれば同伍盡く其の功を奪ふ、其の屍を得

れば罪皆赦す、軍の利害は國の名實にあり。今、名は官にありて實は家にあり、官其の實を得ず家其の名を得ず、卒を聚めて軍と爲すも空名ありて實無くんば、外以て敵を禦ぐに足らず、内以て國を守るに足らず。此れ軍の給せざる所以、將の威を奪ふ所以なり。臣以みるに、卒逃れ歸る者は同舍伍人、及び吏罰に糧を入れ饒を爲す、名けて軍實となす、是れ一軍の名有りて二實の出づるあり、國內空虚にして自から民歳を竭さば曷んぞ以て奔北の禍を免れんや。今、法を以て逃げ歸るを止め亡軍を禁ず、是れ兵の一勝なり。什伍相連なり戰鬪に及べば則ち吏卒相救はん、是れ兵の二勝なり。將能く威を立て卒能く節制あり、號令明信攻守皆得ば、是れ兵の三勝なり。臣聞く古の善く兵を用ふる者は能く士卒の半を殺す、其次は其の十の三を殺す、其下は其の十の一を殺すと。能く其の半を殺す者は威海内に加ふ、十の三を殺す者は力諸侯に加ふ、十の一を殺す者は令士卒に行はる。故に曰く百萬の衆命を用ひざるは萬人の鬪ふに如かず、萬人の鬪ふは百人の奮ふに如かず。賞、日月の如く、信四海の如く、令斧鉞の如く、制干將の如くにして、士卒命を用ひざる者は未だ之れを聞かざるなり。

尉繚子終

[Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

六 韜

文 韜

文師第一

文王將さに田せんとす。史編卜を布いて曰く、「渭陽に田せば將に大に得る所あらんとす。龍に非ず、影に非ず、虎に非ず、罷に非ず、兆、公侯を得ん。天汝に師を遣り、之れを以て昌を佐け、施いて三王に及ぼさん。」文王曰く、「兆是れを致すか。」史編曰く、「編の大祖史噲舜の爲めに占うて皐陶を得たり、兆此れに比す。」

文王乃ち齋すること三日、田車に乗じ、田馬に駕して渭陽に田す。卒に太公が茅に坐して以て漁するを見る。文王勞して之れに問うて曰く、「子漁を樂むか。」太公曰く、「臣之れを聞く、君子は其の志を得るを樂み、小人は其事を得るを樂むと。今吾が漁は甚だ似たるあり、殆んど之れを樂むにあらざるなり。」文王曰く、「何をかそれ似たるありと謂ふや。」太公曰く、「釣に三權あり、祿等は權を以てし、死等は權を以てし、官等は權を以てす。夫れ、釣は以て得るを求むるなり。」

其情深くして以て大を見るべし。」文王曰く、「願くば其情を聞かん。」太公曰く、「源深くして水流れ、水流れて魚生るの情なり。根深くして木長じ、木長じて實生るの情なり。君子は情同うして、親合し、親合して事生るの情なり。言語應對は情の飾なり。至情を言ふものは事の極なり。今臣至情を言て諱まず、君夫れ之れを惡むか。」文王曰く、「唯仁人能く正諫を受けて至情を惡まず、何すれぞそれ然らんや。」太公曰く、「緇微にして餌明かなれば小魚之を食む。緇調うて餌香ばしければ中魚之れを食む。緇隆にして餌豐なれば大魚之れを食む。夫れ魚は其餌を食みて乃ち緇に牽かれ、人は其祿を食みて乃ち君に服す。故に餌を以て魚を取れば魚殺すべく、祿を以て人を取れば人竭すべし。家を以て國を取れば國抜くべく、國を以て天下を取れば天下畢すべし。嗚呼曼々緇々として其聚るや必ず散す、嘿々昧々として其光るや必ず遠し。微なる哉、聖人の徳、獨見に誘む、樂いかな、聖人の慮、各其次に歸して斂を立つ。」

文王曰く、「斂を立つること若何にして天下これに歸するや。」太公曰く、「天下は一人の天下にあらず、乃ち天下の天下なり。天下の利を同うする者は則ち天下を得、天下の利を擅にするものは則ち天下を失ふ。天に時あり地に財あり。財よく人と之れを共にする者は仁なり、仁の在る所天下之れに歸す。人の死を免れ、人の難を解き、人の患を救ひ、人の急を濟ふものは徳なり。」

徳の在る所は天下之れに歸す。人と憂を同うし、樂を同うし、好を同うし、惡にくみを同うするものは義なり、義の在る所天下之れに赴く。凡そ、人死を惡みて、生を樂み、徳を好みて利に歸す。能く利を生ずるものは道なり、道の在る所天下之れに歸す。」文王再拜して曰く、「允まことなる哉、敢て天の詔命を受けざらんや」と。乃ち載のせて俱ともに歸り、立て、師となす。

盈虚第二

文王太公に問て曰く、「天下熙々ききとして一盈一虚きよ、一治一亂、然る所以のものは何ぞや、其君、賢不肖の等しからざるか、其天時、變化の自然なるか。」太公曰く、「君不肖なれば則ち國危くして民亂る、君賢聖なれば則ち國安く民治まる、禍福君に在り天時に在らず。」

文王曰く、「古の聖賢、得て聞くべきか。」太公曰く、「昔は帝堯けうの天下に王たる、上世に所謂賢君なり。」文王曰く、「其治如何。」太公曰く、「帝堯の天下に王たりし時、金銀珠玉飾らず、綿繡きんしう文綺ぶんき衣いず、奇怪珍異けいがい視みず、玩好の器寶たからとせず、淫佚いんいつの樂聽がくかず、宮垣屋室みやうげん聖せいせず、葦桷あし椽せん櫨りん劉りうらず、茅茨ぼうし庭ていに徧あまねけれども剪きらず。鹿裘ろくじう寒を防ぎ、布衣形ふいを掩おほふ、糲粱れいりやうの飯いひ、藜藿れいくわく之の羹あじもの、役作えきさ之故を以て民の耕織の時を害せず。心を削けつり志を約して事に無爲に従ふ。吏の忠正にして法を奉ず

る者は其位を尊うす、廉潔にして人を愛するものは、其祿を厚うす、民の孝慈ある者は之れを愛敬し、力を農桑に盡す者は之を慰勉し、淑徳しゆくたくを旌別せいべつして其の門閭もんりやに表す。心を平にし、節を正し法度を以て邪僞を禁ず、憎む所のものも功あれば必ず賞し、愛する所の者も罪あれば必ず罰す。天下の鰥寡孤獨くわんくわを存養して禍亡の家を賑贍しんせんす、其自ら奉ずること甚だ薄く、其賦役は甚だ寡うす。故に萬民富樂にして饑寒の色なし。百姓其君を戴くこと日月の如く、其君を見ること父母の如し。」文王曰く、「大なる哉、賢徳の君なり。」

國務第三

文王太公に問て曰く、「願くは國を爲なむるの大務を聞かん。主をして尊く人をして安からしめんと欲す、之れをなす奈何。」太公曰く、「民を愛するのみ。」文王曰く、「民を愛すること奈何。」太公曰く、「利して害すること勿れ、生して殺すこと勿れ、予へて奪ふこと勿れ、樂ませて苦ましむること勿れ、喜ばせて怒らしむること勿れ。」文王曰く、「敢て請ふ、其故を釋とけ。」太公曰く、「民務を失はずんば則ち之れを利するなり、農時を失はずんば則ち之れを成すなり、罪無きを罰せざるは則ち之れを生かすなり、賦斂ふせんを薄うするは則ち之れに予あたふるなり、宮室臺榭たいしゃを儉にするは則

ち之れを樂ましむるなり、吏清くして苛擾かぜうならざるは則ち之れを喜ばしむるなり。民其務を失ふは則ち之れを害するなり、農其時を失ふは則ち之れを敗るなり、罪無くして罰するは則ち之れを殺すなり。賦斂ふれん重きは則ち之れを奪ふなり。多く宮室臺榭たいけを營んで以て民力を疲らすは則ち之れを苦むるなり。吏濁て苛擾かぜうなるは則ち之れを怒らしむるなり。故に善く國を爲なむる者は民を馭ぎよすること父母の子を愛するが如く、兄の弟を愛するが如し。其饑害を見ては則ち之れが爲めに憂へ、其勞苦を見ては則ち之れが爲めに悲む、賞罰は身に加はる如く、賦斂ふれんは己おのれに取る如し、此れ民を愛するの道なり。」

大禮 第四

文王太公に問て曰く、「君臣の禮は如何。」太公曰く、「上と爲ては惟だ臨むなり。下となつては惟だ沈むなり、臨んで遠くることなく、沈んで隱すことなし。上と爲ては惟だ周あまねうし、下と爲ては惟だ定まる。周あまねきは天に則り、定るは地に則る。或は天、或は地、大禮乃ち成る。」文王曰く、「主位は如何。」太公曰く、「安徐にして靜に、柔節にして先づ定まる、善く與へて争はず、心を虚にして志を平かにし、物を待つに正を以てす。」文王曰く、「主の聽は如何。」太公曰く、「妄みだり

にして許すこと勿れ、逆つて拒ぐこと勿れ。之れを許さば則ち守を失ふ、之れを拒ぐ時は則ち閉塞す。高山は之れを仰げども極むべからず、深淵は之れを度れども測るべからず、神明の徳は正靜にして其れ極れり。」文王曰く、「主の明は如何。」太公曰く、「目は明を貴ぶ、耳は聰を貴ぶ、心は智を貴ぶ。天下の目を以て視るときは則ち見えざるなし、天下の耳を以て聽く時は則ち聞かざるなし、天下の心を以て慮る時は則ち知らざるなし、輻輳^{フクコウ}并び進む時は則ち明蔽はれず。」

明傳第五

文王疾に寝ね太公望を召す。太子發^{ハツ}側^{ハタハ}に在り、曰く、「嗚呼天將に予を棄てんとす、周の社稷^{シヤク}將さに以て汝に屬せんとす、今予至道の言を師として以て明に之れを子孫に傳へんと欲す。」太公曰く、「王何の問ふ所ぞ。」文王曰く、「先聖の道其止る數と其起る所と得て聞くべきか。」太公曰く、「善を見ては怠り、時至て疑ひ、非を知りて處^{トコロ}る、此三者は道の止まる所なり。柔にして靜、恭にして敬、強にして弱、忍にして剛、此四者は道の起る所なり。故に義、欲に勝つときは則ち昌^{サカ}え、欲、義に勝つときは則ち亡ぶ、敬、怠に勝つときは則ち吉なり、怠、敬に勝つ時は則ち滅ぶ。」

六守第六

文王太公に問て曰く、「國に君たり、民に主たるもの其れ之れを失ふ所以は何ぞや。」太公曰く、「與ふる所を慎まざればなり。人君に六守三寶あり。」文王曰く、「六守とは何ぞや。」太公曰く、「一に曰く仁、二に曰く義、三に曰く忠、四に曰く信、五に曰く勇、六に曰く謀、是れを六守と謂ふ。」

文王曰く、「慎で六守を擇ぶは何ぞや。」太公曰く、「之れを富ませて其犯すなきを觀、之れを貴うして其驕ること無きを觀、之れに付して其轉するなきを觀、之れを使うて其隱すことなきを觀、之れを危くして其恐るゝなきを見、之れを事うて其窮するなきを觀、之れを富ませて犯さざる者は仁なり、之れを貴うして驕らざるものは義なり、之れに付して轉ぜざるものは忠なり、之れを使うて隱さざるものは信なり、之れを危くして恐れざる者は勇なり、之れを事うて窮せざるものは謀なり。人君三寶を以て人に借す無れ。人に借せば則ち君其威を失ふ。」

文王曰く、「敢て三寶を問ふ。」太公曰く、「大農、大工、大商、之れを三寶といふ。農其郷にもつぱら一なれば則ち穀足る。工其郷にもつぱら一なれば則ち器足る。商其郷にもつぱら一なれば則ち貨足る。三寶

各、其處に安ずれば民乃ち慮らず。其郷を亂すなく其族を亂すなし。臣は君よりも富むなく、都は國より大なる無し。六守長ずれば則ち君昌え、三寶全ければ則ち國安し。

守士第七

文王太公に問て曰く、「士を守る奈何。」太公曰く、「其親を疏する無れ、其衆を怠る無れ、其左右を撫し、其四旁を御す。人に國の柄を借す無れ、人に國の柄を借せば則ち其權を失ふ。壘を掘りて丘に附くる無れ、木を捨て、末を治むる無れ。日中必ず彗す、刀を操りては必ず割き、斧を執りては必ず伐る。日中彗せざる是れを時を失ふといふ。刀を操りて割かざれば利の期を失ふ、斧を執りて伐らざれば職人將に來らんとす。涓々たるを塞がざれば將に江河と爲らん。熒々たるを救はざれば炎々たるを奈何、兩葉を去らざれば將に斧柯を用ひんとす。是故に人君は必ず事に富に従ふ。富まざれば以て仁をなすなく、施さざれば以て親を合する無し。其親を疏すれば則ち害あり、其衆を失へば則ち敗る。人に利器を借す無れ。人に利器を借せば則ち人の爲に害せられて、其世を終へず。」

文王曰く。「何をか仁義と曰ふ。」太公曰く、「其衆を敬し、其親を合す。其衆を敬すれば則ち和

し、其親を合すれば則ち喜ぶ。是れを仁義の紀と謂ふ。人をして汝の威を奪はしむる勿れ、其明に因り其常に順ふ、順ふ者は之れに任ずるに徳を以てす。逆ふ者は之れを絶つに力を以てす。之れを散じて疑ふ無くんば天下和服せん。」

守國第八

文王太公に問て曰く、「國を守る奈何。」太公曰く、「齋せよ將に君に天地の經、四時の生ずる所、仁聖の道、民機の情を語らん。」王齋すること七日にして北面再拜して之れを問ふ。太公曰く、「天は四時を生じ、地は萬物を生ず、天下民有り、仁聖之れを牧ふ。故に春の道は生、萬物榮ゆ、夏の道は長、萬物成る。秋の道は斂、萬物盈つ。冬の道は藏、萬物靜かなり。盈てば則ち藏れ、藏れては則ち復た起る。終る所を知る莫く、始る所を知る莫し。聖人之れを配して以て天地の經紀を爲す。故に天下治まりて仁聖藏れ、天下亂れて仁聖昌んなるは至道夫れ然り。聖人の天地間にあるや其尊きこと固に大なり。其常に因りて之れを觀れば則ち民安し。夫れ民動いて機を爲し、機動いて得失争ふ。故に之を發するに其陰を以てし、之れを會するに其陽を以てす。之れが爲に先づ唱へて天下之れに和す。極めて其常に反る、進んで争ふなく、退て遜る莫し。國を守

ること此の如くんば天地と光を同うす。」

上賢第九

文王太公に問て曰く、「人に王たる者は何を上げ何を下げ、何を取り何を去り、何を禁じ何を止めん。」太公曰く、「賢を上げ不肖者を下げ、誠信を取り、詐偽を去り、暴亂を禁じ、奢侈を止む。故に人に王たる者に六賊七害あり。」文王曰く、「願くは其道を聞かん。」太公曰く、「夫れ六賊なる者は一に曰く、臣大に宮室臺榭だいしやを作り、遊觀倡樂しやうらくする者あれば王の徳を傷る。二に曰く、民農桑を事とせば、任氣遊俠、法禁を犯歴して、吏の教に従はざる者あれば、王の化を傷る。三に曰く、臣明黨を結び、賢智を蔽ひ、主明を障さへるものあれば王の權を傷る。四に曰く、士志しこころを抗たがうし、節を高うして以て氣勢を爲し、外諸侯に交りて其主を重んぜざる者あれば王の威を傷る。五に曰く、臣、爵位を輕んじ有司を賤み、上の爲に難を犯す、羞はづる者あれば功臣の勞を傷ふ。六に曰く、強宗にして侵奪し貧弱を陵侮する者あれば、庶人の業を傷る。七害とは、一に曰く、智略權謀無くして重賞し之れを尊爵す、故に強勇にして戰を輕んじ外に僥倖げうじやうす、王者慎で將たらしむる勿れ。二に曰く、名有て實無く、出入異言し、善を掩ひ惡を揚げ、進退巧を爲す。王者慎で

與に謀る勿れ。三に曰く、其身躬を朴にし、其衣服を惡くし、無爲を語りて以て名を求め、無欲を言ひて以て利を求む、此れ僞人なり。王者慎で近くる勿れ。四に曰く、其冠帶を奇にし其衣服を偉にし、博聞辯辭、虚論高議以て容美と爲し、靜處に窮居して時俗を誹る、此れ姦人なり、王者慎で寵する勿れ。五に曰く、讒佞苟も得て以て官爵を求め、果敢死を輕んじて以て祿秩を貪り、大事を圖らず、利を貪りて動き、高談虚論を以て人主に説く、王者慎で使ふ勿れ。六に曰く、彫文刻鏤、技巧華飾を爲して以て農事を傷る、王者必ず之れを禁ぜよ。七に曰く、僞方異技、巫蠱左道、不祥の言は良民を幻惑す、王者必ず之れを止めよ。故に民、力を盡さざるは吾民に非ず、士、誠信ならざるは吾士に非ず、臣、忠諫ならざるは吾臣に非ず、吏、平潔にして人を愛せざれば吾吏に非ず、相にして國を富し、兵を強くし、陰陽を調和して以て萬乗の主を安じ、群臣を正し、名實を定め、賞罰を明かにし、萬民を樂ましむる能はずんば吾が相にあらざる也。夫れ王者の道は龍首の如し。高く居て遠く望み、深く視て審に聽く。其形を示し其情を隠すこと、天の高くして極むべからざるが若く、淵の深くして測るべからざるが如し。故に怒るべくして怒らざれば姦臣乃ち作る、殺すべくして殺さざれば大賊乃ち發す。兵勢行はざれば敵國乃ち強し。」文王曰く、「善い哉。」

舉賢第十

文王太公に問て曰く、「君賢を擧ぐることを務めて其功を獲ず、世亂れて愈々甚だしく以て危亡を致す者は何ぞや。」太公曰く、「賢を擧げて用ひざるは其れ賢を擧ぐるの名ありて賢を用ふるの實なきなり。」文王曰く、「其失安にかある。」太公曰く、「其失君にあり。好んで世俗の譽むる所を用ひて其賢を得ざればなり。」文王曰く、「如何。」太公曰く、「君世俗の譽むる所の者を以て賢となし、世俗の毀る所の者を以て不肖となさば、則ち黨多き者は進み、黨少きものは退く。是の如くんば則ち群邪比周して賢を蔽ひ、忠臣は無罪に死し、姦臣は虚譽を以て爵位を取る。是れを以て世の亂るゝこと愈々甚だしく、則ち國危亡を免れず。」文王曰く、「賢を擧ぐること如何。」太公曰く、「將相職を分て各官名を以てす。人を擧ぐるに名を按じ實を督し、才を選び能を考へ、實をして其名に當らしめ、名をして其實に當らしむれば則ち賢を擧ぐる道を得るなり。」

賞罰第十一

文王太公に問て曰く、「賞は勳を存する所以にして罰は懲を示す所以なり。吾れ一を賞して以て

百を勧め、一を罰して以て衆を懲さんと欲す、之れをなす奈何。」太公曰く、「凡そ賞を用ふる者は信を貴び、罰を用ふる者は必を貴ぶ、賞信罰必、耳目の聞見する所に於てすれば、聞見せざる所の者もひそかにくわ隠化せざるはなし。夫れ誠は天地に暢び神明に通ず、而るを況んや人に於てをや。」

兵道第十二

武王太公に問て曰く、「兵道は如何。」太公曰く、「凡そ兵の道は一に過ぎたるはなし、一はよく獨り往き獨り來る。黄帝曰く、一は道に階より神に幾ちかし。之れを用ふることに機に在り、之れを顯はすことに勢にあり、之れをなすことに君にありと。故に聖王は兵を號して凶器となす、已むを得ずして之れを用ふ。今商王存を知りて亡を知らず、樂を知りてわせばひ殃を知らず、夫れ存は存にあらす亡を慮るに在り、樂は樂にあらす殃を慮るにあり、今王已すに其源を慮る、豈其流を憂へんや。」

武王曰く、「兩軍相遇ひ、彼も來るべからす此も往くべからす、各々固く備を設けて未だ敢て先づ發せず、我之れを襲はんと欲するも其利を得ず、之れをなす奈何。」太公曰く、「外亂れて内整ひ、饑を示して實は飽き、内精うちにして外鈍そと、一たびは合し一たびは離れ、一たびは聚り一たびは

散ず、其謀を陰し其機を密にし、其壘を高うし其銳士を伏せ、寂として聲なきが如くせよ。敵我が備ふる處を知らず、其西せんと欲せば其東を襲へ。」

文王曰く、「敵我が精を知り、我が謀に通ぜば、之れを爲す奈何。」太公曰く、「兵勝の術は、密に敵人の機を察して速に其利に乗じ、復た疾く其不意を撃つ。」

武 韜

發啓第十三

文王はちに在り、太公を召して曰く、「嗚呼敵王虐極り、不辜を罪殺す。公尙ほ予を助けて民を憂ふること奈何。」太公曰く、「王それ徳を修めて以て賢に降り、民を恵みて以て天道を觀よ。天道殃なくんば先づ倡ふべからず。人道災なくんば先づ謀るべからず。必ず天殃を見、又人災を見て乃ち以て謀るべし、必ず其陽を見又其陰を見て乃ち其心を知り、必ず其外を見又其内を見て乃ち其意を知る。必ず其疏を見又其親を見て乃ち其情を知る。其道を行へば道致すべし。其門に従へば門入るべし。其禮を立つれば禮成るべし、其強を争へば強勝つべし。全勝は闘たかはず、大兵は劍

つくことなし、鬼神と通ず、微なるかな微なるかな。人と病を同うして相救ひ、情を同うして相成し、惡を同うして相助け、好を同うして相趨る。故に甲兵なくして勝ち、衝機なくして攻め、溝塹なくして守る。大智は智ならず、大謀は謀ならず、大勇は勇ならず、大利は利ならず。天下を利するものは天下之れを啓く。天下を害するものは天下之れを閉づ、天下は、一人の天下にあらず、天下の天下なり。天下を取るものは野獸を逐ふが若し、而して天下皆肉を分つの心あり。舟を同うして濟るが如し、濟れば乃ち皆其利を同うし、敗るれば則ち皆其害を同うす。然るときは則ち皆以て之れを啓く有りて之れを閉づること有るなし。民に取るなきものは民を取る者なり。國に取るなきものは國を取る者なり。天下に取るなきものは天下を取る者なり。民に取るなければ民之れを利す、天下に取るなければ天下之れを利す。故に道は見るべからざるにあり、事は聞くべからざるにあり、勝は知るべからざるにあり。微なる哉微なるかな。鷲鳥將に撃たんとすれば卑く飛で翼を斂む、猛獸將に搏たんとすれば耳を弭れて俯伏す、聖人將に動かんとすれば必ず愚色有り。今彼の殷商は衆口相惑ひ紛々渺々たり、色を好むこと極なし。此れ亡國の證なり。吳其野を觀るに草菅穀に勝つ、吾其衆を觀るに邪曲直に勝つ。吾其吏を觀るに暴虐殘賊法を敗り刑を亂して上下覺らず、此れ亡國の時なり。大明發して萬物皆照らす。大義發して萬物皆利あり。

大兵發して萬物皆服す。大なる哉聖人の徳、獨り聞き獨り見る楽しい哉。」

文啓第十四

文王太公に問て曰く、「聖人何をか守る。」太公曰く、「何をか憂へん、何をか畜まん、萬物皆得。何を畜み、何をか憂へん、萬物皆遺る。政の施す所其他を知る莫し。時の在る所其移るを知るなし。聖人此れを守りて萬物化す、何の窮ることこれあらん、終りて復始る。優にして之れを游す。展轉して之れを求む、求めて之れを得、藏さずんばあるべからず。既に以て之れを藏す、行はずんばあるべからず。既に以て之れを行ふ、復之れを明にすること勿れ。夫れ天地は自ら明ならず、故に能く長生す。聖人は自ら明ならず、故に能く名彰はる。古の聖人は人を聚めて家となし、家を聚めて國となし、國を聚めて天下と爲す。賢人を分封して以て萬國となす。之れを命じて大紀といふ。其政教を陳べて其民俗に順ふ。群曲直に化して形容を變ず。萬國通ぜすして各其所を樂み、人其上を愛す。之れを命じて大定といふ。嗚呼聖人は務めて之れを靜にす、賢人は勉めて之れを正す。愚人は正すこと能はず、故に人と争ふ。上勞すれば則ち刑繁く、刑繁きときは則ち民憂ふ、民憂ふる時は則ち流亡す、上下其生を安ぜずんば累世まで休せず、之れを命じ

て大失といふ。天下の人は流水の如し。之れを障れば則ち止み、之れを啓けば則ち行き、之れを静にすれば則ち清む。嗚呼神なる哉、聖人其始まる所を見れば則ち其終る所を知る。」

文王曰く、「之れを静にする奈何。」太公曰く、「天に常形あり、民に常生あり、天下と其生を共にすれば天下静なり。太上は之れに因り、其次は之れを化す。夫れ民化して政に従ふ。是れを以て天は無爲にして事をなす、民は興ふるなくして自ら富む、此れ聖人の徳なり。」文王曰く、「公の言乃ち予が懐に協ふ。夙夜之れを念うて忘れず、以て用ひて常とせん。」

文伐第十五

文王太公に問て曰く、「文伐の法は奈何。」太公曰く、「凡そ文伐に十二節あり。一に曰く、其喜ぶ所に因りて以て其志に順へば、彼れ將に驕を生じて必ず事を好むこと有らん。苟もよく之れに因らば必ず能く之れを去らん。二に曰く、其愛する所を親うして以て其威を分つ。一人兩心あらば其中必ず衰ふ。廷に忠臣なくんば社稷必ず危からん。三に曰く、陰に左右に賂し情を得る甚だ深く、身は内にして情外ならば國將に害を生ぜんとす。四に曰く、其淫樂を輔け、以て其志を廣うす、厚く珠玉を賂して、娯しむるに美人を以てし、辭を卑うして聽を委ね、命に順て合へ、彼

將に争はずして奸節乃ち定まる。五に曰く、其忠臣を嚴にして其賂を薄うし、其便を稽留して其事を聽く勿れ、亟に爲に代を置き、遺るに誠事を以てす。親しんで之れを信すれば其君將に復た之れに合せんとす。苟も能く之れを嚴にせば國乃ち謀るべし。六に曰く、其内を收め其外を聞て才臣外に相け、敵國內に侵せば國亡びざる鮮し。七に曰く、其心を鋼がんと欲せば、必ず厚く之れに賂ひ、其左右の忠愛を收めて陰かに示すに利を以てす、之れをして業を輕んじ蓄積空虚ならしめよ。八に曰く、賂ふに重寶を以てし因て之れを謀り、謀て之れを利す、之れを利すれば必ず信ず、是れを重親といふ。重親の積は必ず我用を爲す、國を有して其地を外にすれば必ず敗る。九に曰く、之れを尊ぶに名を以てし其身を難すことなく、示すに大勢を以てし、之れに従て必ず信ぜしむ。其大尊を致して先づ之れが榮を爲す。微に聖人を飾れば國乃ち大に偷る。十に曰く、之れに下すに必ず信あり、以て其情を得、意を承け事に應じ、與に生を同うするが如し。既に以て之を得ば乃ち微に之れを收めよ、時將に至らんとするに及んで天の之れを喪ふが如し。十一に曰く、之れを塞ぐに道を以てす、人臣貴と富とを重んじ、危と咎とを惡まざるなし、陰に大尊を示し微に重寶を輪して其家傑を收め、内積甚だ厚うして外乏しきを爲す。陰に智士を内れ其計を謀らしめ、勇士を内れ其氣を高うせしむ。富貴甚だ足りて常に繁滋あり、徒黨已に具る、是れ之

を塞ぐといふ、國を有つて塞がば安ぞ能く國を有たん。十二に曰く、其亂臣を養ひ以て之れを迷はし、美女淫聲を進めて以て之れを惑はし、良き犬馬を遺つて以て之れを勞す。時に大勢を與へて以て之れを誘ひ、上察にして天下と之れを圖れよ。十二節備はりて乃ち武事を成す。所謂上天を察し、下地を察して微已に見るれば乃ち之れを伐て。」

順啓第十六

文王太公に問て曰く、「如何にして、天下を爲むべきか。」太公曰く、「大、天下を蓋うて然して後能く天下を容る、信、天下を蓋うて然して後能く天下を約す。仁、天を蓋うて然して後能く天下を懐んず、恩、天下を蓋うて然して後能く天下を保つ、權、天下を蓋うて然して後能く天下を失はず。事ありて疑はざれば則ち天運も移す能はず、時變も遷す能はず。此六のもの備りて後以て天下の政を爲すべし。故に天下を利するものは天下之れを啓く。天下を害するものは天下之れを閉づ。天下を生ずるものは天下之れを徳とす。天下を殺すものは天下之れを賊ふ。天下を徹するものは天下之れを通す。天下を窮するものは天下之れを仇とす。天下を安するものは天下之れを恃む。天下を危するものは天下之れに災す。天下は一人の天下にあらず、唯有道の者之れに

處る。」

三疑第十七

武王太公に問て曰く、「予功を立てんと欲するに三疑あり。力能はざるを恐る。強を攻め、親を離し、衆を散すること之れを爲す奈何。」太公曰く、「之れに因て謀を慎み財を用ひよ。夫れ強を攻むるには必ず之れを養うて強ならしめ、之れを益して張らしむ、太だ強なれば必ず折く、太だ張れば必ず缺く。強を攻むるに強を以てし、親を離すに親を以てし、衆を散するに衆を以てす。凡そ謀の道は周密なるを寶とす。之れを設くるに事を以てし、之れを玩ぶに利を以てすれば争必ず起る。其親を離さんと欲せば其愛する所と寵人とに因て之れに欲する所を與へ、之れに利する所を示し、以て之れを疏んじ志を得せしむるなかれ。彼れ利を貪つて甚だ喜べば疑を遺すこと乃ち止む。

凡そ攻るの道は必ず先づ其明を塞ぎ而して後其強を攻め、其大を毀り民の害を除く。之れを淫するに色を以てし、之れに啗はしむるに利を以てし、之れを養ふに味を以てし、之れを娛しむるに樂を以てす。已に其親を離し、必ず民を遠けて謀を知らしむること勿らしめよ。扶けて之れを

納れ其意を覺らしむる莫かれ、然して後に成るべし。民に惠施して必ず財を愛むことなかれ、民は牛馬の如し、數、之れを饑食し從て之れを愛せよ。心は以て智を啓き、智は以て財を啓き、財は以て衆を啓き、衆は以て賢を啓く。賢啓くことあつて以て天下に王たり。」

龍 韜

王翼第十八

武王太公に問て曰く、「王者師を帥ひきゐるに、必ず股肱こくわう羽翼よくありて以て威神を成す、之れを成す奈何。」太公曰く、「凡そ兵を擧げ師を帥ひきゐるは將を以て命となす、命は通達にあり、一術を守らず、能に因て職を授く、各長する所を取り時に隨て變化して以て綱紀をなす。故に將に股肱こくわう羽翼七十二人有りて以て天道に應ず。數を備ふる法の如くにして審かに命理を知り、殊能異技萬事畢る。」武王曰く、「請ふ其目を問はん。」太公曰く「腹心一人は、謀を贊し、卒に應じ、天に揆り、變を消し、計謀を總攬し、民の命を保全するを主る。謀士五人は、安危を圖り、未萌を慮り、行能を論じ、賞罰を明かにし、官位を授け、嫌疑を決し、可否を定むるを主る。天文三人は、星曆を

司り、風氣を候ひ、時日を推し、符驗を考へ、災異を校へ、天心去就の機を知ることを主る。地利の三人は、三軍行止の形勢、利害の消息、遠近險易、水澗山阻、地利を失はざるを主る。兵法の九人は、異同行事の成敗を講論し兵器を簡練し非法を刺擧するを主る。通糧の四人は、飲食を度り、蓄積を備へ、糧道を通じ、五穀を致し、三軍をして困乏ならしめざるを司る。奮威の四人は、材力を擇び、兵事を論じ、風馳電掣して由る所を知らしめざるを主る。伏旗鼓の三人は、旗鼓を伏せ、耳目を明にし、符印を詭り、號令を諤り、闇忽として往來出入すること神の若くなるを主る。股肱四人は重きに任じ難きを持って、溝塹を修め壁壘を治め、以て守禦を備ふることを主る。通才二人は、遺を拾ひ過を補ひ、賓客を應偶し、論議談語して、患を消し結を解くを主る。權士十三人は、奇謀を行ひ、殊異を設け、人の識る所に非ずして無窮の變を行ふことを司る。耳目の七人は、往來して言を聽き變を見、四方の事、軍中の情を覽るを主る。爪牙の五人は、武威を揚げ、三軍を激勵し、難を冒し銳を攻め、疑慮する所無からしむるを主る。羽翼の四人は、名譽を揚げ遠方に震ひ、四境を動かして、以て敵心を弱ますことを主る。遊士の八人は、姦を伺ひ、變を候ひ、人情を閑闔し、敵の意を觀て間諜をなすことを主る。術士二人は、誦詐を爲し、鬼神に依托して、以て衆心を惑はすを主る。方士三人は百藥以て金瘡を治し、以て萬病を

瘞すを主る。法算の二人は、三軍の營壁糧食財用の出入を會計するを主る。」

論將第十九

武王太公に問て曰く、「將を論するの道奈何。」太公曰く、「將に五材十過あり。」武王曰く、「敢て其目を問ふ。」太公曰く、「所謂五材とは、勇、智、仁、信、忠なり。勇なれば則ち犯すべからず、智なれば則ち亂るべからず、仁なれば則ち人を愛す、信なれば則ち欺かず、忠なれば二心無し。所謂十過とは、勇にして死を輕する者あり、急にして心速かなる者あり、貪つて利を好む者あり、仁にして人に忍びざる者あり、智にして心怯る者あり、信にして人を信するを喜ぶ者あり、廉潔にして人を愛せざる者あり、智にして心緩き者あり、剛毅にして自ら用ふる者あり、懦にして人を任するを喜ぶ者あり。勇にして死を輕んずる者は暴すべし。急にして心速かなる者は久うすべし。貪つて利を好む者は賂ふべし。仁にして人に忍びざる者は勞すべし。智にして心怯る者は窘むべし。信にして人を信するを喜ぶ者は誑くべし。廉潔にして人を愛せざる者は侮るべし。智にして心緩なる者は襲ふべし。剛毅にして自ら用ふる者は事あるべし。懦にして人を任するを喜ぶ者は欺く可し。故に兵は國の大事存亡の道なり。命、將に在り。將は國の輔、先王の重する所

なり。故に將を置くに察せずんばあるべからず。故に曰く、兵は兩つながら勝たず、亦兩つながら敗れず。兵出で、境を躐え、十日を出でずして國を亡ぼすこと有らば、必ず軍を破り將を殺すことあらん。」武王曰く、「善い哉。」

選將第二十

武王太公に問て曰く、「王者兵を擧ぐるに、英雄を簡練し、士の高下を知らんに之れを爲す奈何。」太公曰く、「夫れ士外貌と衆情と相應ぜざる者十五あり。嚴にして不肖なる者あり、溫良にして盜を爲す者あり、貌恭敬にして心慢なるものあり、外廉謹にして内至誠なきものあり。精々にして情無きものあり、湛々として誠無きものあり、謀を好んで決せざる者あり、果敢の如くにして不能なる者あり。恠々として不信なるものあり、恍々惚々として反て忠實なる者あり、詭激にして功效ある者あり、外勇にして内怯き者あり、肅々として反て人を易る者あり。嗃々として反つて靜慤なる者あり、勢虚に形劣にして外に出で、至らざる所なく遂げざる所無き者あり。天下の賤む所は聖人の貴ぶ所なり、凡人知る莫し、大明あるに非ずんば其際を見ず。此れ士の外貌中情と相應ぜざる者なり。」武王曰く、「何を以てか之れを知る。」太公曰く、「之れを知るに八徵

あり。一に曰く、之れに問ふに言を以てして其辭を觀る。二に曰く、之れを窮むるに辭を以てして以て其の變を觀る。三に曰く、之れに間諜を與へて以て其誠を觀る。四に曰く、明白に顯問して以て其の徳を觀る。五に曰く、之れを使ふに財を以てして以て其の廉を觀る。六に曰く、之れを試るに色を以てして以て其貞を觀る。七に曰く、之れに告ぐるに難を以てして以て其勇を觀る。八に曰く、之れに醉はしむるに酒を以てして其の態を觀る。八徴皆備るときは則ち賢不肖別る。」

立將第二十一

武王太公に問て曰く、「將を立つるの道奈何。」太公曰く、「凡そ國に難有れば、君正殿を避けて將を召して之れに詔して曰く、社稷の安危は一ら將軍に在り、今某國不臣なり、願くば將軍帥を以て之れに應ぜよ。將既に命を受けて乃ち太史に命じて卜齋すること三日にして太廟に之き、靈龜を鑽り吉日を卜して、以て斧鉞を授く。君、廟門に入りて西面して立つ、將、廟門に入りて北面して立つ。君親ら鉞を執り首を持って將に其柄を授けて曰く、此れより上、天に至るまで、將軍之れを制せよ。復た斧を操り柄を持って將に其刃を授けて曰く、此れより下、淵に至るまで、

將軍之れを制せよ。其虚を見ては則ち進み、其實を見ては止れ。三軍を以て衆と爲して敵を輕んずる勿れ。命を受くるを以て重しと爲して死を必ずする勿れ。身の貴きを以て人を賤む勿れ。獨見を以て衆に違ふ勿れ。辯説を以て必然と爲す勿れ。士未だ坐せずんば坐する勿れ。士未だ食はずんば食ふ勿れ。寒暑必ず同うせよ。此の如くすれば則ち士衆必ず死力を盡さんと。將既に命を受け、拜して君に報じて曰く、臣聞く、國は外より治むべからず、軍は中より御すべからず、二心ありて以て君に事ふべからず、疑志ありて以て敵に應ずべからず。臣既に命を受けて斧鉞かきの威を專にす、臣敢て生きて還らず。願くば君亦一言の命を臣に垂れよ。君、臣に許さずんば臣敢て將たらじと。君之れを許す。乃ち辭して行く、軍中の事は君命を聞かず皆將に由りて出づ。敵に臨んで戰を決す、二心有ること無し。此の如くなるときは則ち上に天なく、下に地なく、後に君なし。是の故に智者は之れが爲めに謀り、勇者は之れが爲めに闘ふ。氣は青雲あざに厲いたり疾きこと馳驚ちびくするが如し、兵刃を接せずして敵降服す。戰、外に勝ち、功、内に立つ。吏遷され士黨せられ、百姓くわんえつ懽きう悦きうし將咎殃きうあうなし。是の故に風雨時節あり、五穀豊かに登みのり、社稷しやよく安寧なり。」武王曰く、「善い哉。」

將威第二十二

武王太公に問て曰く、「將は何を以て威を爲し、何を以て明を爲し、何を以て禁止を爲し、而して令行はれん。」太公曰く、「將は大を誅するを以て威と爲し、小を賞するを以て明と爲し、罰審かなるを以て禁止と爲して令行はる。故に一人を殺して三軍震ふ者は之れを殺す。一人を賞して萬人悦ぶ者は之れを賞す。殺は大を貴び賞は小を貴ぶ。殺當路貴重ちゆうじゆうの臣に及ぶは、是れ刑の上に極まれるなり。賞牛豎ぎゆうじゆ、馬洗、廐養けいようの徒に及べば、是れ賞下に通するなり。刑の上に極り賞の下に通するは、是れ將の威の行はるゝ所なり。」

勵軍第二十三

武王太公に問て曰く、「吾れ三軍の衆をして城を攻めては争うて先に登り、野戰には争うて先づ赴き、金聲を聞て怒り、鼓聲を聞て喜ばしめんと欲す。之れを爲すこと奈何。」太公曰く、「將に三勝あり。」武王曰く、「敢て其目を問ふ。」太公曰く、「將、冬は裘かほころもを服せず、夏は扇あふを操らず、雨ふれども蓋を張らず、名づけて禮將と曰ふ。將、身に禮を服せざれば、以て士卒の寒暑を知る

なし。隘塞あゐさいを出で泥塗でいとを犯すには將必ず先づ下りて歩す、名づけて力將と曰ふ。將、身に力を服せずんば以て士卒の勞苦を知るなし。軍皆次を定めて將乃ち舍に就く、炊かぐ者皆熟して將乃ち食に就く、軍火を擧げされば將亦擧げず、名づけて止欲の將と曰ふ。將、身に止欲を服せざれば以て士卒の饑飽を知るなし。將、士卒と寒暑苦勞饑飽を共にす。故に三軍の衆鼓聲を聞けば則ち喜び、金聲を聞けば則ち怒る。城を高くし池を深うして、矢石繁く下るも士卒先に登らんことを争ひ、白刃始めて合ふとき、士先づ赴くを争ふ、士死を好みて傷くことを樂しむに非ず、其將の寒暑飢飽を知ること審にして勞苦を見るの明なるが爲めなり。」

陰符第二十四

武王太公に問て曰く、「兵を引て深く諸侯の地に入り、三軍卒くはかに緩急あつて、或は利あり或は害あり、吾近を以て遠に通じ、中より外に應じて、以て三軍の用を給せんとす。之れを爲す奈何いかん。」太公曰く「主、將に與ふるに陰符あり、凡そ八等なり。大に敵に勝克するの符なり、長さ一尺、軍を破り將を殺すの符は長さ九寸。城を降し邑を得るの符は長さ八寸。敵を却しりぞけ遠を報するの符は長さ七寸。衆を警いさめ守を堅うするの符は長さ六寸。糧を請ひ兵を益するの符は長さ五寸。

軍を敗り將を亡ぼすの符は長さ四寸。利を失ひ士を亡ぼすの符は長さ三寸。諸おもを使を奉じて符を行るに、稽留する者、若くは符事泄聞する者、告ぐる者は皆之れを誅す。八符は主將聞くことを秘す。陰かに言語を通じて泄もさず、中外相知る所以の術なり。敵聖智と雖も之れを能く識る莫なし。」武王曰く、「善い哉。」

陰書第二十五

武王太公に問て曰く、「兵を引き深く諸侯の地に入り、主將兵を合して無窮の變を行ひ不測の利を圖らんと欲す。其事繁多にして符明かなる能はず、相去る遼遠れうえんにして言語通ぜずんば之れを爲す奈何。」太公曰く、「諸おもそ陰事大慮あれば書を用ひて符を用ひざるべし。主、書を以て將に遺おくり、將、書を以て主に問ふ。書皆一合にして再離し、三發にして一知す。再離とは書を分て三部と爲し、三發して一知すとは、言いごころは三人人ごとに一分を操りて相參まじへて情を相知らざらしむるなり、此れを陰書と云ふ。敵聖智と雖も之れを能く識る莫なし。」武王曰く、「善い哉。」

軍勢第二十六

武王太公に問て曰く、「攻伐の道は奈何。」太公曰く、「勢は敵家の動に由り、變は兩陣の間に成り、奇正は無窮の源に發す。故に至事は語らず、用兵は言はず。且つ事の至る者は其言聽くに足らず。兵の用は其狀見るに足らず、倏として往き忽として來る、能く獨り専らにして制せざる者は兵なり。聞くとときは則ち議り、見るときは則ち圖り、知るときは則ち困み、辨ずるときは則ち危し。故に能く戰ふ者は軍を張るを待たず。善く患を除くものは未だ生ぜざるに理む。善く敵に勝つ者は形無きに勝つ。上戰は與に戰ふなし。故に勝を白刃の前に争ふ者は良將に非ず。備を已失の後に設くる者は上聖に非ず。智、衆と同じきは國師に非ず。技、衆と同じきは國工に非ず。事は必ず克つより大なるはなし。用は玄默より大なるはなし。動は不意より神なるはなし。謀は不識より善なるはなし。夫れ先づ勝つ者は先づ弱を敵に見して後ち戰ふ者なり。故に事は半ばにして功は倍す。聖人は天地の動に徴す、孰れか其紀を知らん。陰陽の道に循り、其氣候に従ふ。天地の盈縮に當りて因りて以て常となす。物に死生あり天地の形に因る。故に曰く、恐懼なく猶豫なし。用兵の害は猶豫最も大なり。三軍の災は狐疑に過ぎたるはなし。善く戰ふ者は利を見て失はず、時に遇うて疑はず。利を失ひ時に後るときは反て其殃を受く。故に智者は之れに従て失はず、功者は一決して猶豫せず。是れを以て疾雷耳を掩ふに及ばず、迅雷目を瞑するに及ば

す。之れに赴くこと驚くが若く、之れを用ふることに狂するが如し。之れに當る者は破れ、之れに近づく者は亡ぶ、孰れか能く之れを禦がん。夫れ將言はざる所にして守る有る者は神なり。見ざる所にして視るあるものは明なり。故に神明の道を知るものは野に衝敵なく、對するに立國なし。」武王曰く、「善い哉。」

奇兵第二十七

武王問て曰く、「凡そ兵を用ふるの法、大要は如何。」太公曰く、「古の善く戰ふものは能く天上に戰ふに非ず、能く地下に戰ふに非ず、其の成ると敗るゝと皆神勢に由る。之れを得る者は昌え之れを失ふ者は亡ぶ。夫れ兩陣の間に甲を出し兵を陣ね卒を縦ち行を亂る者は變を爲す所以なり。深草薊翳は遁逃する所以なり。溪谷險阻は事を止め騎を禦ぐ所以なり。隘塞山林は少を以て衆を撃つ所以なり。坳澤窈冥は其形を匿す所以なり。清明にして隱すことなきは勇力を戰はしむる所以なり。疾きこと流矢の如く撃つこと機を發するが如きは精微を破る所以なり。伏を詭り奇を設け遠く張り誑き誘ふは軍を破り將を擒にする所以なり。四分五裂は圓を撃ち方を破る所以なり。其驚愕に因るは一を以て十を撃つ所以なり。其勞倦暮舎に因るは十を以て百を撃つ所以なり。」

奇技は深水を越て江河を渡る所以なり。強弩長兵は水を踏こえて戦ふ所以なり。長關遠候暴疾に誘べ遁えんは城を降し邑を服する所以なり。鼓行謹くん鷙じうは奇謀を行ふ所以なり。大雨甚雨は前を搏つかち後を擒にする所以なり。僞て敵使と稱するは糧道を絶つ所以なり。號令を謬あやり、敵と服を同うするは走北に備ふる所以なり。戦ふに必ず義を以てするは衆を勵して敵に勝つ所以なり。尊爵重賞は命を用ふるを勸むる所以なり、嚴刑重罰は罷怠を進むる所以なり。一喜一怒、一與一奪、一文一武、一徐一疾は三軍を調和し臣下を制一にする所以なり。高敵に處するは警守する所以なり。險阻を保つは固を爲す所以なり。山林茂穢ちうは往來を默する所以なり。溝を深うし壘を高うし糧を積む多きは久しきを持する所以なり。故に曰く、戦功の策を知らずんば以て敵を語るべからず。分移する能はずんば以て奇を語るべからず、治亂に通ぜずんば以て變を語るべからず。故に曰く將仁ならずんば則ち三軍親まず、將勇ならずんば則ち三軍銳ならず、將智ならずんば則ち三軍大に疑ふ、將明ならずんば則ち三軍大に傾く、將精微ならずんば則ち三軍其機を失ふ、將常に戒めずんば則ち三軍其備を失ふ、將強力ならずんば則ち三軍其職を失ふ。故に將は人の司命なり、三軍之れと俱に治り之れと俱に亂る。賢將を得る者は兵強く國昌さかえ、賢將を得ざる者は兵弱く國亡ぶ。」

武王曰く、「善い哉。」

五音第二十八

武王太公に問て曰く、「律音の聲以て三軍の消息勝負の決を知るべきか。」太公曰く、「深い哉王の問や。夫れ律管十二、其要五音あり。宮商角徵羽是れ真正の聲なり。萬代不易、五行の神、道の常なり。以て敵を知る可し。金木水火土各、其勝を以て攻む。古は三皇の世虚無の情以て剛強を制す、文字有るなくして皆五行に由る。五行の道は天地の自然、六甲の分、微妙の神なり。其法は天の清淨にして陰雲風雨無きを以て、夜半輕騎を遣り往て敵人の壘に至て去ること九百歩の外にして、偏に律管を持して耳に當て、大に呼で之れを驚かす。聲有て管に應じ、其來る甚だ微なり。角聲管に應すれば白虎を以てすべし、徵聲管に應すれば玄武を以てすべし、商聲管に應すれば朱雀を以てすべし。羽聲管に應すれば勾陣を以てすべし。五管の聲盡く應ぜざるは宮なり、當に青龍を以てすべし。此れ五行の符勝を佐くるの徵、成敗之機なり。」武王曰く、「善い哉。」

太公曰く、「微妙の音に皆外候あり。」武王曰く、「何を以て之れを知る。」太公曰く、「敵人驚動すれば則ち之れを聽くに枹鼓の音を聞く者は角なり、火光を見る者は徵なり、金鐵矛戟の音を聞くは商なり、人の嘯呼の音を聞く者は羽なり、寂寞として聞ゆるなき者は宮なり。此の五者は聲

色の符なり。」

兵徵第二十九

武王太公に問て曰く、「吾未だ戦はずして先づ敵人の強弱を知り、豫め勝負の徴を見んと欲す。之れを爲す奈何。」太公曰く、「勝負の徴は精神先づ見る、明將之れを察す、其效人に在り。謹で敵人の出入進退を候ひ、其動靜、言語、妖祥、士卒の告ぐる所を察す。凡そ三軍悦懌して士卒法を畏れ、其將命を敬し、相喜ぶに敵を破らんことを以てし、相陳ぶるに勇猛を以てし、相賢とするに威武を以てするは此れ強徴なり。三軍數々驚いて士卒齊はず、相恐るゝに敵の強を以てし、相語るに不利を以てし、耳目相屬け妖言止まず、衆口相惑はし、法令を畏れず、其將を重んぜざるは此れ弱徴なり。三軍齊整し陣勢以て固く、溝を深くし壘を高うし又大雨甚雨の利あり。三軍故なくして旌旗前に指し、金鐸の聲揚りて以て清み、鼙鼓の聲宛として以て鳴る、此れ神明の助を得て大に勝つの徴なり。行陣固からず、旌旗亂れて相繞り、大風甚雨の利に逆ひ、士卒恐懼して氣絶えて屬かず、戎馬驚奔し、兵車軸を折り、金鐸の聲下うして以て濁り、鼙鼓の聲濕うて以て沐するが如きは此れ大敗の徴なり。凡そ城を攻め邑を圍むに、城の氣色死灰の如きは城屠るべし。城

の氣出で、北すれば城克つべし。城の氣出で、西すれば降るべし。城の氣出で、南すれば城抜くべからず。城の氣出で、東すれば城攻むべからず。城の氣出で、復た入れば城主北ぐ。城の氣出で、我軍の上を覆へば軍必ず病む。城の氣出で、高うして止まる所なきは兵を用ふる長久なり。凡そ城を攻め邑を圍むに旬を過ぎて雷ならず雨ふらずんば、必ず亟かに之れを去れ、城必ず大なる輔あらん。此れ攻むべきを知りて攻め、攻むべからずして止る所以なり。」武王曰く「善い哉。」

農器第三十

武王太公に問うて曰く、「天下安定にして國家事なければ戰攻の具修るなかるべきか、守禦の備設くる無かるべきか。」太公曰く、「戰攻守禦の具は盡く人事に在り。耒耜はそれ行馬蒺藜なり。馬牛車輿はそれ營壘蔽櫓なり。鋤耨の具はそれ矛戟なり。養薛登笠はそれ甲冑干櫓なり。鑿鉦斧鋸杵臼はそれ城を攻むるの器なり。牛馬は糧を轉輸する所以なり、雞犬は其伺候なり。婦人の織紉は其旌旗なり、丈夫の壤を平ぐるは其城を攻むるなり。春、草棘を鋤るは其車騎を戦はしむるなり。夏田疇を耨るは其歩兵を戦はしむるなり。秋禾薪を刈るは其糧食の儲備なり。冬倉廩を實にするは其堅く守るなり。田里相伍するは其約束の符信なり、里に吏あり官に長あるは其將帥な

り。里に周垣ありて相過るを得ざるは其隊分なり。粟を輸し芻を收るは其原庫なり。春秋城廓を治め溝渠を修するは塹壘なり。故に兵を用ふるの具は盡く人事にあり。善く國を爲むる者は人事に取る。故に必ず其六畜を遂じ、其田野を開き、其處所を究めしむ。丈夫の田を治むるに畝數あり、婦人の織紉に尺度あらしむるは是れ富國強兵の道なり。」武王曰く「善い哉。」

虎
韜

軍用第三十一

武王太公に問て曰く、「王者兵を擧ぐるに三軍の器用、攻守の具、科品の衆寡、豈法ありや。」太公曰く、「大なる哉、王の問や。夫れ攻守の具各々科品あり。此れ兵の大威なり。」武王の曰く、「願くば之れを聞かん。」太公曰く、「凡そ兵を用ふるの大數、甲士萬人に將たる法は武衛大扶胥三十六乗を用ふ。材士強弩矛戟を翼と爲す。一車二十四人あり、之れを推すに八尺の車輪を以てす。車上に旗鼓を立つ、兵法に之れを震駭と謂ふ。堅陣を陥れ強敵を敗る。武翼の大櫓矛戟扶胥七十二具、材士強弩矛戟を翼と爲す、五尺の車輪を以て絞車連弩自ら副け、堅陣を陥れ強敵を敗

る。提翼ていよくの小櫓、扶胥ふしよ一百四十九、絞車連弩きょうしれんぬ自ら副たすくるに鹿車輪を以てし、堅陣を陥れ強敵を敗る。大黃三連弩、大扶胥三十六乘、材士強弩矛戟を翼と爲す、飛鳧ひぶ電影自ら副たすく。飛鳧は赤莖白羽なり銅を以て首と爲す。電影は青莖赤羽なり、鐵を以て首と爲す。晝は即ち絳縞あかききの長さ六尺廣さ六寸を以て光耀と爲す。夜は則ち白縞しろなの長さ六尺廣さ六寸を以て流星と爲し、堅陣を陥れ步騎を敗る。大扶胥、衝車うしぐるま三十六乘、螳螂たうらうの武士共に載す、縦を以て横を撃つべし以て敵の輜車騎寇しよかを敗るべし。輜車騎寇一に電車と名づく、兵法に之れを電撃と謂ふ、堅陣を陥れ步騎を敗る。寇夜來らば前の矛戟扶胥輕車一百六十乘、螳螂の武士三人共に載す。兵法に之れを霆擊ていと謂ふ、堅陣を陥れ步騎を敗る。方首の鐵楛維盼てつぼういばん、重さ十二斤柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天楛てんぼと名づく、大柯斧刃の長さ八寸重さ八斤柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天鉞てんてつと名づく、方首の鐵槌重さ八斤柄の長さ五尺以上なるもの千二百枚、一に天槌てんづゐと名づけ、步騎の群寇を敗る。飛鈞ひこうの長さ八寸、芒ほすの長さ四寸、柄の長さ六尺以上なるもの千二百枚、以て其衆に投ず。三軍拒ぎ守るには木螳螂たうらう、劔刃、扶胥廣さ二丈なるもの百二十具、一に行馬と名づく、平易の地に歩兵を以て車騎を敗る。木蒺藜地を去ること高さ二尺五寸なるもの一百二十具、步騎を敗り窮寇きゆうこを要り、走北を遮る。軸旋、短衝、矛戟扶胥百二十具、黃帝の蚩尤しゆう氏を敗る所以。步騎を敗り窮寇を要り走北を遮

る。狹路微徑にして鐵蒺藜を張る、芒の高さ四寸廣さ八寸長さ六尺以上なるもの千二百具、步騎を敗る。旣を突て來り前み、戰を促し白刃接すれば、地羅を張り兩鐵蒺藜を鋪き、參連の織女、芒の間相去ること二尺なるもの萬二千具。曠野草中には方胸の鉞矛二百具。鉞矛を張る法は高さ一尺五寸、步騎を敗り窮寇を要り走北を遮る。狹路微徑地陷には鐵械鎖、參連なる者百二十具。步騎を敗り窮寇を要り走北を遮る。壘門の拒守には矛戟の小櫓十二具。絞車連弩自ら副け、三軍の拒守には天羅、虎落、鎖連一部、廣さ一丈五尺高さ八尺のもの百二十具。虎落、劔刃、扶胥廣さ一丈五尺高さ八尺のもの五百二十具。溝壑を渡るには飛橋一間廣さ一丈五尺長さ二丈以上なるもの轉關轆轤を著くる八具、環利を以て索を通し之れを張る。大水を渡るには飛江の廣さ一丈五尺長さ二丈以上なるもの八具。環利を以て索を通し之れを張る。天浮、鐵螳螂内を短にし外を圓くし、徑四尺以上のもの環絡自ら副く、三十二具。天浮を以て飛江を張り大海を濟る、之れを天潢と云ふ、一に天船と名づく。山林野居には虎落柴營を結ぶ。環利の鐵鎖長さ二丈以上のもの千二百枚。環利の大通索太さ四寸長さ四丈以上のもの六百枚。環利の中通索太さ二寸長さ四丈以上のもの二百枚。環利の小徽縲長さ二丈以上のもの萬二千枚。天雨ふるには車上に蓋ひ重ぬる板、棗を結び鉏鋸、廣さ四尺長さ四丈以上のもの車一具。鐵杙を以て之れを張る。木を伐る大斧

の重さ八斤柄の長さ三尺以上のもの三百枚。鑿鏃けいぐわく又廣さ六寸柄の長さ五尺以上のもの三百枚。銅鑿固垂たがひを爲す、長さ五尺以上のもの三百枚。鷹爪方胸の鐵把、柄の長さ七尺以上のもの三百枚。方胸鐵叉、柄の長さ七尺以上のもの三百枚。方胸兩枝の鐵叉、柄の長さ七尺以上のもの三百枚。草木を交まじる大鎌、柄の長さ七尺以上のもの三百枚。大櫓うし又重さ八斤柄の長さ六尺のもの三百枚。委環鐵杙よく長さ三尺以上のもの三百枚、杙よくを楛うつ大槌つみ重さ五斤柄の長さ二尺以上のもの百二十具。甲士萬人。強弩六千、戟櫓二千。矛楯やうじゆん二千。攻具を修治し兵器を砥礪しれいする巧手三百人。此れ兵を擧ぐる大數なり。」武王曰く「尤まことなる哉。」

三陣第三十二

武王太公に問て曰く、「凡そ兵を用ふるに天陣、地陣、人陣を爲くること奈何。」太公曰く、「日月、星辰、斗柄、一びは左にし一びは右にし、一びは向ひ一びは背く、此れを天陣と謂ふ。丘陵、水泉、亦前後左右の利あり、此れを地陣と謂ふ。車を用ひ馬を用ひ、文を用ひ武を用ふ、此れを人陣と謂ふ。」武王曰く「善い哉。」

疾戰第三十三

武王太公に問うて曰く、「敵人我を圍んで我が前後を斷ち、我糧道を絶たば、之れを爲す奈何。」太公曰く、「此れ天下の困兵なり。暴かに之れを用ふれば則ち勝ち、徐かに之れを用ふれば則ち敗る。此の如き者は四武の衝陣を爲りて武事饒騎を以て其軍を驚亂し、疾く之れを撃て以て横行すべし。」武王曰く、「若し既に圍地を出で、因て以て勝を爲さんと欲せば、之れを爲す奈何。」太公曰く、「左軍は疾く左にし、右軍は疾く右にし、敵人と道を争ふ勿れ。中軍は迭に前み、迭に後く、敵人衆なりと雖も其將走らすべし。」

必出第三十四

武王太公に問うて曰く、「兵を引く深く諸侯の地に入るに、敵人四に合うて我を圍み我歸道を斷ち、我糧道を絶つ。敵人既に衆く糧食甚だ多く、險阻にして又固し。我必ず出でんと欲せば、之れを爲す奈何。」太公曰く、「必ず出るので道は器械を寶となし勇闘を首と爲す。審かに敵人空虚の地人無きの處を知れば以て必ず出づべし。將士人玄旗を持ち器械を操り、衝枚を設けて夜出で、

勇力飛走し、冒將の士前に居て壘を平げ、軍の爲めに道を開け、材士强弩を伏兵となして後に居き、弱卒車騎の中に居き陣畢つて徐行し、愼んで驚駭するなかれ。武衝の扶胥を以て前後に拒守し、武翼大櫓以て左右を蔽ふ。敵人若し驚かば勇力冒將の士疾く撃てそれ進め。弱卒車騎は以て其後に續ぎ、材士强弩隠伏して處り、審に敵人の我を追ふを候ひて伏兵疾く其後を撃て、其火鼓を多くして地より出るが若く、天より下るが若くして三軍勇み闘はゞ、能く我を禦ぐなけん。」

武王曰く、「前に大水、廣塹、深坑あり、我躡え渡らんと欲するに舟楫の備無く、敵人壘に屯して我軍の前を限り我歸道を塞ぎ、斥候常に戒しめ險塞盡く守り、車騎我前を要り、勇士我後を撃たば之れを爲す奈何。」太公曰く、「大水、廣塹、深坑は敵人の守らざる所、或は能く之れを守るも其卒必ず寡からん。此の如きは飛江轉關と天潢とを以て我軍を濟せ、勇力の材士、我が指す所に從て敵を衝き陣を絶ち、皆其死を致せ。先づ我が輜重を燔き、吾が糧食を焼て吏士に告げよ、勇闘すれば則ち生き、勇まされば則ち死すと。已に出づるに我が踵軍として雲火を設け遠く候はしめ。必ず草木丘墓の險阻に依る。敵人の車騎必ず敢て遠く追ひ長驅せず、因て火を以て記と爲し先づ出る者を人に至りて止らしめ、四武の衝陣を爲れ。此の如くせば則ち吾三軍皆精銳勇闘、能く我を止むるなけん。」武王曰く、「善い哉。」

軍略第三十五

武王太公に問て曰く、「兵を引て深く諸侯の地に入り、深溪大谷險阻の水に遇ひ、吾三軍未だ畢く濟るを得ず。天暴に雨ふり流水大に至る。後は前に屬ぐを得ず。舟梁の備有るなく又水草の資なし。吾畢く濟りて三軍をして稽留せざらしめんと欲す、之れを爲す奈何。」太公曰く、「凡そ師を帥ゐ衆に將として、慮先づ設けず、器械備らず、教、精信ならず、士卒習はず、此の若くんば以て王者の兵と爲すべからず。凡そ三軍大事あれば器械を習用せざるはなし、若し城を改め邑を圍むに則ち轆轤臨衝あり、城中を見るに則ち雲梯飛樓あり。三軍行止するに則ち武衝大櫓ありて前後に拒守す。道を絶ち街を遮るに則ち材士強弩ありて其兩傍を衛る。營壘を設くるに則ち天羅、虎落、行馬、蒺藜あり。晝は乃ち雲梯に登りて遠く望み五色の旌旗を立つ、夜は則ち雲火萬炬を設けて雷鼓を撃ち鑼を振ひ鳴笳を吹く。溝塹を越るに則ち飛橋、轉關、轆轤、鉏鋤あり。大水を濟るに則ち天潢飛江あり浪の上流に逆るに則ち浮海絶江あり、三軍の用備らば主將何をか憂へん。」

臨境第三十六

武王太公に問うて曰く、「吾敵人と境に臨んで相拒がんに、彼れ以て來るべし我以て往くべし。陣皆堅固にして敢て先づ擧るなし。我往て之れを襲はんと欲す。彼も亦以て來るべし、之れを爲す奈何。」太公曰く、「兵を三處に分ちて、我前軍をして溝を深くし壘を増して出づるなく、旌旗を列ね鼙鼓を撃て完く守備を爲さしめ、我後軍をして多く糧食を積み、敵人をして我意を知らしむることなからしめ、我銳士を發して潛に其中を襲て、其不意を撃ち其備無きを攻めよ。敵人我情を知らざれば則ち止りて來らず。」武王曰く、「敵人吾の情を知り我が機に通じ、動けば則ち我事を得て其銳士を深草に伏せ、其隘路を要り、我便處を撃たば之れを奈何せん。」太公曰く、「我が前軍をして日に出でて戰を挑み以て其意を勞せしめよ。我老弱をして柴を曳き塵を揚げて鼓呼して往來せしめよ。我は其左に出で或は其右に出で、敵を去ること百歩に過ぐる勿れ。其將必ず勞れん。其卒必ず駭かん、此の如くんば則ち敵人敢て來らず。吾が往く者止まらず、或は其内を襲ひ或は其外を撃つて三軍疾く戰はゞ敵人必ず敗れん。」

動靜第三十七

武王太公に問て曰く、「兵を引て深く諸侯の地に入り、敵人の軍と相當て兩陣相望み衆寡強弱相等しく、未だ敢て先づ擧げず、吾敵人をして將帥は恐懼し士卒心傷み、行陣は固からず陣は走らんと欲し、前軍數、顧み鼓譟して之れに乗じて敵人を遂走せしめんと欲す。之れを爲す奈何。」太公曰く、「此の如きは我兵を發して寇を去る十里にして其兩旁に伏し、車騎百里にして其前後を越え其旌旗を多くし、其金鼓を益し、戰合うて鼓譟して俱に起らば、敵將必ず恐れ、其軍驚駭して衆寡相救はず、貴賤相待たず、敵人必ず敗れん。」武王曰く、「敵の地勢以て其兩旁に伏すべからず、車騎亦以て其前後を越ゆるなく敵我が慮を知て先づ其備を施さば、吾が士卒心傷み、將帥、恐懼し、戰則ち勝たざらん、之れを爲す奈何せん。」太公曰く、「誠なる哉王の問や。此の如くんば戰に先づ五日にして、我遠候を發して往て其動靜を視よ、審に其來るを候ひ、伏を設けて之れを待て、必ず死地に於て敵と相避け、我旌旗を遠くし、我行陣を疎にし、必ず其前に奔て敵と相當り、戰合して走り、金を撃て止まり、三里にして還るとき伏兵乃ち起つて、或は其兩旁を陥れ、或は其先後を撃ち、三軍疾く戰はゞ、敵人必ず走らん。」武王曰く「善い哉。」

金鼓第三十八

武王太公に問て曰く、「兵を引き深く諸侯の地に入り、敵と相當り、天大に寒く、甚だ暑く、日夜霖雨旬日止まず、溝壘悉く壞れ隘塞守らず、斥候懈怠し士卒戒めざるに、敵人夜來り、三軍備無く、上下惑亂せば、之れを奈何せん。」太公曰く、「凡そ三軍は戒めを以て固めとし、怠を以て敗となす。我壘上をして誰何絶えざらしむ。人毎に旌旗を執り、内外相望み、號を以て相命じて音を乏しからしむる勿れ。而して皆外に向へ。三千人を一屯と爲し、誠めて之れを約して各、其處を慎ませよ。敵人若し來りて我軍の警戒を視ば、至りて必ず還らん、力盡き氣怠らば我銳士を發して從て之れを撃て。」武王曰く、「敵人我が之れに隨ふを知て、其銳士を伏して、伴り北げて止らず、伏に遇うて還るとき、或は我が前を撃ち、或は我が後を撃ち、或は我が壘に薄り、吾が三軍大に恐れて、擾亂次を失ひ、其處所を離るれば之れを爲すこと奈何。」太公曰く、「分て三隊を爲り隨て之れを追うて其伏を越ゆる勿れ。三隊俱に至て或は其前後を撃ち、或は其兩旁を陥れ、號を明にし令を審にして疾に撃て前まば敵人必ず敗れん。」

絶道第三十九

武王太公に問うて曰く、「兵を引き深く諸侯の地に入り、敵と相守らんに、敵人我糧道を絶ち、又前後を越え、吾戦はんと欲するも則ち勝つべからず。守らんと欲するも則ち久うすべからず。之れをせんこと奈何。」太公曰く、「凡そ深く敵人の境に入らば必ず地の形勢を察して、勉めて便利を求めよ。山林、險阻、水泉、林木に依て、之れが固めを爲し、謹んで關梁を守れ。又城邑、丘墓、地形の利を知れ。是の如くんば則ち我軍堅固にして、敵人糧道を絶つ能はず。又我前後を越ゆる能はず。」武王曰く、「吾三軍、大林、廣澤、平易の地を過ぎんに、吾候望誤失して卒かに敵人と相薄り以て戦へば則ち勝たず、以て守れば則ち固からず。敵人吾兩旁を翼ひ、我前後を越えなば三軍大に恐れん之れを奈何せん。」太公曰く、「凡そ師を帥ゐるの法、常に先づ遠候を發して、敵を去る二百里にして、審かに敵人の在る所地勢の不利を知れば、則ち武衝を以て壘を爲して前め。又兩踵軍を後へに置き、遠き者は百里、近き者は五十里にせよ。則ち警急あれば前後相知る。吾三軍常に完く堅くして必ず毀傷なけん。」武王曰く「善い哉。」

略地 第四十

武王太公に問て曰く、「戦勝て深く入り、其地を略するに、大城ありて下るべからず。其別軍險を守りて我と相拒ぐ。我れ城を攻め邑を圍まんと欲するに、其別軍卒かに至りて我に薄らんを恐る。中外相合して我表裏を撃たば、三軍大に亂れ上下恐れ駭かん。之れを奈何せん。」太公曰く、「凡そ城を攻め邑を圍むには、車騎必ず遠く屯衛し、警戒して其外内を阻て中人糧を絶ち、外、輸するを得ずんば城人恐怖して其將必ず降らん。」武王曰く、「中人糧を絶して外、輸するを得ず。陰かに約誓を爲し、相與に密謀して夜窮寇を出し死戦す。其車騎銳士或は我が内を衝き或は我外を撃つ、士卒迷惑して三軍敗亂せば、之れを奈何せん。」太公曰く、「此の如くんば分つて三軍と爲すべし。謹んで地形を視て居れ。審に敵人別軍の在る所及び其大城の別堡を知りて、之れが爲めに遺缺の道を置いて以て其心を利せよ。備を謹んで失ふ勿れ。敵人恐懼して山林に入らずんば則ち大邑に歸せん。其別軍を走らしめ車騎遠く其前を要り、遺脱せしむる勿れ。中人以て先づ出づる者は其徑道を得たりとし、其練卒材士必ず出で、其老弱獨り在らん、車騎深く入り長驅せば敵人の軍必ず敢て至るなけん。慎しんで與に戦ふこと勿れ。其糧道を絶て圍みて之れを守れ。必ず

其日を久うせん。人の積聚を燔くなく、人の宮室を壞るなく、冢樹社叢を伐る勿れ。降る者は殺す勿れ、得て戮する勿れ。之れを示すに仁義を以てし、之れを施すに厚德を以てし、其士民に令して曰く、罪一人に在りと。此の如くんば則ち天下和服す。」武王曰く「善い哉。」

火戰第四十一

武王太公に問て曰く、「兵を引き深く諸侯の地に入り、深草蒺藜吾軍の前後左右を周るに遭ふ。三軍行くこと數百里にして人馬疲倦して休止す。敵人天燥疾風の利に因て吾上風を燔き、車騎銳士堅く吾後へに伏して、三軍恐怖散亂して走らば之を奈何せん。」太公曰く、「此の如くんば、則ち雲梯飛樓を以て遠く左右を望み、謹で前後を察せよ。火の起るを見れば、即ち吾前を燔いて廣く之れを延き、又吾後を燔け、敵人若し至らば則ち軍を引き却いて黒地を按めて堅く處れ。敵人の來ること猶吾が後へに在らば、火の起るを見て必ず遠く走らん。吾れ黒地を按めて處り、強弩材士吾左右を守り、又吾が前後を燔け、此の如くせば即ち敵我を害する能はず。」武王曰く、「敵人吾左右を燔き、又吾前後を燔き、煙吾軍を覆ひ、其大兵黒地に按めて起らば之れを奈何せん。」太公曰く、「此の如くんば、四武衝陣を爲て強弩吾左右を翼けよ。其法勝無きも亦負くる無けん。」

壘虛第四十二

武王太公に問て曰く、「何を以て敵壘の虚實自ら來り自ら去るを知る。」太公曰く、「將は必ず上は天道を知り、下は地理を知り、中は人事を知り、高に登りて下を望み以て敵の變動を觀る。其壘を望めば則ち其虚實を知り、其士卒を望めば則ち其來去を知らん。」武王曰く、「何を以て之れを知らん。」太公曰く、「其鼓を聽くに音なく、鐸たたくに聲なく、其壘上を望むに飛鳥多くして驚かず。上、氣氣きき無くんば敵詐いつはりりて偶人たるを知る。敵人卒しほかに去りて遠からず、未だ定まらずして復た反る者は、彼れ士卒を用ひて甚だ疾はやかなり。甚だ疾はやかなれば則ち前後相次がす。相次がざれば即ち行陣必ず亂る。此の如きは急に兵を出して之れを撃て。少を以て衆を撃つも則ち必ず敗れん。」

豹 韜

林戰第四十三

武王太公問て曰く、「兵を引き深く諸侯の地に入り、大林に遇うて敵人と林を分ちて相拒ぐに、

吾以て守れば則ち固く、以て戦へば則ち勝たんと欲す、之れを爲す奈何。」太公曰く、「吾が三軍をして分て衝陣を爲て、兵の在る處に便ならしめよ、弓弩を表となし、戟楯を裏と爲す。草木を斬り除き、極めて我が道を廣くして、以て戦所を便ならしめよ。高く旌旗を置き謹で三軍に勅して敵人をして吾情を知らしむなかれ。是れを林戦と云ふ。林戦の法は、吾が矛戟を率ゐて相與に伍をなし、林間の木疎なれば騎を以て輔と爲し、戰車を前に居き、便を見れば則ち戦ひ、便を見ずんば則ち止む。林多く險阻ならば必ず衝陣を置て以て前後に備へよ。三軍疾く戦へば敵人衆なりと雖も其將走らすべし。更々戦ひ更々息うて其部を按ぜよ。之れを林戦の紀といふ。」

突戰第四十四

武王太公に問て曰く、「敵人深く入り長驅して我が地を侵掠し、我が牛馬を驅り、其三軍大に至て我城下に薄らんに、我が士卒大に恐れ人民係累せられて敵に虜とせらる。吾以て守らば則ち固く、以て戦はゞ則ち勝たんと欲す。之れを爲んこと奈何。」太公曰く、「此の如き者は之れを突兵といふ。其れ牛鳥必ず食することを得ず、士卒糧を絶たば、暴かに撃て前み、我遠邑の別軍をして其銳士を選んで疾く其後を撃たしめよ。其期日を審かにして必ず晦に會せよ。三軍疾く戦はゞ

敵人衆なりと雖其將虜にすべし。」

武王曰く、「敵人分て三四と爲し、或は戰て我地を侵掠し、或は止りて我牛馬を收め、其大軍未だ盡く至らずして寇をして我城下に薄らしめば、我三軍恐懼を致さん。之を爲んこと奈何。」太公曰く、「謹で敵人を候ひて未だ盡く到らざるに則ち備を設けて之れを待ち、城を去ること四里にして壘を爲り、金鼓旌旗皆列ねて張り、別隊を伏兵と爲して我壘上をして多く強弩を積ましめよ。百歩に一の突門あり、門毎に行馬あり、車騎は外に居き勇力の銳士は隱伏して處け。敵人若し至らば我が輕卒をして戰に合て伴り走らしめて、我が城上をして旌旗を立て、鼓を撃ちて完く守衛をなさしめよ。敵人我を以て城を守るとなして、必ず我が城下に薄らば、我が伏兵を發して以て其内を衝き、或は其外を撃ち、三軍疾く戰ひ、或は其前を打ち或は其後を撃たば、勇者も闘ふことを得ず、輕者も走るに及ばず。名けて突戰といふ。敵人衆なりと雖も、其將必ず走らん。」武王曰く「善い哉。」

敵強第四十五

武王太公に問て曰く、「兵を引て深く諸侯の地に入るに、敵人の衝軍と相當り、敵は多く我は

寡く、敵は強く我は弱く、敵人夜來て或は我左を攻め、或は我が右を攻めば、三軍震動せん。吾以て戰ふ時は則ち勝ち以て守るときは則ち固くせんと欲す。之れを爲す奈何。」太公曰く、「此の如き者は之れを震寇といふ。以て出で、戰ふに利ありて以て守る可らず。吾材士の強弩車騎を選んで左右と爲して、疾く其前を撃ち急に其後を攻めよ。或は其表を撃ち或は其裏を撃たば其卒必ず亂れ其將必ず驚かん。」武王曰く、「敵人遠く吾前を遮り我後を攻め我が銳兵を斷ち我が材士を絶ち、吾が内外相聞くことを得ず、三軍擾亂し皆敗れ走り、士卒鬪志なく將吏守心無くんば、之れを爲んこと奈何。」太公曰く、「明なる哉王の問ふことや。常に號を明にし令を審にすべし。我が勇銳將の士を出し、人毎に炬火を操り二人同じく鼓て必ず敵人のある所を知りて、或は其表を撃ち、或は其裏を撃ち、微號して相知らしめよ。之れをして火を滅し鼓音皆止めて中外期間に相應じて皆當らしめ、三軍疾く戰はゞ敵人必ず敗亡せん。」武王曰く、「善い哉。」

敵武第四十六

武王太公に問て曰く、「兵を引て深く諸侯の地に入るに、卒に敵人に遇ふ、甚だ衆く且つ武、武車驍騎我が左右を繞り吾が三軍皆震ひ走て止むべからず、之れを爲んこと奈何。」太公曰く、「此

の如きは之れを敗兵といふ。善くする者は以て勝ち善くせざる者は以て亡ぶ。」武王曰く、「之れを爲んこと奈何。」太公曰く、「我が材士強弩を伏せ、武車驍騎之れが左右を爲して常に前後を去ること三里、敵人我を逐はゞ我が車騎を發して其左右を衝け、此の如ければ則ち敵人擾亂して吾が走る者自ら止らん。」武王曰く、「敵人我が車騎と相當り、敵は衆くして我は少し、敵は強くして我は弱し、その来るや整治精銳にして吾陣敢て當らず、これを爲んこと奈何。」太公曰く、「我が材士強弩を選んで左右に伏せ、車騎堅陣にして處れ。敵人我が伏兵を過ぎなば積努もてその左右を射、車騎銳兵もて疾く其軍を撃ち、或はその前を撃ち或は其後を撃たば、敵人衆なりと雖も其將は必ず走らん。」武王曰く、「善い哉。」

鳥雲山兵第四十七

武王太公に問て曰く、「兵を引いて深く諸侯の地に入るに、高山磐石に遇ひ、その上亭亭として草木あることなく、四面敵を受け吾が三軍恐懼し、士氣迷惑せるに、吾以て守らば則ち固く、以て戦はゞ則ち勝たんことを欲す。これをなす奈何。」太公曰く、「凡そ三軍、山の高きに處らば則ち敵のために棲はれ、山の下に處らば則ち敵の爲めに囚はれむ。既に以て山を被りて處らば必ず

鳥雲の陣を爲れ。鳥雲の陣は陰陽皆備ふ、或は其陰に屯し、或は其陽に屯し、山の陽に處つて山の陰に備へ、山の陰に處つて山の陽に備へ、山の左に處つて山の右に備へ、山の右に處つて山の左に備へ、敵のよく陵るべき所の者は兵その表に備へ、衝道通谷は絶つに武車を以てし、高く旌旗を置き、謹で三軍に勅して敵人をして吾の情を知らしむること勿れ。これを山城といふ。行列已に定まり士卒已に陣し、法令已に行はれ奇正已に設けられ、各々衝陣を山の表に置き兵の處る所を便せよ。乃ち車騎を分ちて鳥雲の陣を爲り、三軍疾く戦はゞ、敵人衆なりと雖もその將は擒にすべし。」

鳥雲澤兵第四十八

武王太公に問て曰く、「兵を引きて深く諸侯の地に入り、敵人と水に臨みて相拒がんに、敵は富みて衆く、我は貧くして寡く、水を踰えて之れを撃たば則ち前むこと能はず。その日を久うせんと欲せば則ち糧食少し。吾れ斥鹵の地に居り、四傍に邑なく又草木なく、三軍掠取する所なく、牛馬芻牧する所なし、これをなすこと奈何。」太公曰く、「三軍備なく牛馬食なし、士卒糧なきこと此くの如くんば、使を索めて敵を詐り、亟かにこれを去り、伏兵を後に設けよ。」武曰く、「敵得

て詐るべからず、吾士卒迷惑し、敵人わが前後を越えなば、わが三軍敗れて走らん、之れをなすこと奈何。」太公曰く、「途を求むるの道は金玉を主となす、必ず敵の使に因り精微なるを寶となす。」武王曰く、「敵人我が伏兵を知り大軍背て濟らず、別將隊を分ちて以て水を踰えなば、吾が三軍大に恐れん、これをなすこと奈何。」太公曰く、「此の如きは分つて衝陣を爲り兵の處る所を便にせよ。其の畢く出づるを須ち、わが伏兵を發して疾く其後を撃ち、強弩兩旁より其左右を射、車騎分ちて烏雲の陣を爲り、其の前後に備へて三軍疾く戦ふべし。敵人わが戦合するを見て、その大軍必ず水を濟りて來らばわが伏兵を發して疾く其後を撃ち、車騎もて其左右を衝かば、敵人衆なりと雖も其將走らすべし。凡そ兵を用ふる大要は、常に敵と戦に臨み必ず衝陣を置きて以て兵の處る所を便にし、然る後ち車騎を以て分つて烏雲の陣を爲るべし、これ兵を用ふるの奇なり。所謂鳥散じて雲合ひ、變化窮りなきものなり。」武王曰く、「善い哉。」

少衆第四十九

武王太公に問て曰く、「吾れ少を以て衆を撃ち、弱を以て強を撃たんと欲すこれをなす奈何。」太公曰く、「少を以て衆を撃つには、必ず日の暮るゝを以て深草に伏し、これを隘路に要れ。弱を

以て強を撃つには必ず大國の與くみすると隣國の助とを得べし。」武王曰く、「我に深草なく、又隘路あいちろなく、敵人已に至りて日暮に適あたらず、我に大國の與することなく、又隣國の助くることなくば、これを爲すこと奈何。」太公曰く、「妄みだりに左右を張つて、以て其將を焚惑けしやくし、其途を迂まげて深草を過ぎしめ、その路を遠くして、日暮に會はしめ、前行未だ水を渡らず、後行未だ舍に及ばざるに、わが伏兵を發して疾とく其左右を撃ち、車騎もてその前後を擾亂せば、敵人衆なりと雖もその將走らすべし。大國の君に事へ隣國の士に下り、その幣を厚ひくうしてその辭を卑ひくうせよ、此くの如くせば則ち大國の與くみすると隣國の助とを得んと。」武王曰く、「善い哉。」

分險第五十

武王太公に問て曰く、「兵を引きて深く諸侯の地に入り、敵人と險阨の中に相遇ひ、吾は山を左にして水を右にし、敵は山を右にして水を左にし、我と險を分つて相拒がむに、吾以て守らば則ち固く、以て戦はゞ則ち勝たんことを欲す、これをなすこと奈何。」太公曰く、「山の左に處れば急に山の右に備へ、山の右に處れば急に山の左に備へ、險に大水ありて舟楫しゅうげつなくば、天潢てんくわうを以てわが三軍を濟わたし、已に濟わたらば亟すまかにわが道を廣めて以て戦ふ所を便にし、武衝を以て前後をなし、

其強弩を列ねて、行陣をして皆固からしめ、衝道谷口は武衝を以てこれを絶ち、高く旌旗を置けよ、これを軍城といふ。凡そ險戰の法は武將を以て前となし、大櫓を衝となし、材士強弩を以てわが左右を翼け、三千人を一屯となし、必ず衝陣を置いて兵の處る所を便にし、左軍は以て左にし、右軍は以て右にし、中軍は以て中にし、並び攻めて前み、已に戰ふものは屯所に還歸し、更まはやくに戰ひ更まはやく、息み、必ず勝ちて乃ち已めよ。」武王曰く、「善い哉。」

犬 韜

分合第五十一

武王太公に問て曰く、「王者師を帥ひきゐるに三軍分つて數所となし、將まさに合戰を期會し、賞罰約誓せむと欲す、これをなすこと奈何。」太公曰く、「凡そ兵を用ふるの法は、三軍の衆必ず分合の變あり、その大將は先づ戰地戰日を定め然る後檄書げきしょを移し、諸將吏と城を攻め邑を圍むことを期し、各、その所に會せしむ。明に戰日を告げて、漏刻時ろうくつあり、大將營を設けて陣し表を轅門えんもんに立て道を清めて諸將吏の至るものを待ち、その先後を校あやへ、期に先ちて至るものは賞し、期に後れ

て至るものは斬れ。此の如くなれば、則ち遠近奔り集り三軍俱に至りて力を併せ合戦せん。」

武鋒第五十二

武王太公に問て曰く、「凡そ兵を用ふる要は必ず武軍、驍騎あり、陣を馳せ鋒を選んで可を見て則ちこれを撃たんに、如何にうつべきか。」太公曰く、「それ撃たんと欲する者は當に敵人の十四變を審察すべし、變見はるれば則ちこれを撃て、敵人必ず敗れん。」武王曰く、「十四變得て聞くべきか。」太公曰く、「敵人新に集まらば撃つべく、人馬未だ食せざれば撃つべく、天時順ならざれば撃つべく、地形未だ得ざれば撃つべく、奔走せば撃つべく、戒めざれば撃つべく、疲勞せば撃つべく、將士卒を離るれば撃つべく、長路を涉らば撃つべく、水を濟らば撃つべく、暇あらざれば撃つべく、阻難狹路ならば撃つべく、亂行ならば撃つべく、心怖るれば撃つべし。」

練士第五十三

武王太公に問うて曰く、「練士の道は奈何。」太公曰く、「軍中に大勇敢死して、傷を樂む者あらば、聚めて一卒となし、名づけて冒刃の士といふ。銳氣壯勇にして強暴なるものあらば、聚めて

一卒となし、名づけて陷陣の士といふ。奇表長劍武を接へ列を齊ふるものあらば、聚めて一卒となし、名づけて勇銳の士といふ。距を抜き鉤を伸べ強梁多力にして金鼓を潰破し、旌旗を絶滅する者あらば、聚めて一卒となし、名づけて勇力の士といふ。高きを踏え遠きを絶ち輕足善走するものあらば、聚めて一卒となし、名づけて寇兵の士といふ。王臣勢を失うて、復た功を見さんと欲する者あらば、聚めて一卒となし名づけて死闘の士といふ。死將の人の子弟のその將のために仇を報ぜんと欲する者あらば聚めて一卒となし、名づけて死憤の士といふ。貧窮忿怒して其志を快くせんと欲するものあらば、聚めて一卒となし名づけて必死の士といふ。贅増人虜の迹を掩ひ名を揚げんと欲する者あらば聚めて一卒となし、名づけて勵鈍の士といふ。胥靡して罪を免るゝの人その耻を逃れんと欲する者あらば聚めて一卒となし、名づけて倖用の士といふ。材技人を兼ね能く重きを負ひ遠きを致す者あらば聚めて一卒となし、名づけて待命の士といふ。これ軍の練士、察せざるべからざるなり。」

教戰第五十四

武王太公に問て曰く、「三軍の衆を合はせ士卒をして教戰の道を服習せしめんと欲す、奈何す

べき。」太公曰く、「凡そ三軍を領するに必ず金鼓の節あるは、士衆の整齊する所以の者なり。將必ず先づ明に吏士に告げて之れを申ぬるに三令を以てし以て兵を操り、起居旌旗指麾の變法を教ふ。故に吏士に教ふるには、一人をして戰を學ばしめ、教へ成つて之れに十人を合はせ、十人戰を學び教へ成つてこれに百人を合はせ、百人戰を學び教へ成つてこれに千人を合はせ、千人戰を學び教へ成つてこれに萬人を合はせ、萬人戰を學び教へ成つてこれに三軍の衆を合はす。大戰の法は教へ成つてこれに百萬の衆を合す。故に能くその大兵を成して、威を天下に立つ。」武王曰く、「善い哉。」

均兵第五十五

武王太公に問て曰く、「車と歩卒とを以て戰へば一車幾歩卒に當り、幾歩卒一車に當り、騎と歩卒と以て戰へば一騎幾歩卒に當り、幾歩卒一騎に當り、車と騎とを以て戰へば一車幾騎に當り、幾騎一車に當るか。」太公曰く、「車は軍の羽翼なり、堅陣を陥れ強敵を要り走北を遮る所以なり。騎者は軍の伺候なり、敗陣を躡み糧道を絶ち、便寇を撃つ所以なり。故に車騎敵戰せざれば則ち一騎も歩卒の一人に當ること能はず、三軍の衆陣を成して相當らば、則ち易戰の法は一車歩卒

八十人に當り、八十人は一車に當り、一騎は步卒八人に當り、八人は一騎に當り、一車は十騎に當り、十騎は一車に當る。險戰の法は一車步卒四十人に當り、四十人は一車に當り、一騎は步卒四人に當り、四人は一騎に當り、一車は六騎に當り、六騎は一車に當る。夫れ車騎は軍の武兵なり。十乗は千人を攻り、百乗は萬人を攻り、十騎は百人を走らせ、百騎は千人を走らしむ、これその大數なり。」

武王曰く、「車騎の吏數陣法は奈何。」太公曰く、「車に置く吏數は、五車に一長あり、十車に一吏あり、五十車に一卒あり、百車に一將あり。易戰の法は五車列をなして相去ること四十歩、左右十歩、隊の間六十歩。險戰の法は車は必ず道に循ひ、十車を聚となし、二十車を屯となし、前後相去ること二十歩にして、左右六歩、隊の間三十六歩、五車に一長あり、縦横相去ること一里、各故道に返る。騎を置く吏數は、五騎に一長、十騎に一吏、百騎に一卒、二百騎に一將。易戰の法は五騎を列となし、前後相去ること二十歩、左右四歩、隊の間五十歩。險戰は前後相去ること十歩、左右二歩、隊の間二十五歩。三十騎を一屯となし、六十騎を一輩となし、十騎に一吏あり、縦横相去ること百歩、周還して各、故處に復る。」武王曰く、「善い哉。」

武車士第五十六

武王太公に問て曰く、「車士を選ぶこと奈何」と。太公曰く、「車士を選ぶ法は、年四十以下長け七尺五寸以上にして走ること能く奔馬を逐ひ馳るに及んでこれに乗り、前後左右上下周旋して能く旌旗を縛束し、力能く八石の弩を發いて前後左右を射、皆便習なる者を取り、名づけて武車の士と曰ふ、厚うせずんばあるべからず。」

武騎士第五十七

武王太公に問て曰く、「騎士を選ぶこと奈何。」太公曰く、「騎士を選ぶ法は、年四十以下長け七尺五寸以上にして壯健捷疾倫等に超絶し、よく馳騎發射し、前後左右周旋進退、溝塹を越え、丘陵に登り、劍阻を冒し、大澤を絶し、強敵に馳せて、大衆を亂す者を取り、名づけて武騎士の士といふ、厚うせずばあるべからず。」

戰車第五十八

武王太公に問て曰く、「戦車は奈何。」太公曰く、「歩は變動を知ることを貴びて、車は地形を知ること貴び、騎は別徑奇道を知ること貴ぶ。三軍名を同うして用を異にするなり。凡そ車の戦に死地十あり、その勝地八あり。」武王曰く、「十死の地は奈何。」太公曰く、「往きて以て還るなきは、車の死地なり。險阻を越絶し、敵の遠行に乗ずるは車の竭地なり。前は易く後は險なる者は車の困地なり。これを險阻に陥れて出で難きは車の絶地なり、圯下漸澤黒土黏埴する者は車の勞地なり。險を左にし易を右にし陵により阪を仰ぐは車の逆地なり。殷草敵を横たはり、深澤を犯歴するは車の拂地なり。車は少し地は易くして歩と敵せざるは車の敗地なり。後には講濟あり、左には深水あり、右には峻坂あるは車の壞地なり。日夜霖雨して旬日止まず、道路潰陷、前は進む能はず、後は解く能はざるは車の陷地なり。此の十者は車の死地なり。故に拙將の擒にせらるる所以、明將のよく避くる所以なり。」武王曰く、「八勝の地は奈何。」太公曰く、「敵の前後行陣未だ定まらざるや則ちこれを陥れ、旌旗擾亂して人馬數、動かば則ち之を陥れ、士卒或は前或は後、或は左或は右せば即ち之を陥れ、陣堅固ならず、士卒前後より相顧みば即ちこれを陥れ、前に往きて疑ひ後に往きて怯るれば即ちこれを陥れ、三軍卒かに驚いて皆薄つて起らば即ち之れを陥れ、易地に戦ひて暮に解く能はざれば即ちこれを陥れ、遠く行きて暮に舍し、三軍恐

懼せば即ち之を陥る。この八者は車の勝地なり。將、十害八勝を明にせば、敵千乘萬騎前に驅り
旁かたはらに馳せ萬戰すとも必ず勝たん。」武王曰く、「善い哉。」

戰騎第五十九

武王太公に問て曰く、「戰騎は奈何。」太公曰く、「騎に十勝九敗あり。」武王曰く、「十勝は奈何。」
太公曰く、「敵人始めて至りて行陣未だ定まらず、前後屬せず、その前騎を陥れ、その左右を撃た
ば敵人必ず走らん。敵人の行陣整齊堅固にして士卒鬪はんと欲すれども吾騎翼して去ることなく、
或は馳せて往き、或は馳せて來り、その疾きこと風の如く、その暴なること雷の如く、白晝にし
て昏く、數、旌旗を更へ、衣服を變易せばその軍克つべし。敵人の行陣固からず、士卒鬪はずん
ば其の前後に獵り、其左右を獸り、翼してこれをうたば敵人必ず懼れん。敵人暮に舍に歸らんと
欲し三軍恐駭せば、その兩旁を翼んで疾くその後を撃ちその壘口を薄めて入ることを得しむるな
くんば、敵人必ず敗れん。敵人險阻の保固なく、深く入り長く驅り、その糧道を絶たば、敵人必
ず餓うべし。地平らかにして易く、四面敵を見て車騎これを陥れば、敵人心す亂れん。敵人奔走
し、士卒散亂せば、或はその兩旁を翼み、或は其前後を掩はゞその將は擒にすべし。敵人暮に返り

てその兵甚だ衆く、その行陣必ず亂るれば、わが騎をして十にして隊をなし、百にして屯をなし、車、五にして聚をなし、十にして群をなさしめ、多く旌旗を設け、雜ふるに強弩を以てし、或は其兩旁を撃ち、或は其前後を絶たば敵將は擒にすべし、これ騎の十勝なり。」武王曰く、「九敗は奈何。」太公曰く、「凡そ騎を以て敵を陥れて陣を破ること能はず、敵人伴り走り、車騎を以て返りてわが後をうつは、此れ騎の敗地なり。北ぐるを追ひて、險を踰え長驅して止まず、敵人わが兩旁に伏し、またわが後を絶たばこれ騎の圍地なり。往きて以て返ることなく、入つて以て出づることなきは、これを天井に陥り地穴に頓すといふ。これ騎の死地なり。従ひて入る所の者は隘く、従ひて出づる所の者は遠く、彼は弱くして以てわが強をうつべし、彼は寡くして以つてわが衆をうつべきは、これ騎の沒地なり。大淵、深谷、翳茂、林木は、これ騎の竭地なり。左右に水あり、前に大阜あり、三軍兩水の間に戦ふとき、敵表裏に居るはこれ騎の艱地なり。敵人わが糧道を絶ち、往きて以て還ることなきは、此れ騎の困地なり。汗下沮澤進退漸洳は此れ騎の患地なり。左に深溝あり右に坑阜あり、高下平地の如く進退敵を誘ふ、此れ騎の陷地なり。この九者は騎の死地なり、明將の遠く避くる所以、闇將の陥り敗る所以なり。」

戰步第六十

武王太公に問て曰く、「歩兵と車騎と戦ふこと奈何にせん。」太公曰く、「歩兵と車騎と戦ふには必ず丘陵險阻によりて、長兵強弩を前に居き、短兵弱弩を後に居き、更、發し更、止め、敵の車騎衆にして至ると雖も、堅く陣し疾く戦ひ材士強弩以てわが後に備へよ。」武王曰く、「吾に丘陵なく又險阻なく敵の至ること既に衆し、且つ武車騎我が兩旁を翼み、わが前後を獵り、吾三軍恐懼散敗して走らばこれを爲すこと奈何。」太公曰く、「我が士卒をして行馬木蒺藜をなし、牛馬の隊伍をおき、四武の衝陣を爲らしめ、敵の車騎の將に來らむとするを望み、均しく蒺藜をおいて地を掘り、後に匝らし、廣深五尺名づけて命籠といふ、人ごとに行馬を操り、進歩して車を闌り以て壘をなし推して前み後ろに立ちて屯をなし、材士強弩もてわが左右に備へよ、然る後ち我が三軍をして皆疾く戦ひ必ず解けしめよ。」武王曰く、「善い哉。」

六 韜終

三 略

上 略

夫れ主將の法は、務めて英雄の心を擧る。有功を賞祿し志を衆に通ず。故に衆と好を同うすれば成らざる靡く、衆と惡を同うすれば傾かざる靡し。國を治め家を安ずるは人を得ればなり。國を亡ぼし家を破るは人を失へばなり。氣を含むの類は、咸く其志を得んことを願ふ。

軍識に曰く、柔能く剛を制し、弱能く強を制す。柔は徳なり、剛は賊なり、弱は人の助る所、強は人の攻むる所。柔も設くる所あり、剛も施す所あり、弱も用ふる所あり、強も加ふる所あり、此の四つの者を兼て宜きを制す。端末未だ見れざれば人能く知ることなし。天地神明は物と推移し變動常無く、敵に因て變化す。事の先を爲さずして動けば輒ち隨ふ、故に無疆を圖制して天威を扶成し、八極を匡正して九夷を密定す。此の如く謀る者は帝王の師たり、故に曰く、強を貪らざるなく能く微を守ること鮮しと。若し能く微を守らば乃ち其の生を保たん。聖人之れを存して以て事の機に應ず、之れを舒れば四海に彌り之れを卷けば杯に盈たず、之れを居くに室宅を以て

せず、之れを守るに城郭を以てせず、之れを胸臆に藏めて敵國服す。

軍讖に曰く、能く柔能く剛なれば其國彌々光あり、弱能く強なれば其國彌々彰はる。純ら柔に純ら弱なれば其國必ず削られ、純ら剛に純ら強なれば其國必ず亡ぶ。夫れ國を爲むる道は賢と民とを恃む。賢を信する腹心の如く、民を使ふ四肢の如くなれば則ち策遺すことなし。適く所支體の相隨ひ骨節の相救ふが如し。天道の自然其巧きこと間無し。軍國の要は衆心を察して百務を施す。危きものは之を安じ、懼るゝ者は之れを歡ばしめ、叛く者は之を還し、寃者は之れを原し、訴ふる者は之れを察し、卑しき者は之れを貴くし、強き者は之れを抑へ、敵する者は之を殘ひ、貪る者は之を豊かにし、欲する者は之れを使ひ、畏るゝ者は之れを隱し、謀ある者は之れを近け、讓する者は之れを覆し、毀る者は之れを復し、反く者は之れを廢し、横なる者は之れを挫き、滿る者は之れを損し、歸する者は之れを招き、服する者は之れを活かし、降る者は之れを脱せしむ。固きを獲て之れを守り、阨を得て之れを塞ぎ、難を獲ては之れを屯し、城を獲ては之れを割き、地を獲ては之れを裂き、財を獲ては之れを散す。敵動けば之れを伺ひ、敵近づけば之れに備へ、敵強ければ之れを下し、敵佚すれば之れを去り、敵陵がば之れを待ち、敵暴ならば之れを綏んじ、敵恃らば之れを義し、敵睦まば之れと携へよ。舉に順つて之れを挫き、勢に因て之れを破

り、言を放つて之れを過たしめ、四に網して之れを羅せよ。得て有する勿れ、居て守る勿れ、拔て久うする勿れ、立て取る勿れ。爲す者は則ち已む、有する者は則ち亡ふ。焉ぞ利のある所を知らん。彼は諸侯と爲り己は天子と爲り、城をして自ら保たしめ士をして自ら處らしめよ。世能く祖を祖とすれども、能く下を下とするは鮮し。祖を祖とすれば親たり、下を下とすれば君たり。下を下とする者は耕桑を務めて其時を奪はず。賦斂を薄うして其財を匱うせず。徭役を罕にして其れをして勞せしめずんば則ち國富み家娛しむ。然して後ち士を選んで以て之れを司牧す。

夫れ所謂士は英雄なり。故に曰く其英雄を羅すれば敵國窮す。英雄は國の幹、庶民は國の本、其幹を得其本を收むれば則ち政行はれて怨なし。夫れ兵を用ふるの要は、禮を崇び祿を重んずるにあり。禮崇ければ則ち智士至り、祿重ければ則ち義士死を輕んず。故に賢を祿するに財を愛まらず功を賞するに時を踰えざれば則ち下力并せて敵國削らる。夫れ人を用ふるの道は尊ぶに爵を以てし賤すに財を以てすれば則ち士自ら來る。接するに禮を以てし勵ますに義を以てすれば則ち士之れに死す。夫れ將士は必ず士卒と滋味を同うして而して安危を共にすれば敵乃ち加ぐべし。故に兵に全く勝つあり、敵に全く囚むあり。昔は良將の兵を用ふる、簞醪を饋るものあり。諸を河に投じて士卒と流を同うして飲む。夫れ一簞の醪は一河の水を味すること能はず。而も三軍の士

爲めに死を致さんと思ふは滋味の己に及べるを以てなり。

軍識に曰く、軍井未だ達せずんば將渴を言はず、軍幕未だ辯ぜずんば將倦を言はず。軍竈未だ炊がずんば將飢を言はず。冬、裘を服せず、夏、扇を操はず、雨ふれども蓋を張らず是れを將の禮と謂ふ。之れと安んじ之れと危うす。故に其衆合すべくして離すべからず、用ふべくして勞らすべからず。其恩を以て素より蓄へ謀り、素より和す。故に曰く、恩を蓄へて倦ますんば一を以て萬を取る。

軍識に曰く、將の威を爲す所のは號令なり。戰の全く勝つ所以のものは軍政なり、士の戰を軽くする所以の者は命を用ふればなり。故に將は令を還すことなし。賞罰必ず信あること天の如く地の如くにして乃ち人を御すべし。士卒命を用ひて乃ち境を越ゆべし。夫れ軍を統べ勢を持つる者は將なり、勝を制し敵を敗るものは衆なり。故に亂將には軍を保たしむべからず。乖衆には人を伐たしむべからず、城を攻むれば抜かず、邑を圍みて廢せず。二者功無ければ則ち士力疲弊す、士力疲弊すれば則ち將孤に衆特なり。以て守れば則ち固からず、以て戰へば則ち奔りて北ぐ。是れを老兵と謂ふ。兵老ゆれば則ち將威行はれず、將威無ければ乃ち士卒刑を輕んず。士卒刑を輕んずれば則ち軍伍を失ふ。軍伍を失へば則ち士卒逃亡す。士卒逃亡すれば則ち敵利に乗

す。敵利に乗ずれば則ち軍必ず亡ぶ。

軍讖に曰く、良將の軍を統ぶるや己を恕して人を治め、惠を推し恩を施して、士力日に新なり。戦ふこと風の發するが如く、攻むること河の決するが如し。故に其衆望むべくして當るべからず、下るべくして勝つべからず。身を以て人に先んず、故に其兵天下の雄たり。

軍讖に曰く、軍は賞を以て表と爲し罰を以て裏と爲す。賞罰明かなれば則ち將の威行はれ、人を官にすること得れば則ち士卒服す。任ずる所賢なれば則ち敵國畏る。

軍讖に曰く。賢者の適^ゆ所其前敵なし、故に士には下るべく驕るべからず。將は樂むべく憂ふべからず。謀は深かるべく疑ふべからず。士驕れば則ち下順ならず、將憂ふるときは則ち内外相信ぜず。謀疑へば則ち敵國奮ふ。此れを以て攻め伐てば則ち亂を致さん。夫れ將は國家の命なり。將能く勝を制すれば則ち國家安定なり。

軍讖に曰く、將能く清く、能く靜かに、能く平かに、能く整ひ、能く諫を受け、能く訟を聽き、能く人を納れ、能く言を採り、能く國俗を知り、能く山川を圖^はり、能く險難を表し、能く軍權を制す。故に曰く、仁賢の智、聖明の慮、負薪の言、廊廟の語、興衰の事は將の宜しく聞くべき所なり。將たるもの能く士を思ふ事渴するが如くなれば則ち策從ふ。夫れ將諫を拒^まめば則ち英雄散

す。策従はざれば則ち謀士叛く。善惡同じければ則ち功臣倦る。己を専にすれば則ち下咎を歸す。自ら伐れば則ち下功小し。讒を信すれば則ち衆心を離す。財を食れば則ち姦禁ぜず。内に顧れば則ち士卒淫す。將に一あれば則ち衆服せず。二あれば則ち軍に式なく。三あれば則ち下り奔り北ぐ。四あれば則ち禍國に及ぶ。

軍讒に曰く、將の謀は密ならんことを欲し、士衆は一ならんことを欲し、敵を攻めては疾からんを欲す。將の謀密なれば則ち奸心閉づ、士衆一なれば則ち軍心結ぶ、敵を攻めて疾ければ則ち備設くるに及ばず。軍に此三者あれば則ち計奪はれず。將の謀泄るときは則ち軍に勢なし。外内を關ふときは則ち禍制せられず。財營に入れば則ち衆奸會まる。將に此の三者あれば軍必ず敗る。將に慮なければ則ち謀士去る。將に勇なければ則ち士卒恐る。將妄りに動けば則ち軍重からず、將怒を遷せば則ち一軍懼る。

軍讒に曰く、慮や勇や將の重する所、動や怒や將の用ふる所なり。此の四者は將の明誠なり。軍讒に曰く、軍財なければ士來らず、軍賞なければ士往かず。

軍讒に曰く、香餌の下に必ず懸魚あり重賞の下に必ず勇夫あり。故に禮は士の歸する所にし、賞は士の死する所なり。其歸する所を招き其死する所を示せば則ち求むる所のもの至る。故

に禮して後に悔ゆる者には士止まらず。賞して後に悔ゆる者には士使はれず、禮賞倦らざれば則ち士死を爭ふ。

軍讒に曰く、師を興すの國は務めて先づ恩を隆にす。攻め取るの國は務めて先づ民を養ふ。寡を以て衆に勝つものは恩なり。弱を以て強に勝つものは民なり。故に良將の士を養ふこと身に易らず。故に能く三軍をして一心の如くならしむれば則ち其勝全かるべし。

軍讒に曰く、兵を用ふるの要は必ず先づ敵情を察し、其倉庫を視、其糧食を度り、其強弱を卜し、其天地を察し、其空隙を伺ふ。故に國に軍旅の難なくして糧を運ぶ者は虚なり。民に菜色ある者は窮せるなり、千里糧を饋る者は飢色あり、樵蘇後に鑿げば師宿に飽せず。夫れ糧を千里に運べば一年の食なし、二千里なれば二年の食なし。三千里なれば三年の食なし。是れを國虚と謂ふ。國虚なれば則ち民貧しく、民貧しければ則ち上下親まず。敵其外を攻め民其内を盜む。是れを必潰と謂ふ。

軍讒に曰く、上虐を行へば則ち下急刻なり。賦重く斂數し刑罰極りなければ民相殘賊す。是れを亡國と謂ふ。

軍讒に曰く、内食り外賤に、譽を詐りて名を取り、公を竊み恩と爲し、上下をして昏からしめ、

躬を飾り顔を正うして以て高官を獲る、是れを盜の端と謂ふ。

軍識に曰く、群吏朋黨各々親む所を進め、奸枉を招き擧げて仁賢を抑へ挫き、公に背き私を立て、同位相誼る、是れを亂の源と謂ふ。

軍識に曰く、強宗聚りて奸し、位無くして尊くし、威震はざるなく、葛藟相連り、徳を種ゑ恩を立て、在位の權を奪ひ、下民を侵し侮り國內嘩喧なれど臣蔽ひて言はず、是れを亂の根と謂ふ。

軍識に曰く、世々奸を作し、縣官を侵し盜み、進退便を求め、委曲文を弄して以て其君を危くす。是れを國姦と謂ふ。

軍識に曰く、吏多く民寡く、尊卑相若しく強弱相虜めて適に禁禦するなし。延いて君子に及べば國其咎を受く。

軍識に曰く、善を善として進めず、惡を惡として退けず、賢者隱蔽して不肖位に在れば國其害を受く。

軍識に曰く、枝葉強大にして比周勢に居り、卑賤貴きを陵ぎ、久うして益、大なれど、上廢するに忍びざれば國其敗を受く。

軍讖に曰く、佞臣上に在れば一軍皆訟ふ。威を引て自ら興し、動すれば衆に違ふ。進むなく退くなく、苟然として容れられんことを取る。専ら自己に任じて舉措功に伐り、盛徳誹謗し、誣述し、庸虐し、善となく悪となく皆己と同うす。行事を稽留して命令通ぜず、苛政を造作して古を變じ、常を易ふ。君佞人を用ふれば必ず禍殃を受く。

軍讖に曰く、奸雄相稱して主明を障蔽し、毀譽並び興りて主聰を壅塞し、各々私する所に阿つて、主をして忠を失はしむ。故に主異言を察するときは乃ち其萌を覩る。儒賢を聘すれば奸雄乃ち遷る。主舊齒に任じて萬事乃ち理り、主巖穴を聘して士乃ち實を得。謀、負薪に及べば功乃ち述ぶべし。人心を失はずんば德乃ち洋溢す。

中略

夫れ三皇は言ふことなくして化四海に流ふ、故に天下功を歸する所なし。帝は天を體し地に則り、言あり禮あり、而して天下太平なり。君臣功を讓りて四海化行はれ、百姓其然る所以を知らず。故に臣を使ふに禮賞を待たずして功の美ありて害なし。王者は人を制するに道を以てす、心を降し志を服して矩を設けて衰ふるに備ふ。四海會同して王職廢せず。甲兵の備ありと雖も、而

も戦闘の患なし。君、臣を疑ふなく、臣、主を疑ふなく、國定り主安んず。臣は義を以て退く、亦能く美ありて害なし。覇者は士を制するに權を以てし、士に結ぶに信を以てし、士を使ふに賞を以てす。信衰ふるときは即ち士疏す、賞虧るときは則ち士命を用ひず。

軍勢に曰く、軍を出し師を行るには、將自ら専らにするに在り。進退内より御すれば則ち功成り難し。

軍勢に曰く、智を使ひ勇を使ひ貧を使ひ愚を使ふ。智者は其功を立てんことを樂み、勇者は其志を行はんことを好み、貧者は其利に趨らんことき邀め、愚者は其死を顧みず、其至情に因りて之れを用ふ。此れ軍の微權なり。

軍勢に曰く、辯士をして敵の美を談說せしむること勿れ、其衆を惑はすが爲めなり。仁者をして財を主らしむること勿れ、其多く施して下に附くるが爲めなり。

軍勢に曰く、巫祝を禁じて、吏士をして軍の吉凶を卜ひ問ふことを得ざらしめよ。

軍勢に曰く、義士を使ふに財を以てせず、故に義者は不仁者の爲めに死せず。智者は闇主の爲めに謀らす。主以て徳なくんばあるべからず、徳なければ則ち臣叛く。以て威なくんばあるべからず、威なければ則ち權を失す。臣以て徳なくんばあるべからず、徳なければ則ち以て君に事ふ

るなし。以て威なくんばあるべからず、威なければ則ち國弱し、威多ければ則ち身蹶く。故に聖主世を御するに盛衰を觀、得失を度りて之れが制を爲る。故に諸候は二帥、方伯は三帥、天子は六帥、世亂るれば則ち叛逆生ず、王澤竭れば則ち盟誓して相誅伐す、徳同じく勢敵ければ以て相傾くなし。乃ち英雄の心を攪りて衆と好惡を同うし、而して後ち之に加ふるに權變を以てす。故に計策に非ずんば以て嫌を決し疑を定むるなし。譎奇に非ずんば以て奸を破り寇を息むるなし。陰計に非ずんば以て功を成すなし。聖人は天に體し、賢者は地に法り、智者は古を師とす、是の故に三略は、衰世の爲めに作る。上略は禮賞を設け、奸雄を別ち、成敗を著す。中略は徳行を差び、權變を審にす。下略は道德を陳べ、安危を察し賢を賊ふの咎を明かにす。故に人主深く上略を曉れば則ち能く賢に任じ敵を擒にす。深く中略を曉れば則ち能く將を禦し衆を統ぶ。深く下略を曉れば則ち能く盛衰の源を明かにし、治國の紀を審かにす。人臣深く中略を曉れば、則ち能く功を全うし身を保つ。

夫れ高鳥死して良弓藏めらる、敵國滅びて謀臣亡ぶ。亡ぶとは其身を喪ふに非ず。其威を奪はれ其權を廢するを謂ふ。之れを朝に封じて人臣の位を極め、以て其功を顯はす。中州の善國以て其家を富す。美色珍玩以て其心を悦ばしむ。

夫れ人衆一たび合すれば卒こほかに離すべからず。權威一たび與ふれば卒こほかに移すべからず。師を還し軍を罷やむるは存亡の階はなり、故に之を弱むるに位を以てし、之れを奮ふに國を以てす、是を霸者の略といふ故に霸者の其論を作るや駁なり。社稷しゃしやくを存し英雄を羅するは中略の勢なり、故に世焉これを秘す。

下略

夫れ能く天下の危きを扶くる者は則ち天下の安きに據り、能く天下の憂を除く者は則ち天下の樂を享うけ、能く天下の禍を救ふ者は則ち天下の福を獲ち。故に澤、民に及べば則ち賢人之に歸す、澤、昆蟲に及べば則ち聖人之れに歸す、賢人の歸する所は則ち其國強く、聖人の歸する所は則ち六合同じ。賢を求むるには徳を以てし、聖を致すには道を以てす、賢去れば則ち國微に、聖去れば則ち國乖そむく、微は危の階にして乖は亡の徵なり。賢人の政は人に降るに體を以てし、聖人の政は人に降るに心を以てす。體降れば以て始めを圖はるべく、心降れば以て終りを保つべし。體を降すに禮を以てし、心を降すに樂を以てす。所謂樂とは金石絲竹にあらざるなり、人其家を樂むを謂ひ、人其族を樂むをいひ、人兵業を樂むを謂ひ、人其都邑を樂むを謂ひ、人其政令を樂むを謂

ひ、人其道德を樂むを謂ふ。此の如く人に君たる者は乃ち樂を作つて以て之れを制し、其の和を失はざらしむ。故に有徳の君は樂を以て人を樂ましめ、無徳の君は樂を以て身を樂ましむ。人を樂ましむる者は久うして長く、身を樂ましむる者は久しからずして亡ぶ。近を釋て遠を謀る者は勞して功なく、遠を釋て近を謀る者は佚して終有り、佚政には忠臣多く勞政には怨民多し。

故に曰く廣地を務むる者は荒み、廣徳を務むる者は強なり。能くその有を有つ者は安んじ、人の有を食る者は残す。殘滅の政は累世患を受く。造作、制に過ぐれば成ると雖も必ず敗る。己を捨て人を教ふる者は逆なり、己を正うして人を化する者は順なり、逆は亂の招きなり、順は治の要なり。道德仁義禮五つの者は一體なり、道は人の踏む所、徳は人の得る所、仁は人の親む所、義は人の宜しき所、禮は人の體する所、一無くばあるべからず。故に夙に興き夜に寝ぬるは禮の制なり。賊を討じ讐を報するは義の決なり、惻隱の心は仁の發なり、己に得て人に得るは徳の路なり、人をして均平ならしめ其所を失はざるは道の化なり。君より出で、臣に下るを名づけて命といふ、竹帛に施すを名づけて令といふ、奉けて之れを行ふを名づけて政といふ。夫れ命失すれば則ち令行はれず、令行はれざれば則ち政立たず、政立たざれば則ち道通ぜず、道通ぜざれば則ち邪臣勝つ、邪臣勝つときは則ち主威傷る。

千里に賢を迎ふるは其路遠し、不肖を致すは其道近し、是を以て明君は近きを含て、遠きを取る、故に能く功を全うす。賢を尙べば下力を盡す。一善を廢すれば則ち衆善衰ふ、一惡を賞すれば則ち衆惡歸す、善者其の祐を得惡者其の誅を受くる時は則ち國安くして衆善至る。衆疑へば國を定むるなく、衆惑へば民を治むるなし。疑定まり惑還らば國乃ち安かるべし。一令逆ふときは則ち百令失す、一惡施すときは則ち百惡結ぶ。故に善順、民に施し、惡凶、民に加はるときは則ち令行はれて怨みなし。怨をして怨を治めしむれば是を天に逆ふと謂ふ。讐をして讐を治めしむれば其禍救はれず。民を治めて平かならしめ之れを致すに清を以てすれば則ち民其所を得て天下寧し。上を犯す者尊く、貪鄙なる者富まば聖主ありと雖も其治を致すこと能はず。上を犯す者誅せられ、貪鄙なる者拘へらるれば則ち化行はれて衆惡消す。清白の士は爵祿を以て得べからず、節義の士は刑威を以て脅すべからず。故に明君賢を求むるに、必ずその所以を觀て焉れを致す。清白の士を致すにはその禮を修め、節義の士を致すにはその道を修め、然る後ち士致すべくして名保つべし。

夫れ聖人君子は盛衰の源を明にし、成敗の端に通じ、治亂の機を審かにし、去就の節を知る。窮すと雖も亡國の位に處らず、貧すと雖も亂邦の粟を食はず。名を潛し道を抱く者時至りて動く

ときは則ち人臣の位を極め、徳己おのれに合ふときは則ち殊絶の功を建つ。故に其道高くして名後世に顯はる。聖主の兵を用ふるや之れを樂むにあらす、以て暴を誅し亂を討たんとするなり。夫れ義を以て不義を誅するは、江河を決して烟火しやくわに漑そそぎ不測に臨んで墜おちんと欲するを擠おさすが如し。その克つや必せり。優游恬淡てんたんとして進まざる所以の者は人物を傷やげんことを重かさすればなり。夫れ兵は不祥の器なり、天道之れを惡む、已むを得ずして之を用ふ是れ天道なり。

夫れ人の道にあることは魚の水にあるが如し、水を得れば生き水を失へば死す。故に君子は常に畏懼して敢て道を失はず。豪傑職を乘れば國威乃ち弱く、殺生豪傑にあれば國勢乃ち竭き、豪傑首を低たるれば國乃ち久しかるべし、殺生君にあれば國乃ち安すかるべし。四民用虚むだければ國乃ち儲たくは無く、四民用足るときは國乃ち安樂なり。賢臣内なれば則ち邪臣外なり、邪臣内なれば則ち賢臣斃る、内外宜きを失すれば禍亂世に傳はる。大臣主を疑ふときは衆奸集り聚る。臣、君の尊きに當れば上下乃ち昏くらし、君、臣の處に當れば上下序を失す。賢を傷やふ者は殃わざはひ三世に及び、賢を蔽かふ者は身其害を受く、賢を嫉にくむ者は其名全からず、賢を進むる者は福子孫およに流ぶ。故に君子は賢を進むるに急にして美名彰ある。一を利して百を害すれば民城郭を去る、一を利して萬を害すれば國乃ち散ぜんことを思ふ、一を去りて百を利すれば人乃ち澤たくを慕ふ、一を去り萬を利すれ

ば政乃ち亂れず。

—(三略終)—

武經七書終

昭和十年五月十二日 印刷
昭和十年五月十八日 發行
昭和十年六月一日 第二回印刷

武經七書 改正定價

金座書局

六卷錢

編輯者

三教書院編輯部
代表者 鈴木種次郎

發行者

東京市中野區高根町六番地
鈴木種次郎

印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地
白井赫太郎

印刷所

東京市神田區錦町三丁目十一番地
精興社

發行所

東京市中野區高根町六番地

三教書院

營業所

電話中野二八〇四番
振替東京四五八〇番
東京市神田區錦町一ノ二番
電話神田二四〇八番

25-21

民國二十五年
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日

中華民國二十五年
五月二十二日

五月二十二日

大正十二年
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日
五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日

五月二十二日



